

岩手県教育委員会  
東日本大震災津波記録誌  
『教訓を後世に岩手の教育』

# 2章

## 災害応急対応の取組

～震災津波発生時から学校再開まで～

- 1 発災後の初期対応
- 2 避難場所等になった教育施設における取組
- 3 学校再開に向けた取組
- 4 児童生徒への支援
- 5 教職員への対応と人的体制への取組
- 6 学校施設の応急復旧に向けた取組
- 7 国や他の自治体等からの支援

# 2章

岩手県教育委員会東日本大震災津波記録誌 教訓を後世に岩手の教育へ

震災津波発生時から学校再開まで

## 災害応急対応の取組

1

### 発災後の初期対応

#### (1) 県教育委員会の対応

##### 県の初動体制

##### 県災害対策本部

県では東日本大震災津波発生直後に「岩手県災害対策本部」を設置すると共に、陸上自衛隊に災害派遣要請を行った。震災の影響により県内全域で停電となったほか、電話がつかない状態となり、特に沿岸部では津波により通信施設が破壊されるなどして、災害対策本部に入ってくる情報は非常に限られていた。発災当日は岩手県災害対策本部会議を3回開催し（県教育委員会は災害対策本部教育部として参加）、今後の対応方針や各所で収集した被害状況等の情報共有がなされた。

沿岸地域の甚大な被害状況から、現地における災害対策の強化及び市町村との連携強化を図るため、平成23年3月21日（月）に沿岸及び県北広域振興局に現地災害対策本部を設置すると共に、盛岡及び県南広域振興局に現地災害対策支援本部を設置した。

##### 県教育委員会（県災害対策本部教育部）の初期対応

震災発生直後に教育委員会事務局に教育長を本部長とする、岩手県災害対策本部教育部を設置し、本庁各室課に児童生徒及び教職員の安否情報の確認、被害状況等の情報収集について指示がされた。発災当初は壊滅的な被害を受けた沿岸地域をはじめとして、情報収集は困難を極めた。

震災に伴いガソリンの供給体制が厳しい状況であることが明らかになったため、3月12日（土）に県教育委員会の全公用車を教育企画室の管理下に置き、公用車及び燃料を整え、3月13日（日）沿岸部に現地調査する職員を派遣して各地の情報収集等に努めた。現地調査の実施に当たって、県教育委員会の全公用車だけでは不足することから、岩手県文化振興事業団や岩手県スポーツ振興事業団等の関係団体にも車両の貸与を依頼した。当初、公用車のガソリンについては、災害対策本部の燃料班から「緊急用車両」ステッカーの発行を受け給油していたが、日に日に困難な状況が

深まった。4月上旬になり、全国的なガソリンの供給体制が整いはじめ、県内においてもガソリン不足は徐々に解消した。

沿岸部においては、避難所指定の有無に関わらず多くの被災した住民が学校に避難し、学校施設が応急避難場所となり、食糧や物資が不足する中、教職員が一時的に昼夜を問わず避難場所運営の役割を担った。これらを支援するため、県教育委員会では職員の応援派遣や物資の供給を行った。

また、壊滅的な被害を被って行政機能が一時的に麻痺した市町村教育委員会への職員派遣や、NTTからの衛星電話等の貸与の調整を図ると共に、国内外の諸団体からの支援の申し出の調整を行った。

さらに、教育の空白をつくらず、児童生徒の「教育を受ける権利」を確保するため、震災津波により被災した学校や避難場所となっている学校の教育活動再開に向け、3月18日（金）、県教育委員会事務局内に「学校再開支援プロジェクトチーム」を設置した。

本庁各室課では、情報共有を図るため総括課長会議を開催した（発災直後は1日数回、3月中旬は1日2回、3月下旬は1日1回程度）。各室課は通常業務に

基づき、災害応急業務に当たると共に、当直体制を組み、被災地域からの情報収集やマスコミ等への情報提供に努めた。宿直は4月中旬まで、土・日の日直は5月中旬まで継続した。

### 支援室体制の強化

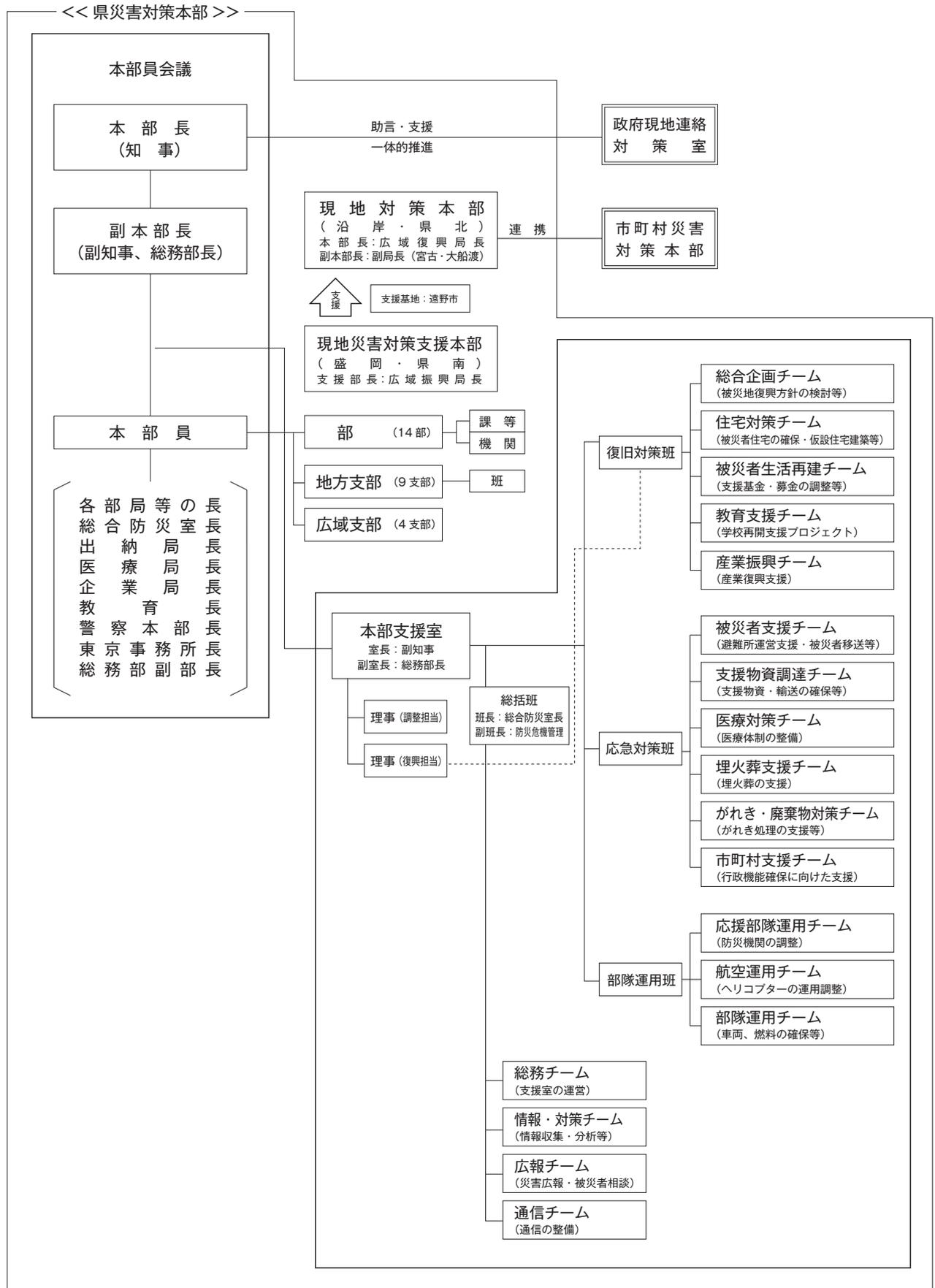
岩手県災害対策本部内に設置された本部支援室では、各部の総合調整や防災関係機関との連絡調整を担い、当初6班体制（統括班、対策班、情報班、通信班、後方班、総務班）で災害対策業務に当たっていたが、より迅速にきめ細かい震災対応をするため、災害対策本部体制を見直し、主要業務ごとの部局横断的な専従チームを3月25日（金）に設置した。

本部支援室のうち、復旧対策班に教育対策チームが設けられ、教育企画室企画担当並びに学校再開プロジェクトチーム（義務教育担当及び高校教育担当）が支援室主催の連絡調整会議に参加し、学校再開に向けた情報を提供すると共に、仮設住宅の設置や避難住民の移送など被災地の学校に関わるさまざまな課題について、各チームと連携しながら解決を図った。

### ■各室課の主な災害応急業務

室 課	主な災害応急業務
教 育 企 画 室	部内各課等の統括、被害調査の取りまとめ、教育に関する見舞金品の取りまとめ、学校園施設・設備の被害調査・応急対策、被災した県立高校の生徒に対する授業料減免措置、事務局公用車の一元管理（燃料不足のため）ほか
学 校 教 育 室	教職員・児童生徒の被害調査・応急対策、幼児児童生徒の心のサポート、県立総合教育センターの被害調査・応急対策、被災した児童生徒に対する教育相談窓口の設置、被災市町村以外の市町村への被災した児童生徒の受入要請、災害救助法に基づく学用品の給与についての情報提供、被災児童生徒に対する応急教育、被災地の学校運営の指導 ほか
生 涯 学 習 文 化 課	公立社会教育施設・公立文化施設の被害調査・応急対策、公民館等の避難所開設指導、文化財の被害調査・応急対策 ほか
ス ポ ー ツ 健 康 課	公立社会体育施設の被害調査・応急対策、学校給食の実施状況等の調査、学校における食事の確保が困難な児童生徒に対する支援、被災学校における感染症発生状況調査・保健管理指導 ほか
教 職 員 課	教育委員会事務局・学校以外の教育機関の職員の被害調査、市町村立の小中学校教員の非常招集・配置についての協力要請、県立学校等の職員の非常招集・配置 ほか

■災害対策の体系



県総務部資料より作成

## 学校等の被害状況の把握

通信網が途絶している中、被災地域の学校の被災状況や避難場所としての活動状況等を確認するため、県教育委員会事務局職員等が公用車で現地に赴き調査を実施した。

また、教育事務所長会議を開催し、人的被害及び校舎被害を含めた被災地域の現状、避難場所の状況等について報告を受けた。被災した児童生徒・教職員の心のケア、避難場所となっている学校で対応している教職員への支援、校舎が被災した学校の再開場所の確保が急務と判断し、本庁関係室課と情報共有を図った。

### 県教育委員会事務局職員による現地調査

平成23年3月13日（日）、沿岸部の児童生徒及び教職員の安否、学校施設等の状況、人員の必要性等を確認するため、県立学校を担当する2班、小・中学校を担当する4班の計6班で現地調査を行った。

県立学校関係2班は、沿岸南部と宮古地区の以下の県立高等学校、特別支援学校の状況を確認した。小・中学校関係4班は、各地区教育事務所（釜石においては釜石市教育委員会）を目標し、教育事務所の指示の下に情報収集活動に従事した。

#### 【現地調査を行った県立学校】

- |           |           |
|-----------|-----------|
| ・高田高等学校   | ・宮古北高等学校  |
| ・大船渡高等学校  | ・宮古恵風支援学校 |
| ・大船渡東高等学校 | ・宮古高等学校   |
| ・気仙光陵支援学校 | ・宮古水産高等学校 |
| ・釜石商工高等学校 | ・宮古商業高等学校 |
| ・釜石祥雲支援学校 | ・宮古工業高等学校 |
| ・大槌高等学校   | ・山田高等学校   |

指定避難所ではなかった学校でも近隣の住民が学校に避難し、教職員は対応に追われていた。情報不足の状況におかれ、通信手段やガソリン・重油の支援が求められた。がれきのため校舎に近づけない状況や震災



被災した県立高田高等学校の校舎(平成23年3月16日)

に伴う山林火災が続いていた。

### 教育事務所長会議

平成23年3月16日（水）、各教育事務所長、教職員課関係者（総括課長、小中学校人事担当主任経営指導主事、厚生福利担当課長、保健師）が参集し、教育事務所長会議を開催した。

進学対応、卒業式・入学式、人事異動の見通しが立たないことへの不安が挙げられたほか、被災市町村からは、通信・交通手段の不足により本庁等へ現状や支援要請を伝える術がなく、通信手段の確保など担当部署を越えた対応を求められた。

避難場所対応等で心身の疲労が大きいながらも、地域との関係が構築されている教職員から「児童生徒・保護者・地域に支援を継続したい」「現在の校長、教員で学校を立て直すまでの時間がほしい」という声があることも報告された。

### 学校施設等の被害状況の把握

県立学校施設の被害状況等を把握し、早期復旧を図るため、平成23年3月14日（月）に全ての県立学校に対して、学校施設、教育設備、教職員住宅、未利用施設等の被災状況を照会した。

甚大な被害を受けた沿岸部の県立学校については報告を待たずに、3月16日（水）に大船渡地区（大船渡東高等学校萱中校舎を高田高等学校の応急仮設校舎としての利用可否も確認）、3月18日（金）に宮古地区の現地調査を行って被害状況を確認した。

被害額については、業者から見積もりを徴することが困難あるいは相当の時間を要するなどの事態が想定されたことから、段階的に報告を受けるなどして被害状況等を取りまとめ、3月29日（火）から、被災施設の判明状況に応じて、県内各地区の被災状況等現地調査を順次実施した。



県立宮古工業高等学校のがれきが押し寄せた校舎1階(平成23年3月13日)同校提供

## 県立学校への人的支援

### 県立大槌高等学校、県立山田高等学校への 応援派遣

避難所の指定を受けていなかった県立学校にも多数の住民が避難してきたため、体制が不十分なまま、学校の教職員が不眠不休で対応に当たることとなった。そこで、避難場所となった県立学校からの情報収集を進め、校長から要請のあった大槌、山田の2高等学校に対し、当該校の教職員の負担軽減を図るため、内陸部の教職員の応援派遣を行うこととした。

第1陣として、平成23年3月17日(木)、18日(金)に、被災の度合いが大きかった一関地区を除く内陸部の県立学校に対し両校への派遣者を募ったところ、派遣予定数を超える希望があった。そこで当該校の勤務経験者と養護教諭を優先するとともに、女子生徒への対応を考慮し、可能な限り女性を加えることを念頭に派遣者を決定し、選外者には第2陣以降の応援派遣への協力要請を行った。

1回当たりの派遣期間は3泊4日とし、派遣者に飲食や宿泊道具等は各自で賄うよう連絡を入れ、19日(土)から応援派遣を開始した。大槌高等学校への移動に花巻農業高等学校バスを、山田高等学校への移動に盛岡農業高等学校バスを使用した。ガソリン等の車両用燃料がきわめて入手困難な状況の中、盛岡農業高等学校には軽油の備蓄があったことに加え、運転手

に両校の運転技士を手当できたことで円滑な実施につなげることができた。

第1陣のバスには、応援職員の勤務校や岩手県高等学校教職員組合からの支援物資等を積み込んで現地に向かった。また、復路のバスには、大槌高等学校校長の指示により内陸部に自宅等がある同校教員3名を乗車させ帰省させることとなった。(この3名は第2陣の応援派遣車に同乗し学校に戻った。)

以降、学校のバスで現地に向かい、新旧の派遣者間で引き継ぎを行った後、それまでの派遣者が帰路につく方法により、4月9日(土)まで7回にわたって応援派遣を実施した(下表参照)。なお、第3陣以降は、公用車により派遣者の送迎を行った。

派遣者は両校の校長の指示のもと、主に支援物資の仕分けや衛生環境の保持に関わる仕事を担当した。教職員仲間であることに加え、かつてその学校に勤務した経験をもつ者もおり、きめ細かな支援となった。なお、趣旨を同じくする他の応援隊との調整により、同じ地区の小・中学校の避難場所の支援に回るケースもあった。

### 県立大槌高等学校、県立山田高等学校への 当直専門員の配置

大槌高等学校及び山田高等学校では、避難場所、救護物資の保管場所、炊き出し調理場所等として使用されているほか、病院の代替場所として医療チームが校内に滞在していた。避難場所には町職員も駐在してい

■ 応援派遣人数(記載人数に加え、各回とも学校教育室職員が随行)

(人)

期 間	3/19~3/22	3/22~3/25	3/25~3/28	3/28~3/31	3/31~4/3	4/3~4/6	4/6~4/9
大槌高等学校	12	5	5	5	5	4	3
山田高等学校	7	6	3	3	3	-	-



県立大槌高等学校での炊き出し(平成23年4月4日)  
同校提供



体育館のステージ上に避難所本部を設置した県立山田高等学校  
(平成23年3月19日)  
同校提供

たが、手が回らず、救援物資の搬入・搬出や炊き出しのため避難者等が学校へ出入りしていた。機械警備ができないため、学校の教職員が対応せざるを得ず、疲労がピークに達していた。そこで学校からの要請に基づき、4月中は学校の教職員での対応としたが、5月以降については、平日の夜及び休日の当直専門員を配置した。

当直専門員は、大槌高等学校には5月1日（日）から8月7日（日）まで3名、山田高等学校には5月7日（土）から8月31日（水）まで4名、それぞれ配置して対応した。

なお、これに係る予算は、災害救助法による災害救助費を活用することとし、保健福祉部地域福祉課において平成23年度6月補正により一括要求し、予算措置された。

### 県立気仙光陵支援学校への応援派遣

避難生活をしている児童生徒への対応を含め、避難場所が必要とされる業務全般を支援するため、気仙光陵支援学校へ職員応援派遣を行った。

花巻清風支援学校から5人（教諭、寄宿舎指導員、実習教諭、運転技師）と前沢明峰支援学校から5人（教諭、寄宿舎指導員、介助員）の計10人が、3月19日（土）から21日（月）までの2泊3日の日程で、寄宿舎に避難している児童生徒、保護者への支援や施設等の簡単な修繕及び安全確保を行った。現地までの移動は花巻清風支援学校スクールバスを使用した。

発災から1週間が経過し、当該校の職員の疲労は大きかったが、応援派遣職員がいることにより、心身とも休息することができた。また、教員だけでなく寄宿舎指導員や現業職の職員がいたことから、児童生徒への支援だけでなく児童生徒の家族への支援や施設の修繕など多様な支援が可能となった。

### 市町村教育委員会への支援

発災以降、被災した市町村教育委員会及び（避難所指定の有無に関わらず）住民等が避難している小・中学校に対して、県教育委員会事務局や内陸部の小・中学校から教職員を応援派遣する取組を行った。（次頁表参照）

### 県教育委員会事務局職員の応援派遣

3月15日（火）以降、盛岡・中部・県南の3教育事務所、総合教育センター、生涯学習文化課（本庁、生涯学習推進センター、県南青少年の家、県北青少年の家）の職員を、宮古及び沿岸南部教育事務所管内の

市町村教育委員会に派遣した。本部待機、連絡調整、体制づくり等を支援すると共に、住民が避難している小・中学校（県立学校は前項に掲載）に対する人的支援を行った。

支援物資の搬出入、炊き出し、給水配付などの避難場所運営や、被災者や電話への対応に従事し避難場所となった学校の教職員の負担軽減につなげた。また、現場のニーズを踏まえ、総合教育センターを中心とした養護教諭隊を3月19日（土）から派遣した。

派遣先の小・中学校の避難場所の状況や要望により、職員派遣を継続し、盛岡教育事務所では避難場所の自治機能が確立する4月上旬まで支援を行った。



県立総合教育センターを出発（平成23年3月18日）  
同センター提供

### 内陸部の小・中学校教職員の応援派遣

避難場所となった学校の教員が学校再開に向けた業務に専念できる体制づくりのための支援として、内陸部の小・中学校教職員を沿岸部の市町村教育委員会及び避難場所となっている学校に応援派遣する取組を行った。

3月16日（水）に佐々木修一教育次長が盛岡市の八巻恒雄教育長（岩手県市町村教育委員会協議会教育長部会長）（両氏とも当時）を訪問し、応援派遣の要請を行った。3月17日（木）には県教育委員会から盛岡市、花巻市、一関市の3市教育委員会に対し、教学第1179号「避難場所となっている小中学校への教職員の応援要請について」により依頼を行い、3市教育委員会は以下により応援派遣を実施した。

- ・近隣の市町村教育委員会との連携のもと派遣者を決定
- ・派遣に使用する自動車、運転手等の手配（移動に必要なガソリンは県から提供）
- ・派遣先となる小・中学校との連絡等必要な調整（避難場所等の情報は県から提供）

盛岡市教育委員会は、盛岡教育事務所管内8市町村

から派遣者を取りまとめ、3月20日（日）から31日（木）にかけ、計5回延べ126人を宮古地区（宮古市・山田町）に応援派遣を行った。1回目は県手配のバスで、2回目以降は岩手県教職員組合手配のバスを使用した。

花巻市教育委員会は、3月20日（日）に花巻市から12人、3月23日（水）に遠野市から7人を、それぞれ3泊4日の日程で釜石地区（釜石市・大槌町）へ応援派遣を行った。

一関市教育委員会では、県南教育事務所管内5市町（含藤沢町）からの派遣者を取りまとめ、3月23日（水）から26日（土）まで、一関市・平泉町・藤沢町より陸前高田市に11人、奥州市・金ヶ崎町より大船渡市に10人の応援派遣を行った。

### 県立特別支援学校教職員による避難場所での読み聞かせ等の支援

避難場所での生活が長期に及ぶことが予想されたことから、避難している幼児児童への心理的な安定を図ることを目的に、気仙光陵支援学校及び釜石祥雲支援学校に依頼し、教職員を地域の子どもたちがいる避難場所（小学校・公民館等）に派遣した。

支援内容は、避難場所にいる子どもに対する読み聞かせや、創作活動、運動、遊び、話し相手等の余暇支援を行うこととし、3月25日（金）～4月1日（金）までの間、両校の教職員延べ80人が避難所20カ所で支援を行った。

## 通信手段の確保

沿岸部の通信施設が被災し、通信回線が寸断したため、支援の需給等について適時の連絡ができず、互いに情報不足であった。ガソリン不足が懸念される中、沿岸と内陸を相互に往来したり、私用携帯電話の電波が届く場所や自宅のある内陸部に移動して連絡する状況にあった。

### 衛星携帯電話配備

県教育委員会事務局は、沿岸部との通信手段として、平成23年3月16日（水）に衛星携帯電話を県立釜石商工高等学校、県立高田高等学校、沿岸南部教育事務所の3カ所に配備した。17日（木）には釜石商工高等学校配備分を釜石市教育委員会に移設。沿岸地域にある各学校の児童生徒の安否確認、避難場所運営や学校再開準備等の連絡を取り合えるようになった。

### ネットワーク接続支援

県立総合教育センターでは、応援派遣の第2陣（3月18日）以降、所有する情報通信機器等を陸前高田市に提供し、市教育委員会並びに市立第一中学校のLAN構築及びインターネットの接続支援を行うことで、3月30日（水）には陸前高田市教育委員会 Web ページの開設に至った。

そこで、同様の支援を拡大するため、「モバイルWiFiルータを用いたメールとインターネット利用」

## 市町村教育委員会への応援派遣の状況

	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23
陸前高田市	県南教育事務所 (2) 中部教育事務所 (2) 総合教育センター (6)			県南教育事務所 (2) 中部教育事務所 (2) 総合教育センター (4) 県南青少年の家 (6)			総合教育センター (4)		
大槌町	中部教育事務所 (1)			総合教育センター (養護教諭隊 5)					
	県南教育事務所 (1) 中部教育事務所 (2) 総合教育センター (4)			生涯学習文化課 (2) 生涯学習推進センター (6)			総合教育センター (4) 花巻市小・中学校教職員 (12)		
山田町	盛岡教育事務所 (1)			盛岡教育事務所 (2) 生涯学習文化課 (3) 県北青少年の家 (3)			総合教育センター (4)		
	盛岡教育事務所 (2) 総合教育センター (6)			盛岡教育事務所管内小・中学校教職員 (28)					
野田村	総合教育センター (6)								

■ 県教育委員会事務局職員の応援派遣

■ 内陸部の小・中学校教職員の応援派遣

■ 特別支援学校教職員の読み聞かせ等の支援

の提案をもとに、県教育委員会学校教育室が県政策地域部地域振興室と連絡を取り合い、NTTドコモの支援により県に貸与されていた情報端末（GALAXY Tab：無線LAN ルータ機能有）14 台の提供を受けた。

4月8日（金）以降、県立総合教育センター職員が沿岸の9県立学校（高田高等学校〔大船渡東高等学校 萱中学校舎に設置〕、大槌高等学校、山田高等学校、宮古北高等学校、宮古工業高等学校〔機器は宮古商業、宮古水産と共用〕、宮古商業高等学校、宮古水産高等学校、久慈工業高等学校、宮古恵風支援学校）と4市町村教育委員会（大船渡市、大槌町、山田町、野田村〔機器は村が準備〕）に出向きネットワーク接続の支援を行った。これによりウェブ閲覧やメール機能が利用できるようになり、従来のネットワークが復旧する7月下旬まで、この仕組みを業務（校務）に役立ててもらったこととなった。

また、沿岸部の小・中学校向けに、同じく県地域振興室をとおして無線LANルータ（BF-01B）60 台の提供を受け、4月27日（水）以降、6市町村（大船渡市、陸前高田市、大槌町、宮古市、山田町、野田村）の小・中学校23校、中学校11校の計34校に県立総合教育センター職員が出向き、ネットワークの接続支援を行った。その結果7月末日（大槌町の小・中学校は9月末日）までこの仕組みを利用し、校務に役立てることができた。

■モバイルWiFiルータを用いたメールとインターネット利用の概要



携帯電話貸与

NTTドコモから、固定電話のつながっていない沿岸部の小・中学校向けに携帯電話貸与の支援があり、4月8日（金）以降、教育事務所をとおして8市町村（大船渡市、住田町、釜石市、大槌町、宮古市、山田町、岩泉町、野田村）の希望校63校（小学校43校、中学校20校）に配付し、7月末日まで利用することができた。

なお、以上の支援について、機器使用中の端末料金、通信料、通話料は全て無料であった。

( )は人数

3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	
		(9)	(9)	(12)	(9)	(6)			大船渡市 陸前高田市
県南教育事務所管内 小・中学校教職員 (21)		気仙光陵支援学校教職員							
				(10)			(16)	(9)	釜石市 大槌町
遠野市小・中学校教職員 (7)		釜石祥雲支援学校教職員							
	盛岡教育事務所 (2)		盛岡教育事務所 (2)		盛岡教育事務所 (2)				宮古市 山田町
(28)	(28)	(27)	(15)						
									久慈市 野田村

## (2) 市町村教育委員会の対応

**DATA** 東日本大震災津波に係る  
市町村教育委員会の対応に関する調査  
平成 24 年度 岩手県教育委員会実施

### 【学校の被害状況の把握】

各市町村教育委員会による学校の被害状況の把握は、通信手段の途絶に加え、道路・交通網の寸断とガソリン不足も重なったことからかなりの時間を要した。

固定電話で学校と連絡が取れた教育委員会は内陸の一部市町村だけで、多くの教育委員会では職員が分担して学校を訪問し被害状況の把握に努めた。また、学校の教職員が教育委員会へ報告に来ることで、互いに連絡を取り合った。

内陸部の教育委員会では、固定電話・携帯電話・メールのいずれかにより繰り返し連絡を試みたことで、発災当日のうちに管内全ての学校と連絡が取れたが、沿岸部では通信の途絶や道路の寸断により数日を要した。

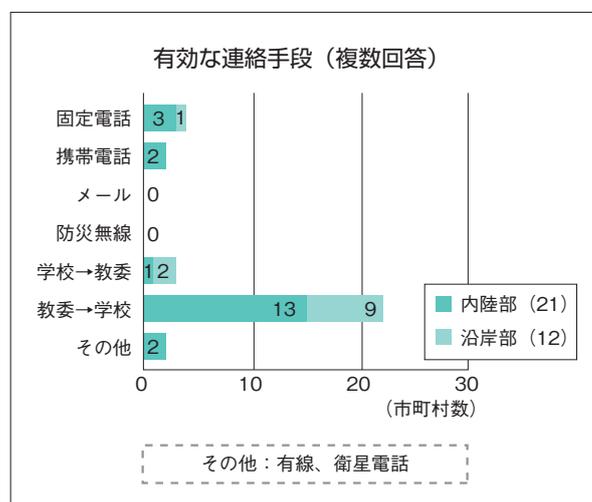
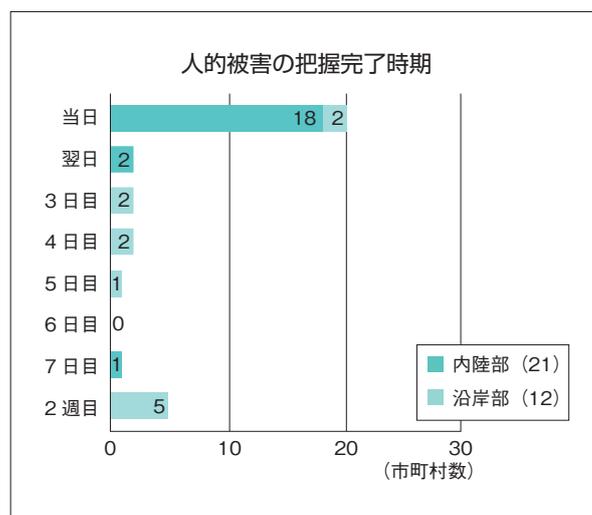
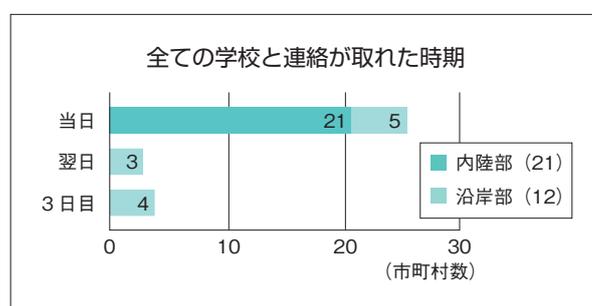
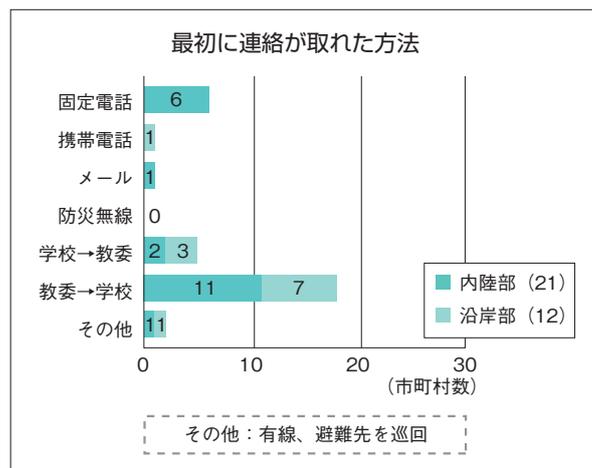
発災初期における市町村教育委員会と学校との主な連絡内容は下表のとおりであったが、児童生徒・教職員の安否確認は特に難航し、教育委員会職員が手分けして避難場所の巡回や地域住民へ所在確認を行い、早期把握のために尽力した。

学校との連絡内容(発災初期)	
・	児童生徒や保護者の安否確認
・	教職員の安否及び被災状況の把握
・	学校施設等の安全点検
・	三学期、卒業式等の日程協議

内陸部の市町村は遅くとも7日目(3月17日)までに全ての学校の人的被害状況を把握し、沿岸部では2週目(3月18日から24日)までに把握を完了した。

停電時の通信手段や緊急時の連絡方法についての備えがなく、状況把握にはどの教育委員会も苦慮したものの、教育委員会職員、学校教職員が相互に往来して状況や対応を確認し合い、適宜、役割分担や効率的な人員配置により対処したことが報告された。また、手紙やメモを届けるなど文書輸送ルート(市町村教育委員会→避難場所→近隣の学校)を確立し、迅速な連絡ができるよう工夫した教育委員会もあった。

発災直後の学校では児童生徒の安全確保と避難者への対応に従事していると考えられるため、教育委員会職員が学校や避難場所をまわり状況把握と連絡を行う方法が有効であるとされた。



### 【学校への支援】

市町村教育委員会が小・中学校に対して行った物的・人的な支援は、避難場所となった学校の避難者への対応に関するものが中心であった。

食糧や毛布、ストーブなどの物的支援を行ったほか、避難場所となった学校等への職員派遣により、交代で避難場所に常駐し、日中だけでなく夜間の運営・管理も行い、避難者の対応に当たった。

被害が軽微にとどまった市町村では特段の対応は不要であったが、自治体や教育委員会そのものの被害が大きかった沿岸部では学校を支援できる体制がなく、各学校や避難場所への巡回など現状把握の際に学校運営の相談等を受けるのが精一杯であった。

市町村教育委員会から学校への主な支援内容	
物的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所校への食事や食料（飲料）の提供</li> <li>・毛布</li> <li>・発電機及び燃料</li> <li>・暖房用ストーブ等の配置</li> <li>・連絡用自転車</li> <li>・消石灰 等</li> </ul>
人的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事配給</li> <li>・老人・病人介護</li> <li>・対策本部との連絡</li> <li>・各種情報の提供</li> <li>・発電機・ストーブへの燃料補給等</li> </ul>

### 【初期対応全般について】

発生直後から概ね一週間における学校への初期対応について、特に配慮した点や反省点についての回答は以下のとおりであった。

- ・避難場所となった学校への職員の派遣を早急に行うようにした。
- ・1日1回は必ず全ての学校を訪問した。生活する上での安全確保（感染症等の予防含む）。
- ・卒業式が間近であったことから、震災発生翌日に教育委員会職員が学校訪問し、施設の緊急修繕箇所について学校と協議した。
- ・災害対策本部と連携しながら校長・副校長会議を開催して、児童生徒並びに保護者の安否確認、三学期の対応、教職員間の調整等を確認した。
- ・燃料（灯油など）の供給がストップしたため、各学校の暖房用燃料の確保に努めた。また、車両の燃料

（ガソリン）も不足したため、会議等の開催もなるべく控えるようにした。

- ・震災直後、スクールバスを配車し、指定の避難場所へ移動した。避難完了12分後、第1波20mの津波を観測している。校舎が海岸に近いことから、校舎避難から待機か移動かの判断が課題となった。
- ・児童生徒の留め置きについて検討する必要がある。
- ・避難所となった場合の教職員と市職員の役割分担の明確化が必要である。
- ・教職員が教育環境の整備に集中できるように、教職員の負担軽減に繋がる防災計画の見直しが必要である。



被災した陸前高田市教育委員会事務局。正面は市庁舎（平成23年6月2日）  
陸前高田市教育委員会提供



釜石市のスクールバス（平成23年5月25日）

## 生かされて明日へ

～学校再開に向けた山田町教育委員会の取組の概要～

山田町教育委員会 前教育長 岩 船 敏 行

### 1 信じること（震災直後）

地震、大津波、大火災。学校との連絡手段はすべて遮断。「子どもたちが心配。でも、先生たちがついている。だいじょうぶ。」ふだんの校長先生方の卓越した経営手腕を信じながらも、炎や爆発音が迫る役場3階の事務室で、まんじりともせず、職員とともに寒くて長い一夜を過ごす。

### 2 寄り添うこと（震災後第1～2週）

- 繰り返し行った学校訪問
- 臨時校長会議の開催（県立山田高校長を含む）
- 宮古教育事務所及び近隣市町村教育委員会との情報共有
- 心強かった県教委派遣の応援職員や内陸部との姉妹校交流
- 校舎全壊の船越小学校再建案

○ 12日早朝、町災害対策本部会議後、ただちに町教育委員会として、被災地域の学校訪問班を2班組織し、徒歩にて行動開始する。その際、必ず複数で行動し、ご遺体捜索のためのがれき撤去の邪魔にならないこと、学校長に対しては、「児童生徒の心身のフォロー、安否不明者のチェック。避難の長期化に備えて教職員の健康管理と交代制勤務など。」を伝えるよう指示する。

これらは、宮古教育事務所と情報を共有し、今後の連携の際の資料とする。

○ 14日午後、臨時町内校長会議を開く。孤立地区であった大浦小校長も出席でき、まずは一安心。「子どもや教職員の前では、悲しみは胸に納め、明るい顔で接しましょう。激励（がんばれ）や慈悲（つらかったね、がん

ばったものね）の心も忘れないで。」と挨拶。その後、各学校の被災状況確認と今後の予定連絡を行う。（当面臨時休校とするが、防災無線が使えないので、教職員が避難所や家庭を巡回して保護者等へ周知すること。卒業式は1週間遅れぐらいで実施、入学式は4月20日以降に実施、いずれも校長判断にて、式内容は簡素でも心を込めて行うことなど。）

○ 15日以降、学校訪問を再開。少しずつ車両通行可能になってきたが、訪問途中で余震が続き、行動を促すのに躊躇する。「学校では先生方が必死で頑張っています。だから、行きます。」と言う指導主事をはじめ各職員の使命感に、弱気になっていた背中を強く押されることがあった。

また県教委の配慮による支援教職員にはたいへん助けられた。実に献身的な活動であった。

○ 児童生徒及び教職員の心身の状況確認と教育環境整備の見通しを立てる。（安否確認、被災状況、教職員による避難所・家庭訪問など）

○ 教育事務所にて、所長及び宮古市教育長と情報交換を行う。（被災地域の確認、異動内示予定、高校入試発表、児童生徒転出入事務、入学式は4月20～25日頃実施など。）

○ 19日から学校訪問の視点を幾分変える。（船越小被災状況と代替校舎、山田北小校庭がれき処理、町内全学校への支援物資調達状況、避難所や仮設医療機関と学校機能の住み分けなど）

○ 内陸部の教育長さんや学校長さんからの姉妹校連携体制による支援について電話を頂いた。

○ 28日の織笠小の卒業式を以て、町内全小中学校の卒業式が終わる。

○ 同日、文科副大臣、県知事、県教育長による視察があった。（船越小の移転新築、それまでの仮校舎として県立青少年の家の借用願ひ、山田北小校庭整地などを要望。）

### 3 ともに立ち上がろうとすること (震災後3週～学校再開)

- 定例校長会議（県立山田高校長を含む）
- 宮古教育事務所との情報交換
- 被災校代替施設（県立陸中海岸青少年の家）借用交渉
- 児童生徒の昼食手配依頼
- 仮設住宅建設は校庭半分のみ
- 学校再開に向けた避難者との話し合い

- 4月6日、新年度第1回町内校長会議を開催。「復興あるのみ、子どもたちに笑顔を届けよう。」  
主に、情報交換（避難者の様子や学校施設の状況、入学式日程など）と被災関係協議（人命、家屋、学校、ライフライン）であったが、平成23年度教育方針・計画にもふれることができた。避難所暮らしの校長先生がほとんどで、着の身着のままの生活であり、やや疲れた様子も見受けられたが、久々に合わせた顔には、「何とかしなきゃ。」という強い決意も伺えた。
- 教育事務所長さんと連日のように情報交換する。青少年の家の利用の仕方や児童生徒の昼食（災害支援による1食500円程度、各学校への配達手段など）、教職員の様子などが主であった。
- 13日（水）、水道がようやく青少年の家まで通水した。

- 町の計画で、学校の校庭も仮設住宅の候補地とされたが、児童生徒の教育のため、緊急の避難所とするため、校庭の半分は残すことを切望した。理解いただき、ありがたかった。
- スクールバス（NPO法人「国境なき子どもたち」寄贈）の運行計画を立てる。
- 14日～19日、学校再開に向け、避難者代表、学校、行政との話し合いを持った。避難者は、教育の大切さをよく理解し、生活場所を教室から体育館あるいは他の施設へと移してくれた。（避難所となった学校で、先生方や子どもたちと避難者との間で、物資搬送、清掃ボランティア、肩たたき隊などの温かな交流があり、心が通い合っていた。）
- 20日、町内小中学校の入学式が始まった。（体育館の半分で、廊下や教室で。様々な支援もあり、忘れられない式となった。）最終は、25日に青少年の家を間借りした船越小だった。

\*学校再開が、速やかにできたのは、各校が、ふだんから「地域に開かれた学校づくり」を実践してきたことと、互いに支え合おうという「思いやりの気持ち」を忘れなかったからと、確信している。



校庭半分に建てられた仮設住宅の人々からいただいた応援メッセージの看板を背に、待ちに待った運動会が始まる。(山田町立山田南小学校/平成24年5月19日)

### (3) 学校の対応

#### DATA 東日本大震災における 学校等の対応等に関する調査 平成23年度 文部科学省実施

文部科学省が被災3県（岩手・宮城・福島）の学校等を対象に実施した調査により明らかになった学校等の対応状況は次のとおりである。

なお、岩手県における回答数は、調査対象となった国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校810校のうち、635校であった。

#### 【避難行動について】

地震発生時に児童生徒等が在籍していた学校等の一次避難行動は、「机の下へ潜り、机の脚をしっかりとった」が最も多く、次いで「大きな柱の側で身の低い姿勢をとるなど、場所や状況に応じた行動をとった」であった。

その後、9割以上の学校等が校庭等に二次避難行動をとった。二次避難の指示は校内放送やハンドマイクで行ったり、担任の判断で避難させたりした。停電中で校内放送等が使用できない学校等では、肉声（大声）で児童生徒等に避難指示をするなど、日頃の避難訓練の成果と臨機応変な対応が見られた。

また、津波による浸水が予測されていた学校等及び実際に津波が到達した学校等で、津波発生時に児童生徒等が在籍していた学校等では、校舎の上階・屋上や指定避難場所、裏山・高台等に避難した。中には、津波による浸水が予測される場所に位置していなかったのに津波が到達した学校等があった。

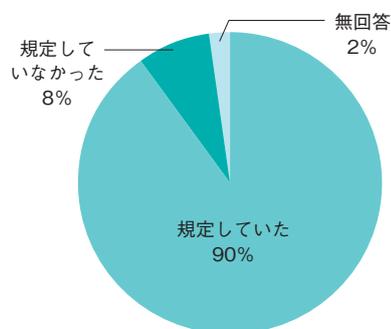
地震に対する避難行動については9割の学校等が危機管理マニュアルに規定していた。マニュアルや訓練通りに安全を確保し、速やかに避難行動をとることができた一方、児童生徒が学校外にいた場合の対応や二次避難後の職員等の対応について規定しなかったことが課題として挙げられた。

また、津波に対する避難については、津波による浸水が予測されていた学校等及び実際に津波が到達した学校等の8割以上が危機管理マニュアルに規定していた。想定以上の津波により、所定の避難場所より高い場所へ避難するなどマニュアル以上の行動が奏功したが、大津波警報解除前の引渡しや、避難場所が複数になったことにより、児童や保護者の状況確認に時間を要したことなどが課題や反省点として挙げられた。

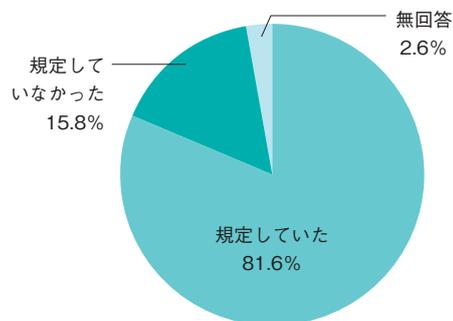


震災から1週間後の避難したときのままの陸前高田市立高田小学校の教室  
(平成23年3月19日)  
県立総合教育センター提供

#### 地震に対する避難の危機管理マニュアルへの規定 (地震発生時に児童生徒が在籍していた526校が回答)



#### 津波に対する避難の危機管理マニュアルへの規定 (浸水が予測されていた学校及び津波が到達した38校が回答)



#### 【帰宅困難な児童生徒への対応について】

地震発生後の児童生徒等の下校の対応方法としては、「児童生徒等を保護者へ引き渡し、下校させた」が最も多く、次に「教職員が児童生徒等の安全な下校ができるまで学校で待機した」であった。

児童生徒等の帰宅困難な状況は内陸部より沿岸部で多い割合で発生した。発生要因は「保護者への連絡が取れなくなったため」が最も多く、沿岸部では「道路

や交通手段が被災したため」「児童生徒等の自宅が被災したため」とする割合が内陸部よりかなり高かった。

教室や体育館、地域の避難場所やスクールバス等で待機したが、帰宅困難な児童生徒等に対する備蓄品が「なかった」とする学校等が多かった。「あった」とする学校等においても、沿岸部では、施設が破損したり、備蓄品が浸水して、準備していた備蓄品を使えない状況も発生した。

【児童生徒等の安否確認について】

地震発生時に学校にいなかった児童生徒等の安否確認ができた手段は、「自宅訪問」と「電話」が多かった。「その他」の内容として挙げられた手段は、教職員の避難所まわり、地域の掲示板への掲示、児童生徒が自ら出校、保護者からの報告、地区PTAの連絡網などであった。

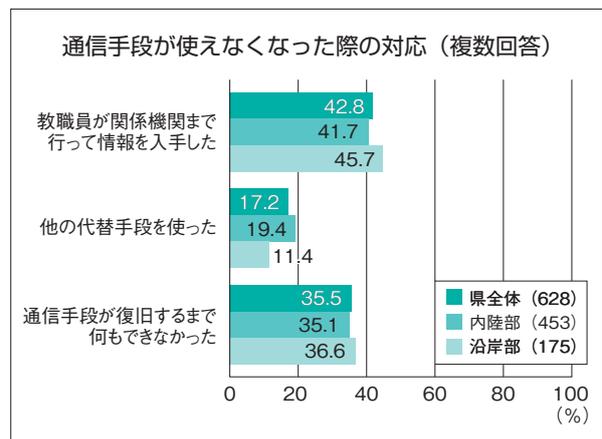
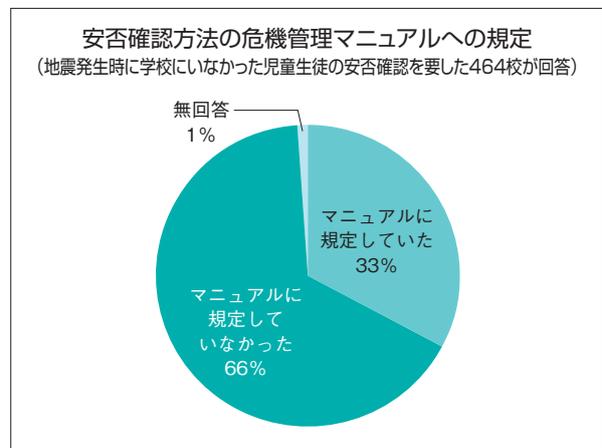
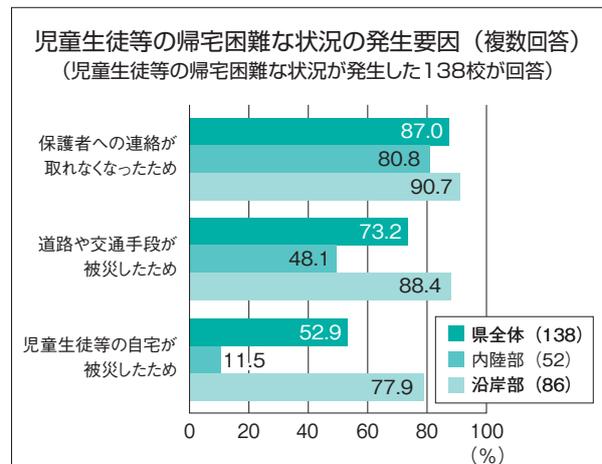
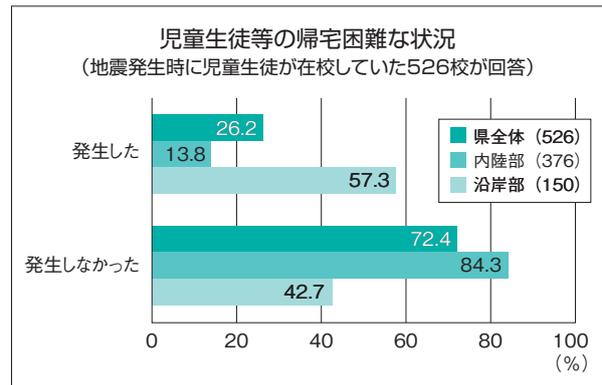
地震発生時に学校等にいなかった児童生徒等の安否確認について、危機管理マニュアルに規定していた学校等は3割程度であった。マニュアルに沿って直ちに学校の災害対策本部を立ち上げ、児童の安否確認を行った学校があった一方、マニュアルに電話不通時の安否確認方法を規定していなかったために混乱したことなどが課題や反省点に挙げられた。

マニュアルに示された以外の行動では、教職員が児童生徒の自宅を直接訪問するなどの手段をとったことにより、状況の把握や関連情報の入手、PTAや近隣住民との情報交換ができたことから、状況に応じてマニュアルに頼らない判断が必要である等の意見も寄せられた。

【情報収集と通信手段の確保について】

「ラジオ」で災害情報を収集した学校等が多く、次いで、沿岸部では「防災無線」、内陸部では「携帯電話」であった。通信施設の被害が大きかった沿岸部では、「携帯電話」で情報収集した割合は少ない。

通信手段が使えなくなった理由として「停電した」「回線が込み合った」とする学校等が多く、沿岸部では「通信機器が破損・断線した」とする学校等が、内陸部に対し非常に高い割合であった。その際の対応としては、「教職員が関係機関まで行って情報を入手した」「通信手段が復旧するまで何もできなかった」とする学校等が3割～4割を占めた。「その他」として、関係機関からの職員の派遣・訪問、ラジオの活用、ショートメールの活用などが挙げられた。



## 生かされた防災教育の取り組み

釜石市立釜石東中学校 前校長 平野 憲

地震発生時、1年生は3階教室でホームルーム、2年生は校庭・体育館で部活動、3年生は卒業式の準備や帰宅準備をしていた。学校には、212名の生徒と副校長をはじめ16名の教職員がいた。釜石方面に車で向かっていた私はすぐに学校に引き返した。ここにまとめた「恋の峠」で避難した生徒・教職員と合流するまでの経緯は、副校長や教職員からの報告をまとめたものである。

### 1次避難場所へ

地震発生と同時に停電となり校内放送は使えなかった。3階にいる生徒は非常階段を使って校庭へ出た。その場の自主的な判断により校舎外に全員避難することができた。

「点呼はとらなくてよい。とにかくございしょの里（第1次避難場所）に避難しなさい」。

副校長の指示で、校庭に整列しようとしていた生徒たちは、それぞれに学校から700m離れた「ございしょの里」を目指した。職員室にいた一番若い先生には、「率先避難者になって走り出して」と頼んだ。

隣にある鵜住居小学校では、津波の到達が早いかもしれないと判断し、児童を校舎3階に避難させていた。中学生

が「津波だ」「逃げろ」と叫びながら走るのを見て、校舎を出て、同じように「ございしょの里」を目指し避難を始めた。

地震発生時、釜石方面に車で向かっていた私は、あまりにも大きな揺れに、すぐに学校に引き返した。学校に着くと、最後に残っていた副校長から「全員避難」の報告を受けた。その後、校舎に生徒が残っていないことを確認し、学校で待機した。子どもを迎えに来た鵜住居小学校の保護者に、児童生徒は全て「ございしょの里」に避難したことを伝えた。

### 2次避難場所へ

「ございしょの里」には、避難したときのための「学級札」を置いていた。小中合同避難訓練の時のように、先に着いた生徒や教員が学級札をかざし、ばらばらに避難してきた児童生徒たちは素早く整列し、点呼をとった。全員の無事を確認することができた。

安心したのも束の間、教員の一人が、近所のお年寄りから、建物脇の崖が崩れているのを知らされた。



学校と避難場所の位置関係



小学生の手を引き、第1避難場所からさらに避難

「生まれてから、ここの山が崩れることなど見たこともない。これからとんでもないことが起こる」。

副校長の判断で、さらに高台にある介護福祉施設へ避難が可能かどうか、教員を確認に走らせた。高台から両手で輪を作った「OK」のサインが見え、避難を開始した。「助けられる人から助ける人へ」。これまでの避難訓練どおり、中学生は小学生、保育園児の手を引き、声をかけて励ましながら避難した。また、小・中学生約600人が一斉に避難するのを見た近隣の人たちも、つられるように避難を始めた。

## 「恋の峠」へ

全員、2次避難場所の介護福祉施設に到着した。列の後ろに並んだ生徒が駐車場から振り返ると、津波が鶴住居の町をのみ込んでいく様子が見えた。学校はあっという間に津波にのまれ、先ほどまで避難していた「ございしょの里」も水没した。全員が離れて約5分後のことだった。

「間違いなくここまで津波が来る」と誰もが感じた。

全員でさらに高台を目指した。幼い子どもを背負って走る生徒、保育所の子どもを乗せた手押し車を職員にかわって押す生徒。とにかくみんなで、高台を目指した。

「恋の峠」にある「石材店」にたどり着いたが、そこからさらに高台に避難した児童生徒もいた。津波は、介護福祉施設（2次避難場所）の手前で止まった。



第2避難場所に迫る津波



山を登ってさらに高台へ

学校に待機していた私が避難し始めたときには前後から津波が迫っていた。とっさに山の斜面を駆け上がり九死に一生を得た。山を越え、「恋の峠」で生徒たちと再会したのは16時30分頃のこと。学校から避難した生徒・教職員全員の無事を確認した。

## 避難所へ移動、そして引き渡し

「恋の峠」には地域住民を含め1,000人以上が避難していた。そこから、避難所への移動が始まった。

最初の指示は、「釜石小学校に避難」ということだった。保育園児など、小さい子どもたちから順に、トラックによる釜石小学校へのピストン輸送が始まった。移動している最中に、避難先が旧釜石第一中学校に変更となった。情報は、二転三転した。指示を出しているのが市職員なのか、消防職員なのかわからなかった。小学生も、中学生も、一緒に避難した地域住民も旧釜石第一中学校へ避難した。ここで保護者がいた生徒については、安全を確認して引き渡した。

翌日、小学生と小学生の弟妹のいる中学生は甲子小学校へ、それ以外の中学生は甲子中学校に移動。随時、生徒を保護者に引き渡し、教職員も帰宅可能な者は徒歩で帰宅した。



トラックで旧釜石第一中学校へピストン輸送

## 終わりに

今回の震災を通じて、改めて防災教育・防災学習の必要性を感じた。日頃の訓練や学習があったからこそ、想定外の津波にも関わらず無事に避難することができ、一般に言われている「奇跡的な避難」が現実のものとなったのである。「学校は、大切な子どもの命を預かっている場」。日頃の訓練や学習が、多くの生徒の命を救ったといえる。今でも、親や地域の方々から「学校のおかげで子どもの命が助かりました」と感謝される度に、「子どもの命を預かっている」ということを身にしみて感じている。

## 形あるものは失っても

陸前高田市立気仙中学校 前校長 越 恵理子

3月11日午後2時46分、マグニチュード9.0の地震によって発生した巨大津波によって、本校、陸前高田市立気仙中学校の校舎は3階屋上まで全壊流出した。歴史的な町並みの今泉地区と、漁港を中心として宮城県気仙沼市との県境に位置する長部地区が本校の学区であるが、今泉地区は600戸のうち現存するのは8戸のみでほぼ壊滅状態。長部地区は約半分の地域が流され、本校の学区4分の3が消えてしまった。

震災当日は卒業式にむけて、全校で合唱練習の最中だった。地震の発生とともに体育館の壁が崩れてきたため、即座に一次避難所へと避難したが、そのわずかの間に急激に気仙川の水位が下がりだした。瞬間に川底が現れその後の津波が予想され恐怖を感じ、さらに高い位置に生徒を誘導した。しかし垂れ下がった電線などがあり、危険な状態であったため、さらに高い場所へと避難を続けた。高台へ避難するということは町全体を見下ろすことになり、すでに堤防を越え校庭に押し寄せた津波が、校舎を、そして生徒たちの家々を押し流す様子を目の当たりにすることが予測された。そこで、さらに上の杉林の中に生徒を入れ、担任を中心として寄り添い励まし続けた。結果的に避難場所を4ヶ所変えたことになる。

避難の途中で子どもを引き取りにきた保護者もあった

が、気仙川水位の急激な変化がすべての引き取りを拒ませた。とにかく全校生徒をひとつにまとめ避難すると決めたからだ。幸いにも生徒・教職員ともに全員が生かされたことは、さまざまな日頃の経験が功を奏したといえる。

気仙川河口に位置し、側面がすぐに堤防で広田湾に面して建つ校舎をみて、着任早々、通学路を歩き津波の際の避難所も確認、逃げ道をシミュレーションしていたこと。海や川の様子を観察していたことで次の避難を迅速に判断できたこと。津波を想定した避難訓練や火災を含めた避難訓練を年2回、体験者の防災講話公聴を毎年実施してきたこと。この「防災講話」で津波を軽くみずに高台へ逃げることや、津波は川に沿って上ることなどを学んでいた。そして津波注意報や警報が出るそのたびに避難してきた経験があったこと。さらには生徒たちが津波の恐ろしさと避難の大切さを聞かされ続けて育っており、ほとんど全生徒が登下校中の避難場所をしっかりと把握していたことが挙げられる。

全生徒が助かったが、その全員が保護者のもとへ帰ることができるまでに12日間を要した。

気仙中学校は3月31日の卒業証書授与式から再開した。長部小学校のホールを借りての卒業式である。通信手段がないことから、教職員が家庭や避難所を訪問したり、



本校を襲う津波（平成23年3月11日15時23分）



震災後の校舎内の様子

授与式や学校再開の説明会があることを書いた模造紙を主だった場所へ掲示して告知した。

式には生徒全員がそろうことができた。保護者からの「子どもたち全員の命を守ってくださりありがとうございました。」という言葉は、全教職員の大きな心の財産となった。それと同時に、生徒たちと共にいたことで自分自身も生かされたのだと実感した。

卒業式終了直後は「次年度の気仙中の再建」について、生徒と保護者を対象に説明会を実施。陸前高田市立矢作中学校が平成22年度で閉校予定であり、その校舎を使用すること。スクールバスでの登下校となること。4月20日の始業式を目指すにあたり、制服や文房具などの学用品は購入しなくてもよいことなどを説明した。

学校を再開するにあたり、次の3点に配慮した。「生徒たちの心のケア」「スクールバスでの登下校指導」そして「極力普通の学校生活を送らせる」ことである。「心のケア」には特に重点を置いた。生徒たちの中には津波がすべてを押し流す光景を目の当たりにして、心に大きな傷を負っている者もいた。教師は管理職も含め全員が研修会に参加して、学校経営の重点に取り入れた。特に学級担任は生徒一人一人との教育相談を早期に、十分な時間をかけて行うようにした。人事異動の凍結のおかげで、持ち上がりとなった担任教師だからこそ、早い段階で生徒の心を和らげ多くを聴きとることができたのだと思う。また学校支援カウンセラーが配置されたことは非常に有効で、カウンセラーとの会話を通して、生徒たちは元気をとりもどしていった。しかし心のケアについては今後も長期的に取り組んでいかなければならないと感じている。

新校舎となる矢作中学校へ通う生徒は、陸前高田市内のいたるところに住んでおり、遠く大船渡市内から約1時間半をかけて通学する生徒も数人いた。そこで、スクールバスについては道路状況や安全面からルートを慎重に選び、



長部小学校のホールを借りての卒業式（平成23年3月31日）

再び避難するようなことがあったときのことを考え、当面は教職員が分担して同乗することとした。

そして3点目にあげた「普通どおりの学校生活」をとりもどすことは、家を失っても、校舎を失っても、大切なものを失ってしまっても普通どおりに学校生活を送ることができれば、それが生徒の安心感につながると考えたからである。校庭には仮設住宅が建ったり、体育館が使用できなかつたりと、普通には程遠い状況ではあったが、与えられた環境を最大限活かして授業をし、部活動を行った。制服、学用品、ユニフォーム、教材などたくさんの支援を頂いた。さらに市教育委員会が中心となって、市内のすべての中学校が、土日と中総体・新人戦前の平日週2回程度を学校外で部活動ができるように手配してくださった。スポーツを通して汗を流すことで、生徒がさらに元気になっていく姿が嬉しかった。

多くを失った生徒たちだが、入学式には支援を得て記念の写真撮影もできた。数日後には、全校生徒が制服を着ることもできた。多くの人たちに励まされ支えられて、生徒たちは笑顔を取り戻した。全校で感謝の気持ちを「ありがとう 力強く前へ」という立て看板にして表した。これは国道から本校へ入る角に設置した。また「気仙中生徒会復興宣言」として「形あるものは失ったけれど、自分たちの心の中にある形のない文化を引き継いで繋いでいこう」とまとめた。

これまでを振り返ってみれば、私たち大人が子どもたちからたくさんのエネルギーをもらっていることに気づかされる。厳しい環境にありながらも精一杯前を向いて明るく歩いていこうとしている子どもたちに、今、感謝の気持ちでいっぱいである。今後も険しい道のりは続くだろうが、子どもたちの未来に多くの光が差し込むことを心から願っている。



全校生徒で制作した立て看板(国道に設置)

## 2

# 避難場所等になった教育施設における取組

## (1) 避難場所等としての教育施設

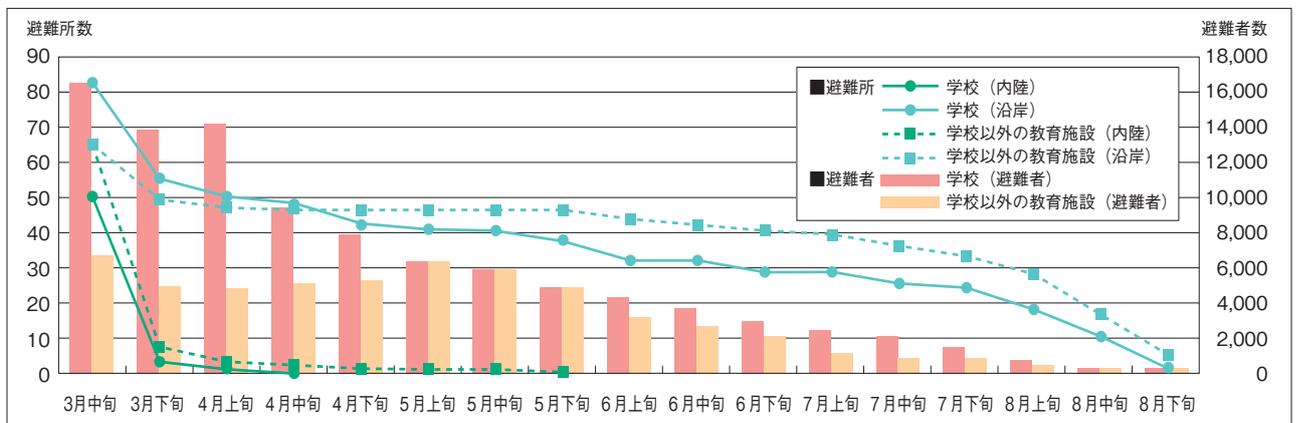
地震発生後、教育施設には近隣住民や旅行者、交通手段を失った人などが続々と集まってきた。発災後一時的に避難してきた場合も含めると、教育施設 262 カ所が避難場所として利用された。

多くの教育施設は災害時の避難所として指定されているが、被害規模の大きさから指定の有無に関わらず避難者を受け入れた。防災備品や備蓄品もない中で対応にあたり混乱を極めた。従前から避難所に指定されていたものの、沿岸の津波被害と県南の地震被害が大きかった施設では被災により利用できなくなったことや、火災の延焼や余震による二次被害の恐れから、別の避難場所へと移動した事例もあった。

### 避難場所数の推移

内陸部の教育施設では、余震への不安から一時的に自主避難してきた住民が多く、比較的短期間で避難場所としての利用は終了したが、沿岸部では、津波警報に伴う避難指示・勧告に基づき大勢が避難した後、津波で自宅を流失した地域住民等が教育施設に身を寄せ、長期にわたり生活することとなった。施設によっては、約半年もの間、住民の生活拠点としての役割を果たした。

### 避難場所になった教育施設数の推移・教育施設における避難者数の推移



(避難場所になった教育施設数の推移:平成24年度「東日本大震災津波に係る学校等の対応に関する調査」及び「東日本大震災津波における市町村教育委員会の対応に関する調査」より) 教育施設における避難者数の推移:県災害対策本部資料より)

### 避難場所になった教育施設数

種別	内陸	沿岸	計
小学校	30 (22)	46 (42)	76 (64)
中学校	13 (13)	18 (16)	31 (29)
高等学校	6 (5)	15 (6)	21 (11)
特別支援学校	1 (0)	3 (0)	4 (0)
文化芸術施設	1 (1)	3 (0)	4 (1)
社会教育施設	59 (55)	44 (32)	103 (87)
社会体育施設	4 (3)	14 (8)	18 (11)
その他の教育施設	1 (1)	4 (3)	5 (4)
計	115 (100)	147 (107)	262 (207)

( )は避難場所になった教育施設のうち、震災前から避難所に指定されていた数。  
 学校数には平成23年度以降廃校となった学校等2校を含む。  
 中学校には県立も含む。  
 (平成24年度「東日本大震災津波に係る学校等の対応に関する調査」及び「東日本大震災津波における市町村教育委員会の対応に関する調査」より)

### 避難者数の推移

発災直後は通信網の途絶と広範囲にわたる被災から避難状況の発信・把握が難航した。家族を探したり、支援物資を求めたりして避難場所を転々とする場合もあり、避難者情報は錯そうした。県災害対策本部の発表資料によると、ピーク時には23,000人以上が教育施設に避難していたとみられる。

## (2) 学校の対応

**DATA** 東日本大震災津波に係る  
学校等の対応に関する調査  
平成24年度 岩手県教育委員会実施

### 【避難場所等になった学校施設の状況】

発災直後に一時的に避難者を受け入れた場合も含め、避難場所として利用された学校は、県全体の約20%、内陸部の11.3%、沿岸部の41.5%であり、震災前から災害時の避難所として指定されていた学校が大半を占めた。

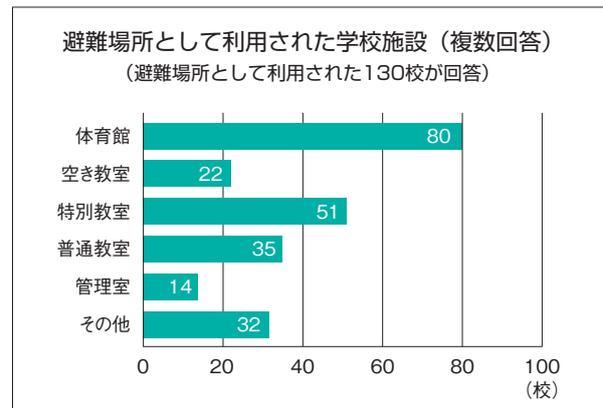
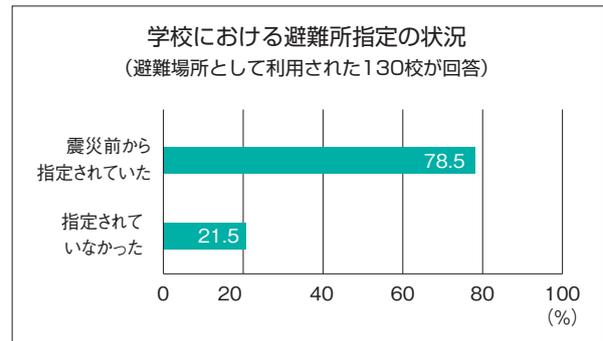
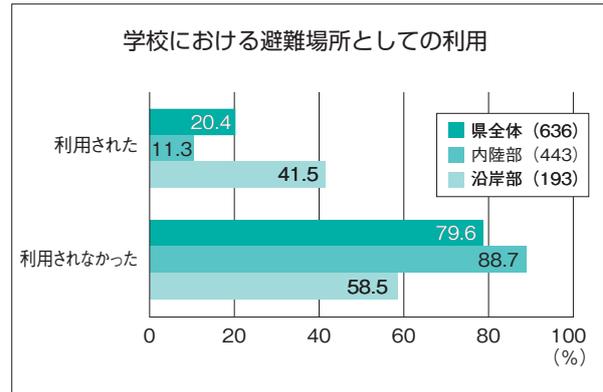
しかし、避難場所になった学校のうち、避難場所開設のマニュアルを整備していない学校が8割を超え、マニュアルを整備していた学校でも、教職員に周知されていなかったり、具体性に欠けていたりしたため、マニュアルどおり実施できた学校はわずかにとどまり、想定を超える規模の災害により、避難者への急な対応を迫られ、混乱を極めた。

体育館を避難場所とした学校が多いが、収容規模や暖房設備の都合から、普通教室、特別教室を利用した学校や、避難者受け入れの際に自家用車の乗り入れを制限した学校など、臨機応変な対応をした。

学校施設が避難場所として利用されたことにより、学校再開の面で問題が生じた学校が沿岸部に多く、個人情報の管理、物品の管理なども問題となった。

また、避難場所として学校施設を利用するに当たり、地域を問わず電力供給や暖房設備に不足・不具合が生じた。沿岸部では内陸部に比べ、通信設備、給水・上水設備、トイレの数・容量の不足も深刻であった。

【避難場所等になった学校の状況は P265 に掲載】



避難場所になった県立山田高等学校の体育館(平成23年3月12日)  
同校提供



避難場所になった県立高田高等学校の第2グラウンド野球部屋内練習場  
(平成23年3月12日)  
同校提供

### 【教職員による避難場所の運営】

避難場所の運営は本来自治体が担うものとされているが、自治体そのものが機能を失った市町村もあり、避難場所の開設も含め、多くの学校では教職員が避難場所の運営に関わった。

そのため、特に沿岸部では、児童生徒・保護者、教職員自身の家族や住居の状況把握が遅れたり、年度末・年度始めの業務に支障をきたすこととなった。

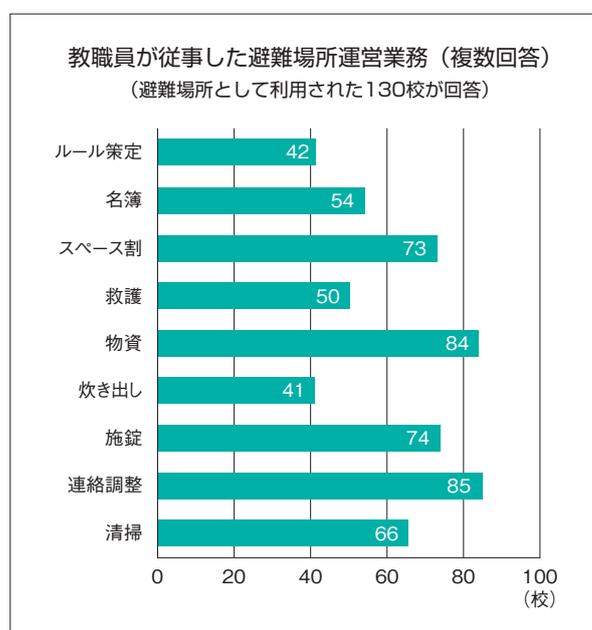
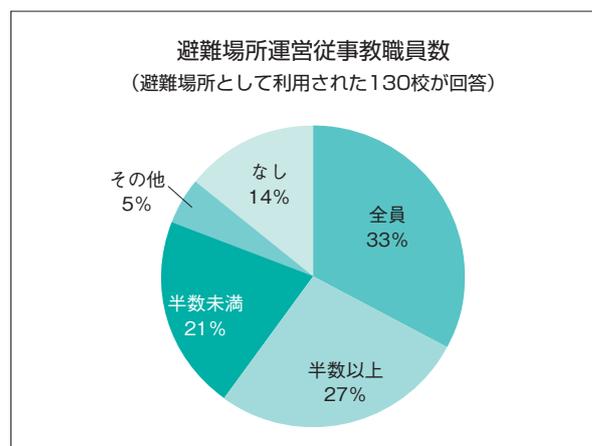
避難場所運営の業務は多岐にわたり、教職員は主に、避難場所内及び関係機関との連絡調整、物資の配付、避難場所の管理、避難スペースの割り当てなどを行った。沿岸部では避難者名簿の作成や救護、炊き出しに従事した割合も高かった。

教職員が避難場所の運営に従事したことにより、避難してきた住民の受け入れ等がスムーズにいったとされた。また、早い段階で避難者をグループ分けしてリーダーを選出したことや、避難場所の教室を地区単位で分けるなどの工夫により運営が円滑にいった学校もあった。

避難場所の運営には児童生徒が協力する場面も見られ、支援物資の積み下ろしや仕分け、清掃などを行った。

震災前から避難場所の開設や運営に関して連携していた学校は3割弱で、連携の相手先で最も多かったのは教育委員会であり、次いで地域住民、首長部局の防災担当であった。震災前からの連携により、関係機関との相互協力がうまくできたとされた。

定期的な連絡調整会議等の開催や避難場所開設訓練の実施について連携が必要とされ、備蓄品の準備・補充などの調整、物資の使用法の講習、指示・命令系統・役割分担等の整備など具体的に挙げられた。



避難者に支援物資を配付する県立山田高等学校の教職員と生徒たち  
(平成23年3月16日)  
同校提供



リヤカーで支援物資を運ぶ県立高田高等学校の生徒たち  
(平成23年3月17日)  
同校提供

### 【避難場所運営従事の際の問題・課題】

教職員が避難場所の運営に従事した際に生じた問題・課題についての回答は次のとおりであった。

- 児童生徒の安否確認の遅延、新学期の準備の遅延、被災者でもある教職員の仕事量の増大による疲労。
- 本務以外の対応による負担が大きかったため、本来、年度末等に割くべき時間が制限された。
- 本来の教育業務に加えて、避難所運営業務に当たったため、精神的、肉体的負担が過重になった。
- 市、教育委員会と連絡が一切取れず、教職員が責任の重ささまざまな決断を求められた。
- 運営期間、避難者の受け入れ、毛布や物品等の調達・運搬、運営業務等、当初は全て学校独自の判断で行わざるを得なかったため、教職員の負担が大きかった。学校再開の準備もあり両立が難しかった。教職員の家族・親類等も被災したり連絡が取れなかったりという状況で運営しなければならなかった。
- 土日もなく、24時間輪番制で学校を管理しなければならなかった。
- 市の対策本部や診療所・警察・自衛隊・避難住民との打ち合わせやマスコミ対応の時間が多かった。
- 教職員の勤務対応（宿泊、時間外の対応が続いた。）
- 教職員が関わる業務内容が不明確であった。

### 【避難場所の運営移行】

避難場所開設当初は、教職員が主体となって避難場所を運営した学校が多かったが、早期の学校再開に向けて教職員が教育活動に専念できるよう、避難場所運営業務と学校業務の切り離しを図った。

避難場所になった学校のほとんどは新年度が始まる前までに市町村職員や住民自治組織等に運営が移行したため、教職員は避難場所の運営から離れ、共用している学校施設の施錠や清掃など管理に携わる程度となった。

短期間で避難場所を閉鎖した学校や、発災当初から市町村職員が運営した学校等、避難場所運営の移行を伴わない学校があった一方、教職員、市職員、PTA、消防団等が共同で避難場所の運営を進めるなど、7月下旬まで教職員が運営に従事していた学校もあった。

### 【学校における避難場所の閉鎖】

住宅の復旧や仮設住宅の建設と共に避難者は減少し、学校における避難場所も徐々に閉鎖されていった。内陸部では学校再開前の4月上旬で閉鎖されたが、沿岸部では学校再開後も避難場所としての利用が続いた学校もあり、被災者の生活の場としての機能を果たした。

徐々に避難場所で生活する人が減った後も、自宅に戻った被災者や校庭に建設された仮設住宅への入居者等が、炊き出しや物資の支援を受けに避難場所になっている学校へ通所する状況が続いたが、発災から半年を前にした8月31日をもって学校における避難場所は全て閉鎖された。



炊き出しを行う県立大槌高等学校の教職員(平成23年4月4日)同校提供



避難場所になった大船渡市立末崎中学校の体育館(平成23年3月13日)同校提供

## 【避難場所運営についての意見】

学校における避難場所運営についての意見は次のとおりであった。

- 市当局との連携により、いざという時、学校が果たす避難所での役割と限界を明確にしておく必要がある。
- 教職員の対応に任せず、速やかに市職員、地域の防災担当者が運営に参加したほうがよい。(学校側はあくまでも協力する立場で)
- 学校が避難所になると、施設(建物)を中心に使用していた教職員が、その運営でも中心になってしまう傾向があるが、その後の学校再開や学校運営のために、教職員は避難所運営の直接の主体にならない形態にする必要がある。
- 関係機関と住民と学校の三者が、避難所運営について協力し合いながら運営できる体制を構築することが必要である。
- 行政、関係機関との連携が普段から行われていればよかったと強く感じる。
- 現場の職員だけでなく、中枢よりの支援者で連絡・情報伝達が可能な人がすぐに配置されると、現場での対応がよりスムーズに運ぶのではないかと思う。



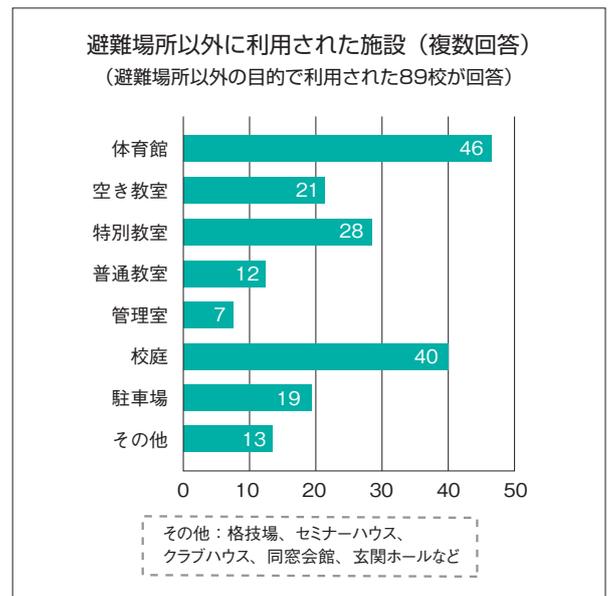
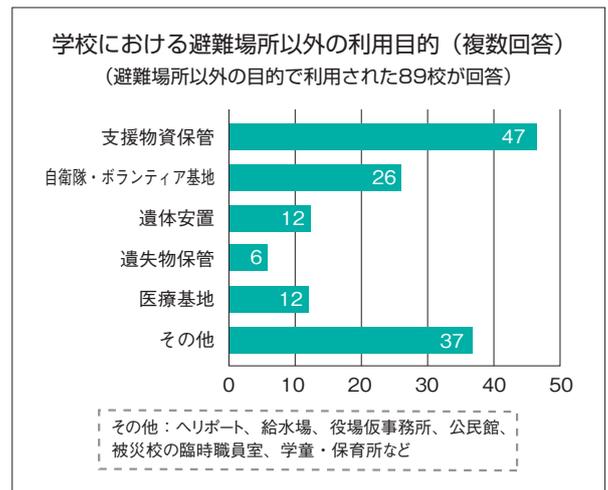
陸前高田市立第一中学校避難所での保健師チーム会議。同校避難所には学校再開時も避難者は1,000人を超えていた(平成23年5月9日)  
陸前高田市教育委員会提供

## 【避難場所以外の施設利用】

学校は避難場所として利用されたほか、救援物資の保管場所、自衛隊やボランティア団体の災害救援活動の基地、病院機能等を担う防災拠点としても利用された。

利用目的は「支援物資の保管場所」が最も多く、次いで「自衛隊・ボランティア等の基地」で、各都道府県警察・消防隊なども駐留した。沿岸部の学校では遺体安置、医療(病院・診療所)、遺失物保管等にも利用されたが、内陸部では同様の目的で利用された学校はなかった。

利用された場所は、「体育館」「校庭」「特別教室」「空き教室」が多く、そのことにより特に沿岸部では、教育活動場所在が制限された。



内陸部では学校が再開する4月上旬までに利用は半減したが、沿岸部では学校再開後も継続して利用された学校が多かった。調査時点（平成24年6月）においても利用されている学校があり、長期にわたって防災拠点・後方支援の拠点としての役割を果たしている。

なお、避難場所と並行して利用された学校もあり、学校再開の準備や教育活動場所の確保に影響を及ぼした。

また、利用場所に汚れ・異臭が残った、使用者の関係車両等の出入りに安全注意が必要、土日夜間の対応をどうするか、施錠が徹底されない、責任の所在が不明、設備状況が不十分、教室（特別教室）に利用目的

がそぐわないといった問題点も挙げられた。支援物資等の集積場所の確保には苦慮し、物資が届くと同時に仕分けができるように壁に貼紙をしたり、非常口と避難路を確保して物資を置いたりして工夫した。

また、事前に利用説明会を行う、連絡を密にする、定期的に連絡・調整・情報交換を行うなどの工夫を実施したケースもあった。

避難場所以外の目的での利用は、教職員が利用者との連絡調整に多忙を極めたこと、施設利用に計画性がなく、使用方法が変わるたびに確認や打合せに時間を要したことから、後方支援のための訓練なども行う必要性が意見として挙げられた。



支援物資が置かれた県立大槌高等学校の体育館  
（平成23年4月2日）  
同校提供



仮設住宅が設置された大船渡市立末崎中学校の校庭  
（平成23年4月21日）  
同校提供



米軍からの支援物資を搬入している様子（県立大槌高等学校／平成23年3月21日）  
同校提供

## 避難所の運営と学校経営

宮古市立宮古小学校 校長 相模 貞一

### 1 地震発生に伴う初期対応

大きな揺れと共に、ラジオのスイッチを入れた。「大津波警報発令、予想される津波の高さは3m以上」。

大地震と共に、校庭や正門前に避難する人たちが集まってきた。教務主任と用務員に、体育館にござとブルーシートを敷くように命じ、校内にある電気がなくても使えるストーブを全て体育館に用意した（実際3台しかなかった）。避難者には、すぐに体育館に入るように話をした。

地震直後はまだ水道が出ていた。校内にあるだけのバケツを用意し、水を汲ませておいた。夕方には水道が出なくなった。

時間は経過したが、大津波警報が解除されることはなかった。体育館には、家族や知人を捜す人がひっきりなしに来た。職員がハンドマイクで呼び出しを行った。また体育館のホワイトボードに安否情報を掲示できるようにした。

外は雪、すでに夜を明かす覚悟はしていた。夜を明かすにあたって必要なものを校舎中から集めた。集めた物は下記のとおりである。

ろうそく、ガスボンベを使った実験用コンロ、アルコールランプ、紅白幕・暗幕・ステージ用バック幕（防寒のため）

夜になっても余震が続いた。階段を上げられる人は、体育館からより安全な2階・3階の普通教室に避難場所を移した。車椅子や階段が上げられない人は体育館を避難場所とした。

避難者は1,000人を超えた。中には波をかぶり全身ずぶ濡れの方もいた。生後3ヶ月の赤ちゃんから101歳のおじいさんまで、たくさんの方々が避難していた。

廊下とトイレには、茶碗に立てたろうそくを灯した。体育館には、宮古市が発電機を設置し、明かりが灯った。

教職員は、不眠不休で、保護者が迎えに来ることができずに学校に残された児童に寄り添った。また、断水したトイレのためにプールから水をバケツで何杯も運んだ。

情報収集にはラジオと携帯テレビ、携帯電灯が役に立っ

た。刻々と移り変わる情報は次の行動の判断材料にはなくてはならないものである。普段から備えて、誰でもいつでも取り出せるようにしておくことが大切だ。

平成23年7月25日（月）までの137日間にわたる宮古小学校の避難所の始まりであった。



避難者の様子

### 2 避難所運営について

発災の翌日は、午前5時から避難所の活動が始まった。この日から「避難場所」をきっちりと位置づけた。避難者約740人は各教室18班（各30人）と体育館5班（各40人）、合計23班で組織した。各班から選出したリーダーによる会議を行った。会議内容はリーダーを通じて避難者に伝達され、情報等の共有が図られた。

また、避難所としての基本的な考え方を共通理解し運営するため、配属された市職員3人と協議を行った。避難した皆さんが自分たちの避難所を自分たちの手で作り上げていくための手助けをするという観点から、トイレの水汲み・物資の搬入など、やれることは各班から人手を出していただき仕事をしていくことに。互いに目指す方向性が定まり、意見交換もしやすく、動きがスムーズになった。

避難所は教職員の努力によって運営維持された。食料の献立・分配計画・分配、水の配給、苦情や要望への対応、

行政やマスコミ対応、安否確認等訪問者への対応、避難者名簿の作成、紛失物捜し、清掃の手配、トイレの水汲み、物資の搬入など業務は多岐に渡ったが、避難所の仕事を一生懸命努めてもらった。

より自主的かつ能率的に避難所の運営が展開できるように各班の係分担表を作成し、具体的にめりはりのある係活動となった。物資の到着に、校内放送で呼び掛けると直ぐに集まり生き生きと活動する姿も見られた。避難者の一人ひとりが「頼り頼られる存在感のある関係」を築くことが大事であることを感じた。

その他、地域の方々、大学生、卒業生等多くのボランティアの申し出があった。副校長がまとめ役となり、効果的に活用できるシステムを構築した。

### 3 学校経営について

発災の当日に迎えに来ることができなかった11名の児童に、翌日、次々と保護者が迎えに来た。誰もが身内の安否を心配しながらも目の前の仕事に忙殺されていたのだ。11時25分に全員の引き渡し完了した。震災当日欠席の3名を含め、後日の安否確認で親子全員無事であったことが何よりの喜びであった。

この日は、学校の被害状況と避難所の状況、これからの学校活動の見直し等について市教委と話し合いを行った。3月14日(月)以降の授業をどうするか判断が求められ、児童・家庭・教職員・街の状況などを勘案し、次のような予定とした。また、学校の仕事に関しては教務主任が中心に行うこととし、避難所の仕事とは一線を画した。

- ① 14日(月)、16日(水)、17日(木)は臨時休校とする。
- ② 15日(火)は全校登校日とし、再度安否確認と今後の予定の周知を行う。
- ③ 18日(金)は、当初17日に予定の「修了式」と「卒業式」行う。

15日の全校登校日のお知らせについて、家庭への連絡手段がなかった。担任が児童の安否確認しながら家庭訪問をすればよいのだが、それができない。避難所は教職員で運営が維持されており、ガソリンも確保できない状況であった。また、残念ながら市の広報や消防の広報は使わせて

もらえなかった。そこで、正門・西門・児童昇降口・体育館に案内を掲示し、自らハンドマイクを持ち、学区内で案内し、口コミで伝えてもらうようにした。

口コミで知らせた「全員登校日」。8割近くの子もたちと同伴する親が半数ほど登校してきた。子どもたちには「命のあることが喜びだ。この命を大切にすること。命を失い、家族を失い、家を失ったたくさんの人たちの気持ちを想像しよう。また、みんなの友だちの中にも、同じ体験をして校舎や体育館で避難している人の気持ちを考えよう」と伝えた。18日は修了式、続けて卒業式を普段着で行うことに併せて、1～6年生、避難者の皆さんにも参加いただくことを父兄に提案し、御意見を伺った。皆さん大賛成であった。

式当日、子どもたちが元気に登校してきた。修了式、その後、全員が参加してのいつものとは違った卒業式が行われた。子どもたちの歌声に涙があふれ、止まらなかった。ぶっつけ本番の卒業式、子どもたちの底力を見せてもらった。と同時にしっかり育ててきたのは先生方だ。普段から確かな力をつける教育が行われている。わずかな時間の練習や打ち合わせで、こともなげにやり遂げてしまう。この震災を次のステップへの弾みにしてほしいと思う。自分の人生を自分の力で自分らしく生きてほしいと願う。

入学式は4月25日。新学期準備期間を1週間と考え、4月18日を目標に、避難所と学校の機能をバランスよく切り離しながら、避難者やボランティアに主導権を委ね、市職員へ避難所の運営とノウハウを少しずつ移譲した。教職員は本務に集中し、学校本来の機能を果たす時期にきた。学校は側面から避難所運営を支えながら、教育を通して復興へ貢献しようとする。

### 4 終わりに

学校が避難所になった場合の避難者の生活保障と、子どもたちの教育を受ける権利をどのように確保していくか、どう両立を図っていくか、難しい判断を伴うこともあった。

東日本大震災津波、このようなつらい体験や思いを二度と繰り返さぬよう、私たちは、体験したことや、その教訓を次の世代に語り継いでいかなければならない。

「天災は忘れたころにやってくる」という昔からの教訓を生かして。

## 高田第一中学校避難所「絆の丘」

陸前高田市立第一中学校 校長 佐々木 保 伸

### 1 3月11日

この日は、新築した体育館の落成式。本校は災害時の避難所に指定されていたが、体育館の設計段階で防災用具を収納する部屋はなかった。そこで、設計を変更し、防災用具を収納するスペースを確保していた。しかし、防災用具の搬入は、落成式が終わってからの予定だった。

午後2時46分。地震発生後、生徒はグラウンドに避難した。「ゴー」という何とも表現のできない音、そしてほこりから、津波の襲来を感じた。生徒は教室に入るよう指示。状況から、「本日の帰宅は困難」と判断し、生徒を学年ごと、男女別に教室の中に避難させた。

学校には、避難者が続々と集まってきた。担任には生徒の掌握を指示、副担任には避難者の誘導等を指示した。



多目的ホールに総合案内を設置



避難所となった体育館の様子

### 2 災害対策本部の設置と組織の立ち上げ

午後4時には、家庭科室を災害対策本部室とした。そして一般の方の避難所を体育館とし、対応するのは、避難所は校長、生徒・教職員は副校長とした。避難所のリーダー、副リーダーを決め、校長は「施設長」という立場で関わることにした。警察・消防・自治会代表と、食料も電気もない中で、1,200人にも上る避難者をどうするかについて話し合った。

#### ●避難所等の区割り

副担任が中心となり、「○○地区はこのスペース」等の区割りをを行った。また町外からの避難者には、ステージ上を割り当てた。

#### ●トイレの閉鎖と仮設トイレの設置

給水タンクの水の量から考えて、トイレが間もなく使えなくなることは目に見えていた。そのため、すぐにトイレは閉鎖した。建設会社に依頼し、体育館脇に重機で長い穴を掘ってもらった。工事現場用の板をはり、ベニヤ板で区切りをつくり、「仮設トイレ」をつくった(12日か13日には簡易トイレが設置された)。

#### ●食事の確保

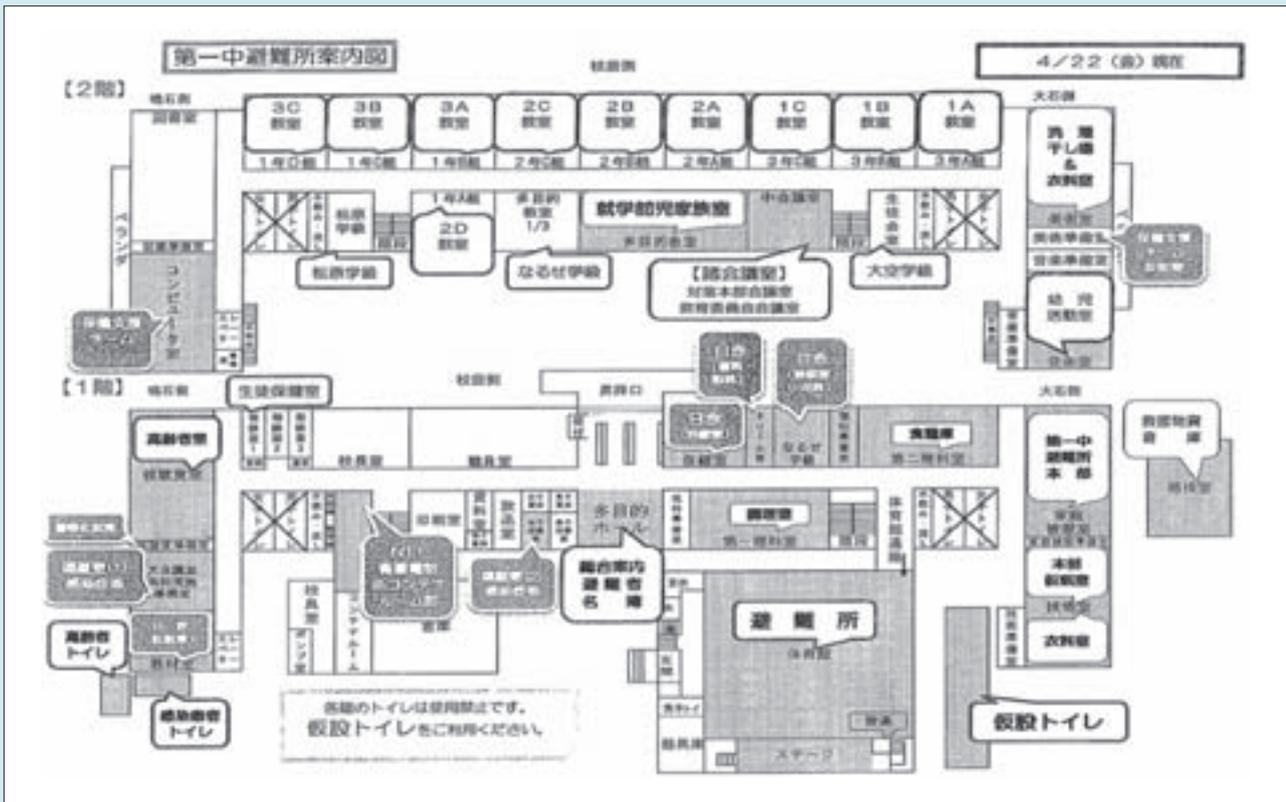
文字通り、「陸の孤島」となり、食料等も何もなかった。避難してきたコンビニエンスストア配送車の運転手から、積み荷すべての無償提供があった。その中には、弁当約100食が含まれていた。そのおかげで、「子どもたちは3人で1個」の弁当を食べることができた。大人は、一人コップ半分の水だけだった。

### 3 避難所としての学校施設の利用

校長は「施設長」として避難所の運営に関わった。打合せの内容は、「施設利用をどうするか」が主だった。避難所自治会運営規則を作り、避難所の運営にあたった。

施設利用についての留意事項は、次のとおりである。

- 「職員室、一般教室、特別支援学級教室」が「学校」であり、それ以外は「地域（避難所）」という認識（教室を一步出れば、そこは地域である）。



2 避難場所等になった教育施設における取組

- 高齢者室は「トイレ」に近いところに配置（視聴覚室）。
- 幼児の活動室（音楽室）、就学前児童（多目的教室）を確保。
- 衣料室・洗濯物干し場を設置（美術室）。
- 全国からの支援警察官は車で寝るため、「警察官用仮眠室（視聴覚準備室）」を確保。
- インフルエンザ、ノロウイルス発生のため、「隔離室（大会議室）」を確保。

#### 4 学校と避難所の共存

避難所は24時間稼働している。3月中旬から教職員も輪番で宿直したが、学校再開後は教職員による避難所管理業務は不可能と判断。警備会社に委託することにし、避難所が閉鎖される8月まで、夜間は警備会社が管理した。

卒業式は、3月31日に本校体育館で実施した。準備してきたことはほとんどできず、校長の式辞、卒業生代表の話、卒業生の合唱しかできなかった。会場にいた避難者の方々は、涙を流して聞いて下さった。卒業証書授与も簡略化せざるを得なかった。呼名された生徒はステージからおりてきて校長から証書を受け取り、そのまま会場をあとにした。たくさんの避難者に見守られて、卒業生は巣立っていった。

#### 5 終わりに

避難所の生活では、朝のラジオ体操のリード、校内放送による全体連絡、配膳の手伝い、トイレ掃除等は生徒たちも行った。「避難所に学校がある」状態で4月22日の始業式を迎えたが、避難者の理解も得て、生徒たちは普通教室で学校再開を果たすことができた。徐々に「学校に避難所がある」方向に向かっていき、本校避難所は8月12日をもって閉鎖した。

「子どもたちのためならば」と様々なことに快く協力してくれた避難者はみな地域の方々。地域があって市民があってこそこの学校だと改めて感じさせられた5カ月間であった。



被災者に見守られての卒業式（平成23年3月31日）

## 学校における避難所運営について

岩手県立大槌高等学校 前校長 高橋和夫

### 1 はじめに

東日本大震災津波では、避難所に指定されているか否かに関わらず、多くの被災者が学校に避難した。

大槌高校も8月上旬まで長期的な避難所になった。

発災当日は、津波警報の発令とともに、小学生や幼稚園児、近隣の町民が次々に避難してきた。部活動等で残っていた生徒及び本校の職員を含め約500人が避難者となった。

通常、町が避難所の指定、運営、管理の責任を負うこととなるが、大槌町役場庁舎が被災し、町長をはじめ課長級の職員7名を含む40人が死亡、又は行方不明となり、また、町の対策本部も被災に伴う山火事で半ば孤立状態となった。

大槌高校在籍者345名の内、6人の生徒が死亡、又は行方不明となり、家族の死亡、行方不明、自宅の全壊・半壊、保護者の失業などによる被災生徒は209人にのぼった。また、本校職員34名の約6割が被災によって住む家を失った。

このような状況下、自治会が組織されるまでの3月11日から4月19日までの約40日間、本校の職員が中心となって避難所の運営をすることとなった。



職員玄関前に設置した大槌高校避難所本部(平成23年3月12日)

### 2 避難所運営について

避難所の運営に当たっては、避難者の人命を第一に考え、安全面、健康面、衛生面に特に配慮し、少しでも安心して避難生活が送れるようにすることが私たちの思いでもあり、運営方針であった。

#### (1) 校内における避難場所の変遷

##### ア 第1期(3月11日から3月19日の9日間)

避難者は、3月11日約500人、12日約700人、13日約870人、ピーク時は1,000人近い避難者がいた。一般避難者は第一体育館及び第二体育館、小学校から避難した児童と職員は普通教室、乳幼児のいる家庭は畳のある作法室に避難させた。

##### イ 第2期(3月20日から4月17日の29日間)

4月に入ってから雪が降るなど寒い日が続く、広く天井の高い第一体育館はとても寒かった。体育館の暖房の燃料としていた灯油の不足等から、ボイラーの使用が可能な普通教室へと避難者の大移動を行った。学校再開を考えた場合、避難者を普通教室に移動させることは苦渋の決断でもあった。避難者が不在となった第一体育館は支援物資置場とした。

##### ウ 第3期(4月18日以降)

平成23年度の始業式を4月20日に設定した。4月上旬には避難者は約440人に減っていたが、学校再開に当たっては、教室棟と第二体育館で避難生活をしてきた避難者に移動してもらう必要があった。町及び町教育委員会と調整し、第一体育館に約270名を受入れ、約170名には他の避難所に移動していただいた。

#### (2) 学校施設の避難所以外の利用について

学校は避難所のほか、自衛隊駐留場所、支援物資置場、診療所、保健師・医療チームの宿泊所、炊き出し場所(調理室)、大槌中学校3学年の教室及び職員室、幼稚園(同窓会館)、金融機関が入るという状況であった。

### (3) 職員の避難所運営業務

避難所の運営に関わって、どのような業務がどれだけあるか見通しが立たなかったことなどから、体制は特に作らなかったが、震災直後から先頭に立って動いていた教務主任・進路指導主事を中心に、自然に分掌主任、学年長が担当分野のチーフになり、他の職員がそれを補佐し、手薄なところを見ながら協力しあう体制が自然にできていったことは、とてもありがたかった。

#### ア 職員の避難所における主な業務

- 避難者への対応（避難者名簿作成・掲示及び情報発信等）
- 避難生活の世話、様々な要望対応
- 安否確認への対応
- 近隣住民及び他の避難所からの物資要望への対応
- 病人等への対応
- 身障者への対応
- 安全対策（夜間の見回り等）
- 物資の受付、運搬と仕分け、避難者への配給
- 町の対策本部との連絡調整（状況報告、避難所再編計画と実施等）
- 県教育委員会への報告、相談
- マスコミ対応
- 調査研究のための情報提供（大学、研究機関への情報提供）

○震災直後のマスコミの力は非常に大きいと感じた。避難所や学校の状況が報道され、その報道を見た多くの方から支援、激励などが寄せられ、生徒の大きな励みになった。その一方で、特定の生徒への取材や次々に訪れるマスコミへの取材規制など、その対応に多くの時間を費やすこととなった。

#### イ 職員の日課

震災から5日間は職員のローテーションにより24時間対応で避難所運営を行った。

- 06：30 ミーティング①（職員、小中教員、避難者有志、医療チーム代表など）
- 07：00 朝食の配膳と食器洗い
- 12：00 昼食の配膳と食器洗い
- 17：00 夕食の配膳と食器洗い
- 19：30 ミーティング②
- 20：00 見回り①（避難者の状況確認等）
- 22：00 見回り②（避難者の状況確認、給油、消灯等）
- 23：00 就寝（職員の努力目標）

#### ウ 職員の勤務対応

- ・ 3月11日から4月19日の期間  
災害対応として、原則5日勤務2日休業（普通日の場合は災害特別休暇、年次、振替）をローテーションで実施
- ・ 4月20日から4月30日の期間  
毎日の宿直及び休日の日直は教職員2名で担当、他の職員は通常勤務
- ・ 5月1日からの期間  
宿・日直の臨時嘱託員を3名配置、職員は全員通常勤務

### (4) 生徒の活動

3月11日は学校に約100名の生徒が避難し、一般避難者の支援活動も開始した。翌日から保護者が迎えに来た生徒は帰宅させ、1週間後には37名に減少した。残った生徒たちは避難者のために懸命に働いた。生徒たちは自分たちで仕事を見つけ積極的、献身的に活動してくれた。来校した達増知事から「生徒諸君は凄い。君達は最高だ」との言葉をいただいた。

生徒たちは主に次のような取組を行った。

- 避難者名簿の用紙づくり（コピー機が使えないため、カーボン紙を使用して複写）
- 布団、毛布の運搬と配付
- ローソク、ストーブの配置
- 炊き出しの手伝い、食事の配膳と食器洗い（冷水での作業、手を赤くしながら良くやってくれた）
- トイレ用の水汲み（バケツでプールからトイレへ）とトイレ掃除
- 物資運搬、仕分け、配給の補助
- 交通整理、駐車場整理
- その他（子供用プレイルームの手伝いや教室復元作業など）

## 3 終わりに

避難所運営を経験して思うことは、災害時においては学校が一時的な避難場所に留まらず、長期的な避難所になる可能性が高いということである。特に小さな町にとっては、学校及び教職員に対する期待が大きいことを実感する。避難所としての学校の在り方については、今後、食料や寝具、医療品の備蓄など様々な角度から検討しなければならないと考える。

また、今回の大震災津波では自然の驚異をまざまざと見せつけられた。自然はいつ牙をむいてくるかわからない。この大震災津波の経験を忘れてはならないし、絶対に風化させてはいけない。津波は自然現象であり、必ずまた起こり得る災害なのである。



本部前で食事を提供する生徒・職員(平成23年3月17日)

### (3) 学校以外の教育施設の対応

**DATA** 東日本大震災津波に係る  
市町村教育委員会の対応に関する調査  
平成 24 年度 岩手県教育委員会実施

市町村の社会教育施設や社会体育施設も避難場所や災害対応の拠点等として利用され、施設職員や市町村職員が中心となって運営した。

非常事態であり、指定管理者の判断で通常の形での利用を自粛し、さまざまな形態で利用できるよう対処したため、施設本来の利用形態に支障をきたした。

#### 【避難場所としての利用】

避難場所に利用された施設の多くは市町村の指定避難所であり、長いところでは平成 23 年 8 月下旬までその役割を果たした。

しかし、授乳等プライバシーが確保されない、段差が多く高齢者や障がい者に配慮した作り（バリアフリー）になっていない、入浴や洗濯などの設備がない、ゴミの集積と処理等、設備面に課題が残った。

#### 【避難場所以外の目的での利用】

避難場所以外の目的で利用された施設の多くは平成 23 年 4 月でその利用は解消されたが、設備や備品の不足する問題が生じたほか、沿岸部では施設が被災し空調や照明に苦慮しながらも、立入可能な施設については利用せざるを得ない状況であった。

#### 【避難場所等になった教育施設は P270 に掲載】



避難場所になった大船渡地区公民館(平成23年3月17日)  
大船渡市提供

学校以外の教育施設における 避難場所以外の利用目的
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援物資の保管</li> <li>・ 自衛隊の基地</li> <li>・ 都道府県警や消防隊の集結場所</li> <li>・ ボランティアの宿泊所</li> <li>・ 遺体安置所</li> <li>・ 災害対策本部</li> <li>・ 被災車両の集積場所</li> <li>・ 炊き出し調理場所</li> <li>・ 入浴・シャワー設備利用</li> <li>・ 消防や保健センターの仮設事務所</li> <li>・ 仮設住宅建設業者の現場事務所</li> </ul>



災害対策本部になった陸前高田市給食センターには支援物資が積み上げられた(平成23年3月21日)  
陸前高田市教育委員会提供



緊急消防援助隊の活動拠点になった遠野市綾織地区センター  
遠野市提供

## 陸中海岸青少年の家における避難所の運営と学校の受け入れ

県立陸中海岸青少年の家

### 発災当日

3月11日（金）は研修活動の利用がなく、運転技師を除く職員10人が勤務していた。地震発生後、停電、断水、電話不通となったが、施設を巡回し点検したところ外観に破損等の大きな異常はなかった。直後から体育館を避難場所として開放し、避難住民等を受け入れた。国道45号線が寸断し、走行中の人たちも当所に避難してきた。食堂にあった貯蔵米を提供し、明かりは電池式のランタンで、暖房は反射式ストーブとだるまストーブで一夜を過ごした。

### 避難所運営

翌12日（土）には山田町田の浜地区、船越地区の住民、知的障害者更生施設はまなす学園からの避難者を受け入れ、避難者数は220人となった。体育館のほかに研修室も開放し、はまなす学園及び一部介護が必要な避難者には宿泊室を提供した。消防署からの依頼で避難者を受け入れていたが、さらに増えることが予想され、13日（日）に漁協の副組合長を中心として地区ごとに班をつくり、自治組織を立ち上げた。それまで町防災センターからの食料配付は青少年の家職員が世話していたものを自治組織で行うこととした。

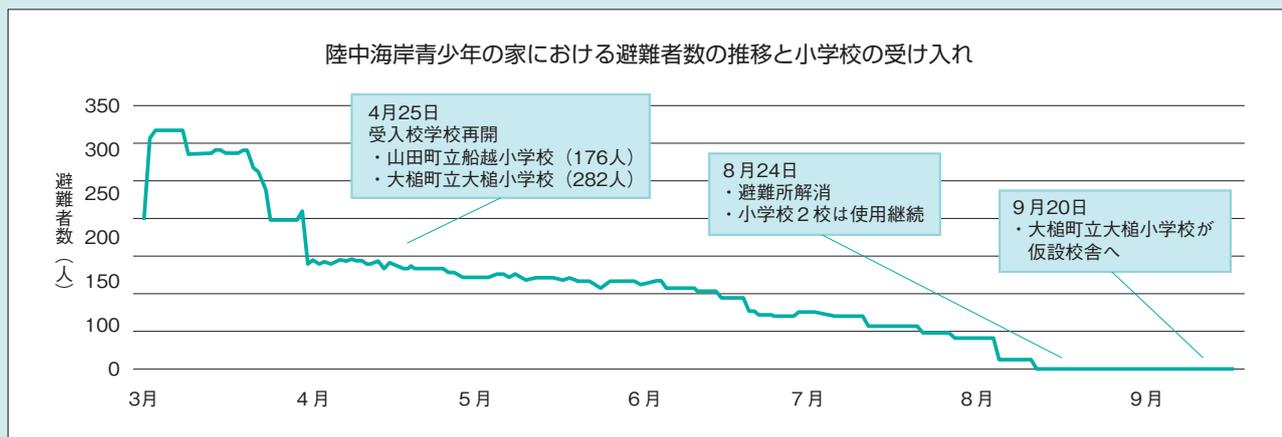
地震発生後自家発電に切り替わっていた電源は燃料不足により14日（月）の明け方に停止した。トイレは近くの

沢水を汲んで流していたものの、確保していた高架水槽分の飲料水は枯渇した。この日は避難者がピークとなり340人を受け入れた。

職員が行った主な避難所運営業務は、食料や支援物資の配付など避難者への対応であったが、避難者の多くが町内の同地区のため、地元住民により早々に自治組織が組織され大きなトラブルはなかった。16日（水）夜から青少年の家職員が宿直当番制を開始、男性1名を当て事務室内で夜間も対応することとし、他職員も午後9時までは避難者に対応した。また、同施設の研修室・視聴覚室は県内外から届いた支援物資の置き場とし、和室を医療チームの寝所として利用した。午前中は所外他地域に巡回治療に向き、



避難所となった体育館（平成23年4月5日）



避難者数:県災害対策本部発表資料より作成

夕方に帰所後、食堂の一部を救護スペースとし、所内避難者治療に当たっていただいた。自衛隊や他県からの給水、企業・団体等からの食料支援や炊き出しも行われた。

【参考：ライフラインの状況】

- 電気：3月11日（金）自家発電により対応
- 14日（月）燃料切れにより停止
- 17日（木）自衛隊からの燃料の支援により自家発電再開
- 29日（火）復旧
- ガス：3月16日（水）復旧
- 水道：4月13日（水）復旧
- 当施設での入浴開始



コンテナに支援物資を保管し、教室を確保



体育館を仕切って大槌町立大槌小学校の4～6年生の教室と職員室を設置（平成23年4月26日）



山田町立船越小学校1年生の教室となった研修室（平成23年4月26日）

学校設置

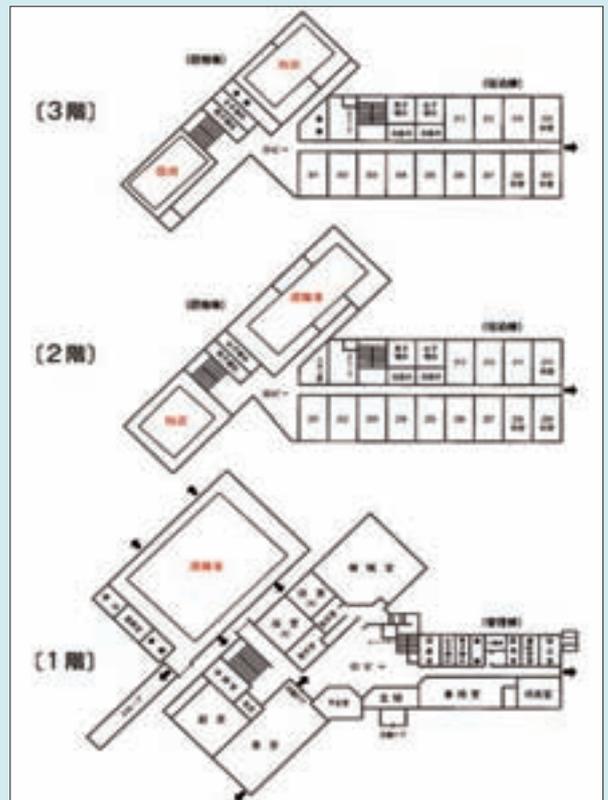
3月下旬には山田町及び大槌町から浸水により校舎が利用できない船越小学校及び大槌小学校の再開にあたり、陸中海岸青少年の家を利用したい旨の要請があったことから、県教育委員会の学校再開プロジェクトチームが中心となり仮校舎としての利用に向けて検討を進めた。教室確保のために、300人近くいた避難者の体育館からの移動と支援物資の置かれた研修室の利用などが課題となり、検討の結果、避難所と学校が共存できるよう、体育館及び研修室を教室として利用することにした。

4月11日（月）当施設体育館において、山田町・大槌町学校設置説明会が開かれ、復興・仮設住宅建設の進捗状況が説明されるとともに、避難者と両校の保護者に対し当施設への学校設置についての理解を求め、避難者には体育館から宿泊室への移動をお願いした。

研修室等に置かれていた支援物資については、民間企業（ウィンズモータリス株式会社）の協力を得て、駐車場にコンテナ2基を設置して移動して教室を確保し、研修室等を大槌小学校1～3年生と船越小学校の教室、体育館を2校の職員室と大槌小学校4～6年生の教室として配置した。

しかし、体育館及び研修室も限られたスペースであり、

■ 陸中海岸青少年の家の施設利用の変化



避難所配置



秋田県から支援された板材の間仕切りや段ボールを使い、教室と職員室を区切り、4月25日（月）、学校再開の日を迎えた。

### 避難所と学校の共存

両校の再開時においても100人超の避難者が滞在したままであり、研修活動の受け入れは当面停止した。避難者と学校が施設を利用するにあたり、児童の遊び場所（多目的グラウンド）やトイレ、下足箱、ロビーの利用を割り振り、清掃場所も分担した。来訪者対応には安全面からも配慮を要し、学校への来客は事務室を通してから案内し、避難者への面会は放送で呼び出すこととした。

小学校の再開後は、各学校及び青少年の家においてグラウンドや諸施設の利用について調整を行い、円滑な施設運営に努めた。また、4月13日（水）の山田町及び大槌町の担当者及び学校関係者との打合せの際に、山田町からの要請があり、5月9日（月）から船越小学校のスクールバスとして所バスの運転を開始し、11月11日（金）まで運行した。

5月13日（金）には、青少年の家、避難者、学校合同避難訓練が実施され、訓練のほか、避難者である年長者との交流も深められた。

### 避難所解消と一般利用再開

全避難者が退所したことにより8月18日（木）をもって避難所としての施設利用が終了した。

一般利用再開に向けての準備を始め、①小中学校宿泊体験学習の予約受付準備（発送・予約受付・調整・決定通知）②事業計画の策定③宿泊室の大掃除、食堂厨房並びに食器殺菌消毒を行った。

また、大槌町立大槌小学校が9月18日（日）に仮設校舎に移動することとなり、その後の施設利用については、研修室を山田町立船越小学校が利用することとして教室の再配置を行った。

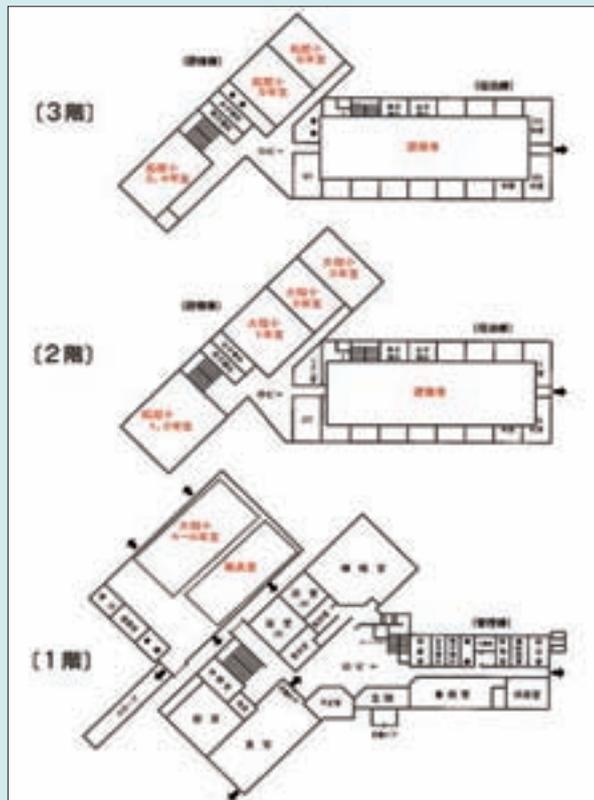
施設の一部が利用可能となったことから、11月から可能な範囲で一般利用者の受け入れを行い、主に小中学校が体育館等を利用した。

平成24年度も山田町立船越小学校と併存する形で施設利用を再開することとなり、児童の学習環境への影響、研修団体と学校との施設利用の調整などが懸念されたが、週1回の所長・校長及び研修班長・教務主任連絡会議等を通じて予定を共有し、臨機応変に融通し合いながら順調に運営した。

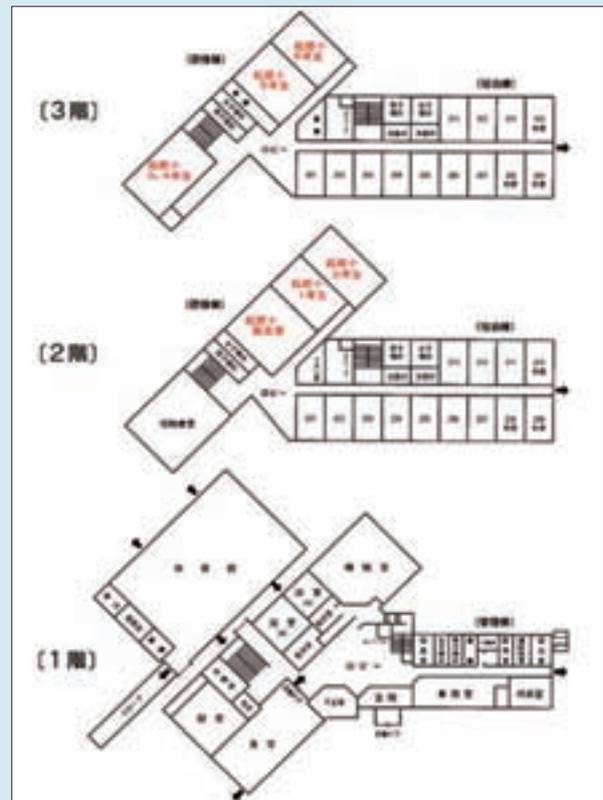
2 避難場所等になった教育施設における取組

## 2章

災害応急対応の取組  
～震災津波発生時から学校再開まで～



避難所兼小学校配置(平成23年4月～)



山田町立船越小学校配置(平成23年9月～)

# 3

## 学校再開に向けた取組

### (1) 県教育委員会の取組

#### 学校再開プロジェクトチームの取組

被災した公立学校の教育活動再開のため、平成23年3月18日（金）に県教育委員会内に設置した「学校再開支援プロジェクトチーム」は、各室課担当職員1～2名の計8名ずつで構成する小中学校再開支援プロジェクト（チームリーダー：学校教育室義務教育課長）と、県立学校再開支援プロジェクト（チームリーダー：学校教育室高校改革課長）を編成。相互に情報共有と役割分担を図りながら教育関係の応急対応を強化し、学校再開に向けて市町村教育委員会及び被災校に対する支援を行った。

被災地域の学校から随時情報収集を行い、県災害対策本部が主催する連絡調整会議において状況報告を行ったものの、当プロジェクトチームは今回の震災を受けて立ち上げたものであり、チームの性質を明確に位置付ける余裕がなく、問題をチームで解決するという

より、情報を共有し、各室課に持ち帰って対応するという形式となった。

3月下旬には学校再開の目途（安否確認、教員住宅の確保、ガイドライン作成、児童生徒の受入、教科書・学用品の確保、学校編成、校舎使用計画、教室確保）を立て、4月に入ると学校機能の回復（給食再開、通学路の安全確保、健康管理、公簿諸帳簿整理作成支援、授業再開状況把握・支援、備品整備、復興教育検討）へと取組内容が移行していく中、5月2日（月）には県内全ての公立学校が再開した。

被災児童生徒の学びの場を再構築し、さらに未来に向けて学校教育の復興を図るため、「学校再開支援プロジェクトチーム」を改編した「学校教育復興プロジェクトチーム」を5月9日（月）に設置し、学校の機能回復と正常化を目指した。

#### 高校入試への対応

県教育委員会は、発災の2日前にあたる平成23年3月9日（水）に実施した岩手県立高等学校入学者選抜学力検査の合格発表を16日（水）としていたが、22日（火）に延期することを決定し、12日（土）に教育記者クラブを通じて発表した。

合格発表の延期に伴い、再募集等出願期間、検査日を大幅に繰り下げ、合格発表以降の入試日程の変更を決定し、15日（火）に発表。周知については、通常の文書による方法に加え、ラジオ、テレビ、新聞等マ

学校再開支援プロジェクト	
児童生徒への対応	安否動静確認、心身のケア、就学援助、被災遺児対応等
学校・教室の確保	被災状況の把握、使用可否確認、他施設利用等
教材等の確保	教科書の保持状況確認及び補てん策、学校運営に必要な教材等物資の確保等
教員の充足	安否確認後の人事異動修正、講師確保、住居確保支援等
学校運営支援策	学校再開の日程（卒業式、離任式、入学式等）、校務分掌変更の要否等
市町村教育委員会への支援 (小中学校チーム)	委員会機能低下の場合の人的支援、「学校再開ガイドライン」の作成
県立高校入試の対応 (県立学校チーム)	日程変更、合格発表対応等



学校教育復興プロジェクト	
児童生徒への対応	心のサポートの充実、放課後の児童生徒の居場所づくり、加配教員の配置と活用
学校教育環境の整備	学校運営と避難所運営との調整、学校施設の整備、通学手段の確保、給食の再開
教職員への対応	心のケアの充実、教職員の住宅の確保
学校運営の正常化に向けた中長期の支援	学校新体制プラン、復興教育の推進など教育課程の工夫改善、校舎利用・建設計画などに対する支援
文化・スポーツ活動への支援	文化・スポーツ活動の再開への支援
市町村教育委員会への支援 (小中学校チーム)	市町村教育委員会への人的支援、「学校再開～復興に向けたガイドライン」の作成

スコミを最大限活用した。

通常この期間に実施している教科の平均点等学力検査結果の集計については実施できなかったが、一般入試合格発表から再募集、そして入学に至るまで、混乱は最小限にとどまった。

## 入試等の日程変更

項目	変更前	変更後
一般入学者選抜・杜陵高等学校(定時制)前期日程合格者発表	3月16日	3月22日
再募集出願期間	3月17日 ～22日	3月23日 ～31日
再募集・杜陵高等学校(定時制)後期日程学力検査等実施	3月24日	4月4日
再募集・杜陵高等学校(定時制)後期日程合格者発表	3月28日	4月6日

## 合格発表への対応

合格発表について、被災し掲示できない学校や、発表を見に行けない状況等を考慮して以下の対応を行った。

- ・被災地校の掲示場所について、複数箇所への掲示及び複数校を同じ場所へ掲示すること。
  - ・電話での合否照会について、一定の条件のもとで対応すること。
- さらに、沿岸部から内陸の県立高等学校を受検した生徒については、合格発表時に当該校へ来ることが困難であるため、県教育委員会がそれぞれ沿岸部の所定の場所に関係資料を運び、そこから各中学校の職員に手交する形をとった。

## 入学選考料及び入学料の納入期限の延期

被災により生活の基盤を失った生徒について、入学選考料及び入学料の納付期限を当分の間、延期することとした。入学選考料については、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の願書提出が既に終了しており、再募集時において想定されたものである。後に、県議会4月臨時会において、入学選考料及び寄宿舎料等を免除する条例案が議決された。

## 転入学及び進路変更等への対応

### 転入学の対応

平成23年3月14日(月)、文部科学省の東北地方太平洋沖地震における被災地域の児童生徒の就学機会の確保等に関する通知を受けて、県では、18日(金)、被災生徒の入学手続き及び転学希望に対する配慮を求める通知を発出した。22日(火)、被災した生徒の転学に係る基本的な考え方について、更に25日(金)、具体的な取扱いについて通知を発出し、段階を踏んで県内各校に手続きの周知を図った。

従来、高等学校の転学は当該校長の判断によるものであったが、被災した生徒については、県内への転学に係る事案は学校教育室高校教育担当を通すこととし、全ての県立高等学校が協力して、被災した生徒の就学機会の確保に全力を尽くすこととした。

具体的には、学校教育室が既存の資料を用いて、在籍(合格)している高等学校と同課程・同学科に転入する原則に基づき調整を行い、受入校では面接を実施し、学力検査は行わないこととした。また、県内から県外への転学については、在籍(合格)校が受入先の高等学校又は都道府県教育委員会と相談して進め、窓口等について情報が必要な場合は学校教育室担当者に連絡することとした。さらに、実際の運用に際し寄せられた問い合わせ等を受け、「被災した生徒の転学に係るQ&A」を作成し、4月11日(月)、学校に周知した。

平成23年度内の被災した生徒の転学希望は県内から県内が59人、県外から県内が19人であったが、県内各校の協力により大きな問題もなく全員の転学が認められた。

県外への転学について、学校教育室を通さずに進めたことは、円滑な転学事務の観点からは良かったが、転学者数の掌握が難しくなった。前籍校への再転学等も含めて定期的に報告を求める必要があった。

また、沿岸部各校の電話、いわて教育行政システム(GWW)等の情報伝達手段が使用できず、転学関係書類のやり取りが難しく、時間を要する場面があった。

### 進学予定者への対応

平成23年3月18日(金)、文部科学省は、各大学等に対し、入学者選抜や入学手続きについて最大限の配慮を求める通知を発出した。この情報を受けて、県では、テレビ・ラジオ等マスコミを通じて、震災のため大学等の入試が受験できなかった者や入学手続きができなかった者等に対し、諦めないで大学等に連絡す

るよう情報提供を行った。なお、文部科学省からの通知に基づき、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う平成23年度大学入学選抜における対応について」を3月28日付けで各県立学校に通知した。

震災のため、4年制大学への進学を断念した生徒は5人、短大・専門学校等への進学を断念した生徒は20人であった。県立高等学校では、独立行政法人日本学生支援機構や民間団体による奨学金の活用等も含め、所期の希望を実現させるべく個別に相談してきたものの、学業費用だけでなく家族全体の経済的見通し等も含め考慮した結果、進路変更せざるを得なかった生徒が多かった。

### 就職予定者への対応

平成23年3月15日（火）、県央部の高等学校から震災に伴う就職内定取り消し事案の発生について報告があった。これを受けて、県は岩手労働局と協議し、岩手労働局が雇用者に対し、内定取り消しの見直し・入社日延期への変更・関連企業での採用等について検討するよう指導を行うこととなった。また、3月20日付け教学第1199号「平成23年3月高等学校卒業者の就職内定取り消し状況に関する調査について（依頼）」で、以後5月6日（金）までの間、就職内定取り消し事案が発生する都度、県に報告するよう各学校に通知した。

震災のため就職内定の取り消し等の連絡を受けた生徒は77人（県内65人、県外12人）であった。このうち、内定取り消しは64人、入社日の延期は9人、検討中4人であった。内定取り消し64人のうち29人が他社等に内定し（県内12人、県外5人、所在地不明12人）、4人が他社に臨時採用となり、3人が進学に変更した。

年度末でもあり、内定取り消しとなった生徒の進路決定が難しく、調査終了時点で28人が進路未定（応募中を含む）となった。

震災で内定取り消しとなった生徒を採用したいと関西方面からも求人の申し出があったが、未曾有の大震災が発生した直後に関西方面への就職を指導することは、本人・保護者の不安等もあり実現は難しかった。

### 市町村教育委員会への支援

#### 「学校再開に向けたガイドライン」の作成

市町村教育委員会及び小・中学校の学校再開までの取組の支援（初期的な対応が中心）として、兵庫県教育委員会が作成したガイドブック「EARTH」などを参考に、各学校が教育活動再開に必要な事項や方向性をとりまとめ、市町村教育委員会が諸問題を解決していく際の判断材料として活用できるよう「学校再開に向けたガイドライン」を作成した。

「学校再開に向けたガイドライン」	「学校再開～復興に向けたガイドライン」
(初版) 平成23年3月発行 72ページ	(2版) 平成23年12月発行 180ページ
1 学校の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における職員の体制づくりについて</li> <li>・学級編成、教員定数等について</li> <li>・学校運営に関することについて</li> </ul> 2 児童生徒に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書、学用品等について</li> <li>・こころのサポートについて</li> <li>・児童生徒の健康管理について</li> <li>・児童生徒の就学援助について</li> </ul> 3 教職員に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス、給与関係について</li> <li>・教職員の健康管理について</li> <li>・関連給付事業について</li> <li>・教職員のための相談窓口</li> </ul> 4 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県、他市の被災児童生徒の受け入れについて</li> <li>・子どもと遊ぶレクリエーション集</li> <li>・通知文</li> </ul> 5 様式 <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災に伴う教材等の喪失調査</li> <li>・教科書・副教材以外の学用品の喪失調査</li> <li>・無償義援物資依頼書</li> </ul>	1 学校の体制づくり <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校における職員の体制づくりについて</li> <li>・学級編成、教員定数等について</li> <li>・学校運営に関することについて</li> </ul> 2 児童生徒に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科書、学用品等について</li> <li>・こころのサポートについて</li> <li>・児童生徒の健康管理について</li> <li>・児童生徒の就学援助について</li> </ul> 3 教職員に関すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス、給与関係について</li> <li>・教員免許更新制における終了確認期限の延期等について</li> <li>・教職員の健康管理について</li> <li>・関連給付事業について</li> <li>・東日本大震災津波関連健康管理事業</li> <li>・教職員のための相談窓口</li> </ul> 4 資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他県、他市の被災児童生徒の受け入れについて</li> <li>・子どもと遊ぶレクリエーション集</li> <li>・通知文</li> <li>・基金・奨学金等</li> </ul>

ガイドラインは、学校の体制づくり、児童生徒に関すること、教職員に関すること、資料・様式で構成し、平成23年3月31日（木）に沿岸部の市町村教育委員会に配布した。

また、平成23年12月には、中・長期的な対応を視野に入れた「学校再開～復興に向けたガイドライン」を作成し、県内全市町村教育委員会及び公立全小・中学校に配布した。

### 被災教育委員会への職員派遣

被災市町村教育委員会の人的支援需要について教育事務所を通じて把握し、職員の派遣要請に応じて調整し、市町村教育委員会の行政機能回復支援、業務支援を行った。（当該派遣とは別に震災前からの教員派遣は別途継続している。）備品・資料等が流失していたため、派遣職員にはパソコン等を持たせ、被害状況の取りまとめや流出資料の復旧等を迅速化させた。

発災後、被災市町村においては通常の行政機能が麻痺し、市町村職員が県等からの支援職員派遣の需要調

査に対応できる状況になかったが、それを勘案しての対応が十分ではなく、適時適切な派遣ができなかったこと、また、県からの派遣に当たっては急遽の派遣となったことから、支援先市町村及び派遣職員の双方に負担を生じさせた面があった。

また、教育事務所を通じての需要把握は、指導主事等教員の派遣については機能したが、事務職員についてはこれまで派遣経験がなく市町村教育委員会との調整方法が確立していなかったこと等から結果的に機能しなかった。4月2日（土）の高橋教育次長による現地調査結果を受け、陸前高田市に対して4月5日（火）から事務職員4人を追加派遣した。結果、平成23年度は陸前高田市、釜石市、大槌町に延べ10人、平成24年度には延べ9人の職員派遣を行った。

なお、派遣職員の宿泊施設として県立千厩高等学校セミナーハウスを利用した。

### 市町村への支援数

年度	支援先市町村	支援期間	内 訳	支援人数
平成23年度	陸前高田市	平成23年4月～平成24年3月	教員（指導主事等） 事務職員	3 3
		平成23年4月～平成23年9月	事務職員	1
		平成23年5月～平成24年3月	教員（社会教育主事）	1
	釜石市	平成23年4月～平成23年7月	教員（指導主事）	1
	大槌町	平成23年4月～平成24年3月	教員（指導主事）	1
平成24年度	大船渡市	平成24年4月～平成25年3月	教員（指導主事）	1
	陸前高田市	平成24年4月～平成25年3月	教員（指導主事等） 事務職員	4 2
		平成24年8月～平成25年3月	教員（社会教育主事）	1
	大槌町	平成24年4月～平成25年3月	教員（指導主事）	1



陸前高田市教育委員会仮設事務室（平成23年5月12日）  
陸前高田市教育委員会提供



会議室がないため、青空会議（平成23年5月12日）  
陸前高田市教育委員会提供

## 国への要望

被災した児童生徒への支援や教育関係施設復旧のための財政支援等、速やかに学校再開するための措置等を国に対して要望すると共に、教育環境の復旧・復興の取組への支援や文化財保護への支援等、文部科学大臣らが来県した機会をとらえ、知事及び教育委員長の連名で要望を実施した。

平成23年3月20日付けの文部科学大臣に対する緊急要望は、被災児童生徒・学校に対する支援、避難先における教育の確保、教育関係施設の復旧に係る特例的な財政支援等についてであった。

また、孤児となった児童生徒の保護、通学路の整備及び輸送手段の整備等については、厚生労働省や国土交通省等省庁の枠組みを超えた支援を求めた。

要望に対する対応として、転出入が流動的であった被災した児童生徒への教科書の給与や、通学手段となるスクールバスへの財政措置のほか、教職員の加配、諸対応に係る事務手続きの簡略化等の措置がなされた。

学校再開後も、学校現場の状況に応じた教職員の追加加配、スクールカウンセラーの継続派遣、廃校・休校施設の利用にあたる改修費用等の財政的支援等により教育環境の整備が進められたほか、学校管理下において死亡した児童生徒等に係る災害見舞金の支給等が行われた。

さらに、平成24年度大学入試センター試験について、前年度までの試験場であった北里大学三陸キャンパス（大船渡市）が一時閉鎖したため、沿岸部の受験者への配慮から沿岸部での試験場の確保を要望し、県立大船渡高等学校と県立釜石高等学校を臨時試験場とする特例措置が実施された。（平成25年度も同様）

今後も教育環境等の復興に向けて、児童生徒・教職員への支援や学校・公立文教施設の復旧整備について、国庫負担の補助率の嵩上りや適用範囲の拡大等、人的・財政的措置を引き続き要望していくものである。

【文部科学大臣への要望内容は、P281に掲載】



高木文部科学大臣へ八重樫教育委員長から要望内容を説明  
(平成23年6月30日)

## 学校再開に向けた補正予算

### 平成22年度補正予算の概要

県では、東日本大震災津波による災害に対応するため、避難者の支援等に要する災害救助経費やその他必要な経費を確保する補正予算（専決処分）の編成に緊急に取り組んだ。

教育委員会関係予算としては、学校施設災害復旧事業や学校再開関連事業等7億11百万円余の予算を編成し、平成23年3月17日（木）及び31日（木）に専決処分された。

### ■平成22年度補正予算

専決処分：平成23年3月17日(第7号補正)及び3月31日(第8号補正) (千円)

事業名	概要	事業費
災害救助費（民生費） ・学用品の給与	教科書、文房具等を喪失した児童、生徒への現物給付に要する経費	308,880
学校施設災害復旧事業費	被災した県立学校の災害復旧に要する経費	100,000
学校再建関連事業費	被災した県立の校内清掃、机・椅子の購入及び事務機器の借り上げ等、早期に教育環境の改善に要する経費	300,000
その他（予備費） ・りあす丸の係留経費等	震災により宮古港に帰港できなかつたりあす丸の係留経費（静岡県焼津港）及び生徒・乗員の移送経費	2,370
合計		711,250

## 県共同実習船「りあす丸」の対応

岩手県立宮古水産高等学校 校長 在 原 眞

その日、宮古水産高等学校海洋技術科2年17名、専攻科漁業科1年8名、久慈東高等学校総合学科2年4名、指導教官3名、乗組員22名の計54名を乗せた県共同実習船「りあす丸」は、ハワイ沖で行った鮪延縄実習を終え、太平洋上を航行中であった。日本に着くまでには2日ほどかかる位置。漁獲した鮪等を静岡県焼津港で水揚げ後、3月18日（月）には宮古港・久慈港へ戻る予定であった。

以下は、畑川秀雄船長からの報告をまとめたものである。

洋上で地震の揺れは感知できず、15時30分頃、二等航海士が地震津波に関する航海情報に気づいた。報告を受けた船長は、大津波警報が出ていることを確認したものの、ラジオの感度は低く、詳細な情報はなかなかつかめなかった。地震津波により岩手県にも甚大な被害が発生していると通信長が船内放送を行ったのは17時30分頃のことであった。

船舶電話が使用できる海域に入ったときは夜であり、学校からの連絡を待つことにした。船上で携帯電話は通じないため、生徒たちに船舶電話の使用を許可したものの、家族と連絡がとれないものがほとんどであった。翌朝、学校に電話したものの通じず、10時過ぎに盛岡市から電話をかけてきた副校長とつながり、双方の状況を報告し合った。

3月14日（月）、予定通り静岡県焼津港に入港。学校からの電話で、宮古港・久慈港は防波堤や岸壁が壊れ、湾内にはがれきが流入し、「りあす丸」の入港・接岸は無理とのことだった。船は1カ月程度焼津港に係留することで、接岸場所等について手配をするよう指示された。また、新幹線は不通であり、長距離バスも燃料調達が見込めなかったため、生徒、指導教官、乗組員たちの帰路の交通手段を確保しなければならなかった。

水揚げ中は、市場・水揚げ関係者、焼津市職員、静岡県立焼津水産高等学校をはじめ、市民の方々から激励や支援物資を多数いただいた。

そしてようやく震災から11日後の3月22日（火）早朝、焼津からバスで伊丹空港まで行き、飛行機で花巻空港へ向かうことができた。到着後、空港内で下船式を行い、平成22年度第二次鮪延縄実習航海が終了した。



県共同実習船「りあす丸」(平成24年1月18日)  
県立宮古水産高等学校提供

## (2) 市町村教育委員会の取組

**DATA** 東日本大震災津波に係る  
市町村教育委員会の対応に関する調査  
平成 24 年度 岩手県教育委員会実施

### 学校再開に向けた取組

各市町村教育委員会では3月中旬から4月上旬にかけて校長会議を開催し、学校再開に向けた協議をした。各学校からは、学校施設の緊急補修やライフライン復旧までの対応、燃料の確保等の環境整備に関する要望が多く出された。

#### 【校長会議の開催】

内陸部では例年どおりの開催も含め1～2回程度、沿岸部では3～4回校長会議を行い、いつ学校を再開するか、児童生徒の心のケアをどうするか、通学路は安全か、給食は提供できるか等について検討した。

沿岸部では再開場所の調整や給食の手配、教職員に対する心のケアや住宅確保についても多くの市町村で検討され、内陸部では他市町村教育委員会への支援についても協議した。

学校からは、被災児童生徒への接し方、避難所・仮設住宅等に利用される学校の授業場所の確保が懸案事項として挙げられた。

#### 【学校再開に向けての実施内容】

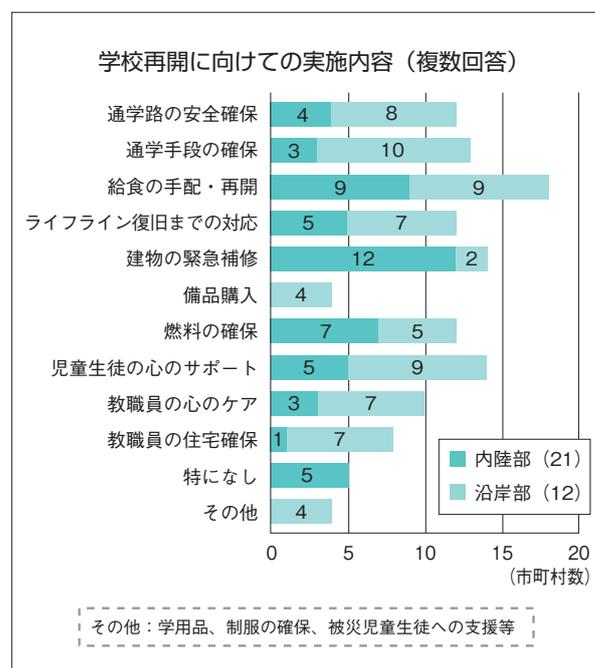
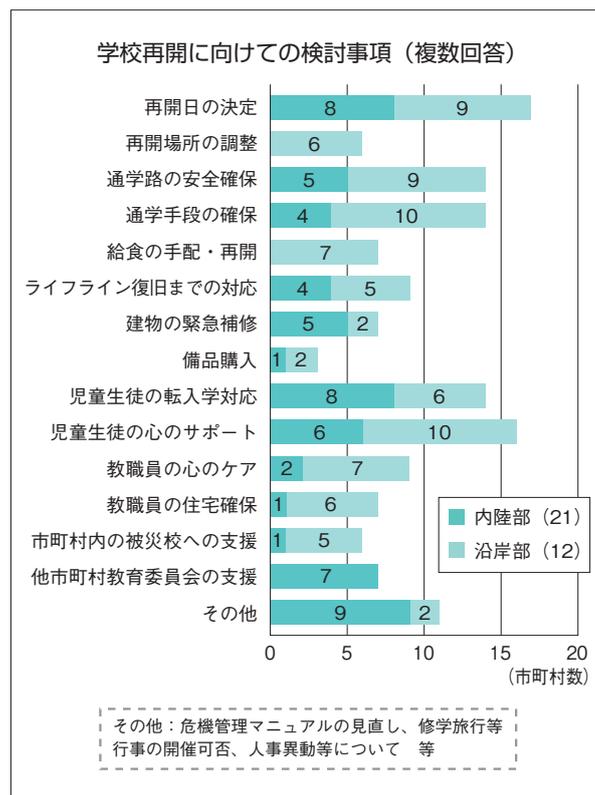
市町村教育委員会が学校再開に向けて実施した内容は、学校からの要望に対応し、給食の手配、児童生徒の心のサポート、燃料の確保が多かった。

内陸部の教育委員会では学校施設の緊急補修を開始できたが、沿岸部では通学路の安全確保や通学手段の確保、教職員の住宅確保に奔走した。

### 市町村教育委員会の連携・協力

沿岸部では被災等により市町村教育委員会の機能が一時的に失われたところがあった。そのため内陸部の市町村教育委員会が沿岸部の市町村教育委員会へ、物的支援や避難所運営・就学事務を行う職員の派遣等の人的支援を行った。

支援内容の大半が学用品、教具、学校備品等の物的支援であり、学校統廃合により空き校舎となった学校の教材備品の支援や、物資ではなく義援金による支援(校長会が中心となり実施)をしたところもあった。また、人的支援は、内陸部の市町村教育委員会が管内



教職員へ要請を行い、沿岸部の市町村教育委員会及び市町村立学校へ教職員を派遣した。

これらの支援の相手先は、校長会等による横軸連携を基にして決められた市町村や、従前から交流のある市町村に対して行われ、どのような支援が必要か随時連絡を取り調整しながら、要望に沿うかたちで支援した。

物的支援の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品（ノート、消しゴム、ペン等）</li> <li>・ランドセル、ピアノカ</li> <li>・ジャージ、学生服、靴、靴下、下着</li> <li>・児童生徒用机、児童生徒用椅子</li> <li>・教師用算数セット、書写水墨板、大分度器、大三角定規、大コンパス、リットルます</li> <li>・学校消耗品（紙等）の援助</li> <li>・スクールバスの運行等の援助</li> </ul>

人的支援の主な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所となっている市町村立学校への対応</li> <li>・給食センター職員が300食分の汁物を作り、役場や避難所等になっている体育館等に配達</li> <li>・栄養職員による健康管理支援</li> <li>・支援物資仕分け</li> <li>・遺体安置所対応</li> <li>・がれき処理</li> <li>・校内の片付け及び書類整備</li> <li>・教育委員会での就学支援事務</li> <li>・移動図書館の稼働</li> </ul>

### 【市町村教育委員会同士の連携・協力体制について】

震災を踏まえ、甚大な被害があった際の教育委員会同士の連携・協力体制のあり方等について挙げられた意見を以下の3つのポイントに分類した。

#### ポイント1：事前協議

- ・従来から市町村交流のあったところへの支援に加え、校長会で示した横軸連携の相手先へ支援することで、多層支援ができた。
- ・市町村部局、教育委員会の2つのルートで「必要な支援」を聞き取り、ニーズに応じてピンポイントで

支援できるようなシステムの事前確認ができればよいと思う。

- ・自治体の支援体制のなかで教育委員会職員も働いており、別に教育委員会としての支援体制が必要かも含め検討するべきである。

#### ポイント2：専門職の支援

- ・支援先教育委員会を訪問し、実態把握と現地のニーズ確認を行うことが重要で、普段同様の業務に携わっている職員の派遣は、即戦力となる。しかし、同一職員が長期に支援できれば相当の支援となるが、同じように職員不足の中では難しいため十分な支援とならなかった点も否めない。

- ・学校教育活動のいち早い再開へ向けた教職員や児童カウンセリングの専門家の支援体制の整備を図る。（県教委の調整と市町村教委の連携）
- ・専門職（カウンセラー等）などの人的支援が必要ではないかと考える。

#### ポイント3：現地の情報収集

- ・大規模な被災があった場合、迅速な対応に迫られることから、業務に精通した教育委員会同士が連携協力することが大切と思われる。そのためには、どこでどのような支援が求められているのか情報を知らせる、あるいは知る体制があればよいと思われる。
- ・震災、火事、台風、豪雨等災害の種類によるが、被災地からの情報、また被災地への情報が早く入るような連携体制の構築、情報が入ることにより支援の方法も早くできる体制づくりが可能である。予め想

定した支援体制も必要であるが、甚大な被害となると、できるだけ詳細な情報を共有し、連携した支援体制が必要である。

- ・被災地のニーズの把握を行う等の連絡体制づくり。連絡待ちの状態ではなく、まず現場へ行くことが必要ではないか。
- ・甚大な被害が発生することを想定した連携・支援体制マニュアルの作成。マニュアルに沿った日頃からの訓練の実施。

## 学校再開に向けた 陸前高田市教育委員会の取組の概要

陸前高田市教育委員会 教育長 山田 市雄

今回の東日本大震災は、本市学校教育に未曾有の被害をもたらした。海岸に近い学校は、津波により校舎が全壊または半壊し、さらには校舎や校庭には多くのがれきが堆積するなど、学校施設として使用できない状況だった。津波被害を受けなかった学校においても、ほとんどが被災住民の避難所や支援物資置き場となり、早期の学校再開は困難と言わざるを得ない状況にあった。また、教育委員会事務局に残された職員は僅かであり、教育行政を継続するには危機的な状況にあった。

このように学校再開は厳しい状況にあったが、各小中学校長との連携と、県教育委員会や他自治体からの職員派遣、さまざまな支援団体の協力のもと早期の学校再開を果たすことができた。以下、学校再開までの主な取組を紹介する。

### 1 全壊した学校の再開施設の確保及び半壊、一部損壊学校の応急復旧

学校再開にあたり、第一に問題となったのは、全壊した1小学校と3中学校、地震により耐震度が低下し使用できなくなった1中学校のための施設確保だった。これについては、近隣学校との合同学習や空き教室の利用、廃校となった校舎の利用により、仮設校舎を建設することなく、何とか施設を確保することができた。

半壊、一部損壊学校の応急復旧については、津波が押し寄せた2校では学校の教職員が中心となり、多くのボランティアの協力を得ながらがれきや汚泥の撤去、清掃・消毒を行い、その後、応急工事を施し復旧した。地震被害を受けた学校も、応急工事で復旧したが、損傷が大きく被災度の判断ができない箇所（体育館など）については、当面、使用禁止の措置をとった。

### 2 児童生徒の在籍校、通学校の決定

第二に問題となったのは、全ての児童生徒が、入学式・始業式までには必ず通学する学校が決まり、学校生活のスタートを切れるようにすることであった。震災直後から、全小中学校において教職員が家庭訪問を継続し、児童生徒一人一人の避難場所及び居住場所の把握に努めていたことにより、学校再開の目標日であった4月20日、その2日前に全員が通学する学校を確定することができた。

### 3 通学の支援

第三に問題となったのは、遠方の空き教室に入った学校や学区外に避難した児童・生徒の通学の支援と津波や地震で通学路が損壊したことによる通学上の安全の確保であった。これらの対策としては、スクールバスを運行することにしたが、地元最大のバス会社も津波により多くのバスが使用できなくなり、また、近隣の大船渡市や釜石市、大槌町、そして県立学校でも被災によるバス需要が高まり、当教育委員会が確保できた台数は中型バス5台にすぎなかった。スクールバスが必要な学校は、市内15校小中学校のうち10校に上り、全ての学校への支援は困難かと思われたが、1台のバスに複数の学校の児童生徒が相乗りすること、また、路線バスの空き時間帯（早朝、夕方）にスクールバスとして利用させてもらうことにより、要望を受けた全ての児童生徒の通学支援が可能となった。

### 4 教職員の通勤等の支援

第四に問題となったのは教職員の通勤手段等であった。自家用自動車が流された教職員が多く、気仙小学校、気仙中学校、広田中学校、小友中学校の4校に対して、公益財団法人ユニセフ協会の支援のもと、通勤兼業務用自動車を6月までの間それぞれの学校に配車し、通勤退勤時乗り合いをして対応することができた。

### 5 ライフラインの確保

第五に問題となったのはライフラインの復旧であった。上下水道、電気、電話・通信の施設が損壊し、使用不能状態となってしまった。電話・通信については、衛星電話を各学校に配置するとともに、公益財団法人ユニセフ協会の支援によるインターネットの使用が早期に可能となったが、上下水道、電気については学校再開時点でも復旧が見込めないことが明らかだったので、上水道はペットボトルの飲料水で代用することとし、教育委員会事務局の職員が毎週火曜日に支援物資倉庫からトラックで各学校へ配達することとした。電気は自家発電機を設置することで解決できたが、最後まで難航したのが仮設トイレの確保であった。震災により仮設トイレの需要が急増し、県や国に依頼して

も必要数が確保できない状態が続いたが、学校再開直前に川崎市から大量の仮設トイレの支援があり、何とか間に合った。なお、公益財団法人ユニセフ協会とNPO法人国境なき子どもたちの両団体からは、合併浄化槽を高田小学校と第一中学校に設置していただき、早い段階で仮設トイレから清潔な水洗トイレに移行することができた。

以上のほかに、不足していた学用品等はさまざまな団体等から多くの支援を受け、支援されたトラック車を利用し、速やかに配達することができた。また、中学校総合体育大会が迫っていたため、屋外運動場のある近隣市町の施設までの移動バスを、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの支援のもと配車することができた。

■陸前高田市内小中学校の災害・再開の状況



高田小学校の津波被害(平成23年3月11日)



高田小学校における清掃ボランティア(平成23年4月16日)

3 学校再開に向けた取組

2 章

災害応急対応の取組

～震災津波発生時から学校再開まで～

■学校再開前後の校長会議一覧表(平成23年)

実施日	会場	報告・連絡・協議内容
3月15日	米崎小学校	児童生徒の安否確認、教職員の安否・居住場所、校舎の状況、臨時休業期間、卒業関係、印刷場所、定期人事、入試、マスコミ・ボランティア対応、児童生徒の避難場所
3月18日	第一中学校	児童生徒の安否確認、教職員の安否確認、定期人事、入試、統廃合関係、当面の教職員の勤務、転出関係、共済組合員証再交付
3月25日	第一中学校	学校再開発計画、各学校の課題(電気、水の供給、修繕、通学路、教職員の居住、学用品、給食、教室の確保)、当面の予定(教育委員会:教育環境の整備・確保、学用品の手配、教職員の居住確保、流失公文書対応、心のケア、学校:各校の教育課程再編成、再開までの指導計画)、服務
4月4日	第一中学校	公簿関係、講師等採用、4月行事予定、用務員の当面の用務(災害対策本部)、教科書関係、生徒指導、学用品等の援助、各種学校要望への対応、就学援助費、入学式・始業式予定、通学、使用校舎、通学希望校調査及び転入学、給食、校舎整備及び物品の運搬、スクールバスの運行、教育課程
4月18日	竹駒小学校	各学校の在籍及び通学者数、給食、衛生管理、水、電気、トイレ、転出入の扱い、公簿関係の記入、ボランティアの活用、教科書、スクールバス、教職員の健康診断延期、主任等の発令、用務員の勤務、学校間支援、通学用自転車、安全計画、放課後居場所対策、教育課程、心のケア
4月27日	竹駒小学校	スクールバス、給食のごみ処理、出席簿の記入、就学援助費、健康診断、指導要録の記載・流失への対応、5月行事、生徒指導、放課後の児童支援事業、地震・津波対策、感染症、体育の指導場所の確保、事業の変更、心のサポート推進、部活動の活動場所の確保

### (3) 学校の取組

文部科学省は、3月25日（金）、被災地における教育課程編成上の留意点について、弾力的な配慮を求める通知を発出した。これを受けて県教育委員会では、3月31日（木）に通知を発出し、被災地域等の学校・教育委員会においては、児童生徒・学校等の状況等を考慮し、入学式等の学校行事については、当初予定していた日程を変更することも含め、弾力的な対応をするようお願いした。\*

また、市町村教育委員会や各学校の実情が異なることから、県教育委員会では、学校再開の方法（単独、分散）、学級編成（複式、学年合同）や授業の組み方（午前と午後の二部授業、隣接校との連携授業、施設分散）について類型化して表にまとめ、参考資料として示した。

各学校では、年度末休業に入ったこともあり、児童生徒の状況把握を一元的に行うことが困難となった。特に被災地域では、教職員が避難場所や家庭を訪問するなどして、児童生徒の心身の様子、家族・住居等の状態、転出入や進学・転学先の意向確認等を行うと共に、通学に対する保護者の不安解消に努めた。

また、避難場所や防災拠点として利用されている学校、被災校を受け入れることになった学校では、新たに校舎の使用計画が必要となった。

学校再開までの主な対応	
・児童生徒の情報収集	・児童生徒の心のケア
・家庭訪問	・入学説明会の開催
・転出・転入の確認	・学用品の確保
・校舎の使用計画 (他校の受け入れ、避難場所の見直し等)	
・登下校計画 (通学路の安全確認、スクールバス運行計画の作成)	



両側をがれきに迫られた陸前高田市立米崎中学校の通学路  
(平成23年4月)  
陸前高田市提供

### 県立学校

県立高等学校では既に卒業式を終えていたことから、3月9日（水）に実施された入学者選抜の合格発表を延期する等の影響はあったものの、一部の高等学校を除き、終業式を3月下旬に開催した。広域から通学してくる児童生徒が多い特別支援学校においては、学校までの通学手段・安全が確保できた学校から卒業式・修了式を行った。

平成23年度入学式については、4月15日（金）を標準日とする旨の通知を3月15日付けで行った。内陸部の学校は被害が少ないため、例年どおり4月7日前後の実施が可能だったが、沿岸部の高等学校にあわせ、県下一体となった新年度の開始となるよう配慮した。特別支援学校については、4月の第4週を開始日とする旨の通知を3月24日（水）に行った。沿岸部の特別支援学校では、通学手段の確保、また、寄宿舎のある学校では給食の提供ができること等の条件が整った学校から再開することとし、4月の入学式の前に卒業証書を渡す式や修了式を行ったり、始業式を省略したりして学校を再開した。



卒業生集会で担任の先生と話す県立高田高等学校の生徒たち  
(平成23年3月22日)  
同校提供



県立高田高等学校の1・2学年集会(平成23年3月25日)  
同校提供

\*文部科学省通知（平成23年3月25日付事務連絡）及び県教育委員会通知（平成23年3月31日付教学第1250号）「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」

## 小・中学校

小・中学校の多くは卒業式を3月12日（土）から19日（土）の間に予定していたが、延期を余儀なくされた。校舎の被災により式場が確保できなかった学校は、避難場所として利用されていた体育館の一角や特別教室、近隣の学校や教育施設等を借用した。来賓は参列せず、児童生徒、保護者、教職員のみでの開催や平服・普段着の着用等、学校や地域の実情を考慮しながら卒業式を行った。また、卒業式を行うことが困難な学校においては、教職員が避難場所を回って卒業証書を手交した。

新学期の開始については、市町村教育委員会と再開場所・時期等を検討した。校舎が使用できなくなった学校は、近隣校の空き教室の間借や、廃校になった学校を仮校舎として利用すること等で調整し、各学校がそれぞれに置かれている状況下で、入学式の標準日となった4月15日（金）に向けて最大限の努力を行った。

発災当時、沿岸部では通信網も大きな被害を受け、各学校、各市町村教育委員会が独自に情報を発信できるような状況にはなく、一斉登校日等の連絡について



大槌町立安渡小学校の青空卒業式(平成23年3月29日)  
大槌町教育委員会提供



避難所を回り卒業証書を授与した大槌町立大槌中学校(平成23年3月22日)  
大槌町教育委員会提供

は、テレビやラジオの活用、避難場所や地域の掲示板、銀行や商店等、人の集まりそうな場所に貼り紙により周知した。また、県教育委員会が沿岸部小・中学校の始業式、入学式の期日及び使用校舎についての情報を取りまとめ、県のホームページで公開した。

## 他校等での再開に向けた取組

地震や津波で被災して校舎が使用できなくなった学校は、小学校14校、中学校11校、高等学校2校の計27校であった。それらの学校は、近隣校の一室等を借りて仮職員室を設ける等して学校再開に向けて動き出した。

改修等復旧工事や応急仮設校舎建設までの間、「自校施設（体育館等）」「他校の空き教室等」「廃校等空き校舎」「他施設」を使用、あるいはそれらを組み合わせ使用する形で再開場所を確保した（次頁表参照）。学級・学年の編成や、他校（受入校）と合同で授業を行うか等についても検討を行い、授業や行事で使用する特別教室や体育館の調整を図り、時間割や年間計画を作成した。

他校等を使用するに当たっては、通学距離が遠くなることや、避難場所・仮設住宅・親戚宅等から通う児童生徒へ対応するため、スクールバスの運行ルートや乗降指導等、通学手段・通学時間についても配慮した。

複数校へ分散したり、体育館等を複数学級で使用したりする等、決して十分とはいえない教育環境ではあったが、受入校等の協力もあり、大きく遅れることなく学校を再開することができた。



校舎が被災し、体育館を教室として使用する釜石市立唐丹中学校  
(平成23年11月15日)

■校舎が被災して使用できなくなった学校の再開場所

【高等学校】

学 校 名		使 用 校 舎 等	再 開 場 所 の 状 況
高 田 高 等 学 校		大船渡東高等学校萱中校舎	空き校舎等を使用
宮 古 工 業 高 等 学 校	2 年 生	宮古商業高等学校	空き教室等を使用（分散）
	1・3 年 生	宮古水産高等学校	

【小・中学校】

市町村	学 校 名		使 用 校 舎 等	再 開 場 所 の 状 況
盛 岡 市	厨 川 中 学 校	2 年 生	青山小学校	空き教室等を使用（分散）
		1 年 生	大新小学校	
大 船 渡 市	赤 崎 小 学 校		蛸ノ浦小学校	2 校 合 同
	越 喜 来 小 学 校		甫嶺小学校	3 校 合 同
	崎 浜 小 学 校			
	赤 崎 中 学 校		大船渡中学校	空き教室等を使用
陸 前 高 田 市	気 仙 小 学 校		長部小学校	空き教室等を使用
	気 仙 中 学 校		旧矢作中学校	空き校舎等を使用
	広 田 中 学 校		広田小学校	空き教室等を使用
	小 友 中 学 校		小友小学校	空き教室等を使用
	米 崎 中 学 校		米崎小学校	空き教室等を使用
釜 石 市	鵜 住 居 小 学 校	1～4 年 生	双葉小学校	空き教室等を使用(分散)
		5・6 年 生	小佐野小学校	
	唐 丹 小 学 校		平田小学校	空き教室等を使用
	釜 石 東 中 学 校		釜石中学校	空き教室等を使用
大 槌 町	唐 丹 中 学 校		自校体育館	体育館を複数学級で使用
	大 槌 小 学 校		県立陸中海岸青少年の家	体育館、研修室等を複数学級で使用
	安 渡 小 学 校		吉里吉里小学校	体育館、教室等を複数学級で使用
	赤 浜 小 学 校		吉里吉里小学校	体育館、教室等を複数学級で使用
	大 槌 北 小 学 校		吉里吉里小学校	体育館、教室等を複数学級で使用
	大 槌 中 学 校	1・2 年 生	吉里吉里中学校	空き教室等を使用(分散)
3 年 生		県立大槌高等学校		
宮 古 市	鵜 磯 小 学 校		重茂小学校	空き教室等を使用
	千 鷄 小 学 校		重茂小学校	空き教室等を使用
	田 老 第 一 中 学 校		田老第一小学校	空き教室等を使用
山 田 町	船 越 小 学 校		県立陸中海岸青少年の家	体育館、研修室等を複数学級で使用
岩 泉 町	小 本 小 学 校		岩泉小学校	空き教室等を使用
	小 本 中 学 校		岩泉中学校	空き教室等を使用

## DATA 東日本大震災津波に係る 学校等の対応に関する調査

平成 24 年度 岩手県教育委員会実施

### 【教育活動に必要な支援物資の受け入れ】

学校再開を前に、沿岸部を中心に県内の学校では教育活動に必要な支援物資を受け入れた。支援物資には、主に文具、制服・運動着・靴等の児童生徒が使用するものや、机・椅子、書棚、運動用具等の学校備品が多数寄せられた。

支援物資の受け入れ・管理に当たっては、受け入れ窓口を一本化して、担当者が台帳や一覧票で管理、保管する等、各学校で工夫した。一方で、突然大量の物資が送り付けられる、規格外のものや使用に耐えないものがある、同じものが複数集まり本当に必要なものが不足する等に苦慮したが、支援者の好意を断ることもできず、多種大量の物資の保管場所の確保や配布等にも労力を割いた。

衛生用品や衣類等の中には、避難住民への支援物資か、学校に対する支援物資か判断が難しいものもあり、配布については自校の児童生徒・保護者のみでなく、地域の方や市町村教育委員会を通じて他校にも分配した。

### 【マスコミ対応】

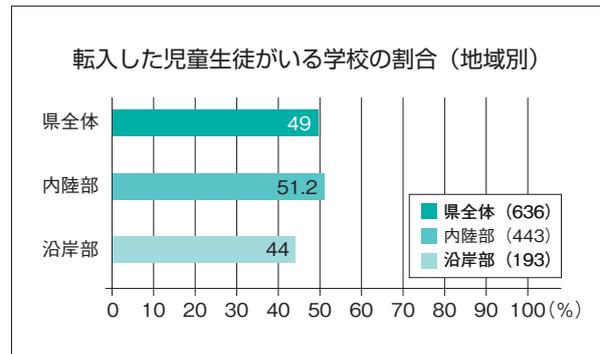
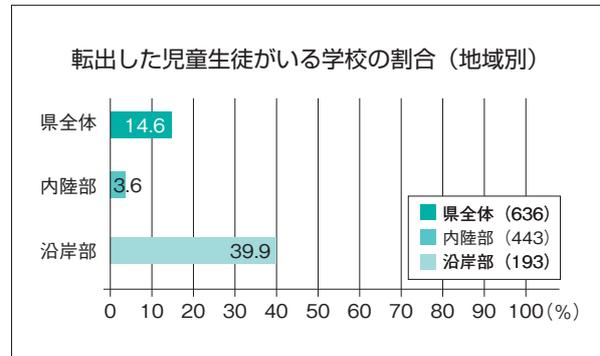
停電・電話不通等によって連絡手段がなかった時期は、卒業式・入学式の日程変更や登校日等の予定、連絡事項等をテレビやラジオで放送してもらったことにより、児童生徒への周知が図られた。

また、学校への避難状況や児童生徒の支援活動等がマスコミに取り上げられ、被災地の実情の発信によって内外からの協力や理解が得られた。報道されたことにより児童生徒の励みや意識の高揚につながった一方、度重なる取材攻勢や趣旨と違った報道等への対応に苦慮したことも少なからずあった。

### 【転出入した児童・生徒への支援】

震災の影響により転出した児童生徒がいる学校は 93 校（内陸 16 校、沿岸 77 校）で、転出した児童生徒へ支援物資・学用品の配付や義捐金を送付するとともに、情報共有を図った。

また、震災の影響により転入した児童生徒がいる学校は 312 校（内陸 227 校、沿岸 85 校）で、転入した児童生徒に対し、学用品・副教材・ランドセル・運動着、衣類・日用品等の支援や PTA 会費等の免除・減額、教材の無償化等の支援を行った。



贈られたノート類はいつでも使えるように仕分け  
(大槌町立吉里吉里小学校)  
岩手県小学校長会提供



通学用の自転車、ヘルメットも支援物資  
(大槌町立大槌中学校)  
同校提供



支援によるスクールザックはデザイン違い  
(大槌町立大槌中学校)  
同校提供

## 13人の仲間を迎えて

雫石町立南畑小学校 前校長 菊池 忠雄

雫石町立南畑小学校は鶯宿温泉の入口にある全校児童二十数名の小規模校である。仮設住宅などが整備されるまでの間、内陸部の旅館・ホテルなどが宿泊施設となり東日本大震災津波の被災者を受け入れた。本校は鶯宿温泉に一時避難している家庭の児童13名（大槌町から9名、山田町から3名、福島県郡山市から1名）を迎え入れて1学期間を過ごした。

平成23年4月1日（金）、雫石町教育委員会から受入児童の名簿をもらい、すぐに副校長、教務主任、1年生担任が避難先ホテルに出向き保護者と話をした。当初、教員たちは被災者の皆さんの心情を思うあまり、どのように対応すべきか戸惑いや躊躇があった。私は「とにかく会って目を合わせ話を聞くこと」を指示した。何を話していいかわからない、という反応もあったが「顔を合わせれば何をすべきかわかるはず」「こちらが話すというよりも相手の話をきくことが大切」と話した。

保護者は避難生活で非常に疲れ切っているうえに、子どもの就学に対してもたくさんの心配を抱えていた。鉛筆、消しゴム、ノート、カバン…何もかもすべてなくしており、どうしたらよいのか途方に暮れていた。

また、新入児童の保護者は、入学式に着せる服、靴など何もないことに加え、保護者として参加するためのスーツなども全くない状態だった。そこで、学校として「入学式

は人生の節目。粗末にはできない。子どもたちがきちっとした形で迎えられるように、最大限の努力をする」こと、保護者の服装やひいては母親の化粧道具などについても学校で準備することを話した。学校関係者、つまり本校職員のほか教育委員会職員、役場職員は入学式までの数日間で、入学式用の子ども服、靴、保護者のためのスーツや学用品、カバンなどを準備した。ほとんどが職員の家庭にあったものの持ち寄りであった。

次の心配は通学について。4月4日（月）に臨時の地区子供会を開き、対面式を行った。避難している鶯宿温泉から学校までは片道2.2km。その距離を往復歩いて通わなくてはならない。集団登校は集合場所に朝6時50分に集合となっていた。しかしその時間では避難先のホテルで朝食をとっていたのでは間に合わないことから、ホテル側へ児童の朝食時間変更のお願いをし、さらに集合時間を7時30分に変更することにした。また、副校長は毎朝集合場所に出向き、児童を見守りながら一緒に学校までの道のりを歩いた。毎朝児童に寄り添い通学したことが、情報交換に非常に役立った。集合場所まで送ってきた保護者と毎日言葉を交わしたこともとても有効だった。これは登校時のものだけではなく、一緒に登校する保護者には登校後そのまま学校に残ってもらい話を聞き、下校時迎えにくる保護者には少々早めに来てもらい、話を聞いた。とにかく、



仲良く手をつなぎ歩く(遠足)



御所湖の観察会(校外学習)

困っていることはないか、心配なことはないか、と常に保護者の話に耳を傾けた。

それは一重に「あたりまえの生活をとりもどしてほしい」一心からでの行動であった。自分が考える「絆」とは、目と目を合わせて言葉を交わすことから始まる、と考えていた。避難先での生活ではあっても、少しでも「日常」をとりもどしてほしい、とにかくそう願っていたのだ。

行事があるたびに、教職員は必死だった。遠足といえばザックや水筒、雨合羽、弁当箱、長靴等、とにかく必要なものを教職員のチームワークで集めた。そんな遠足を目前に控えたある日、保護者が「遠足なのに弁当も作ってあげられない。親として当たり前のことをしてやるができない」と涙を流した。我々がとりもどしてあげたいと思っていた「あたりまえ」のことができずに泣いている。そこで、遠足の目的地近くにある公民館の調理室を借り、保護者が弁当を作って子どもたちに届けることができるように手配した。震災以来、お弁当など作ることのできなかつたお母さん方は、腕によりをかけて弁当を作った。お昼に届いたお母さんのお弁当に、子どもたちの大歓声があがった。

5月末、運動会。その当日も公民館を借りてごちそう作りをした。朝から母親たちは料理を作り、父親たちは会場設営などを手伝ってくれた。各家庭では祖父母をはじめ親戚たちが集まり、沿岸部特有の活気ある応援をしてくれた。おかげで運動会はたいへんな盛り上がりみせた。

南畑小学校の児童たちは、「被災して避難してきた子どもたち」を受け入れたという気持ちではなく、「新しい仲間が13人増えた」といった感じだった。子どもというのは素晴らしい適合性を持っているとあらためて痛感した。それくらいすぐに親密になる。育った環境の違いは気質に

も表れ、時に感情のぶつかりあいやケンカ等もおきたが、自分の気持ちを素直に口にする事などで、お互いがお互いを認めてさらに親しくなっていた。小さな学校の、固定化された環境にあった児童たちにとって、13人の新しい仲間が増えたことは彼らの社会が大きく広がったということであった。広がった社会、人と人との交流は子どもたちに活気を与え、確実に成長させた。考える力がつき、視野が広がった。教職員ではなかなか気がつきにくいことを、子どもたちが教えてくれたことから、それがわかった。子どもたちにとっては、被災とは無関係に純粋に相手を思いやる気持ちがあったのだと思う。行動を共にしながら相手のことを考える子どもたち。考えすぎて躊躇する教師たちは、「まず行動する」ことを子どもたちから学んだ。教育の原点を再認識した1学期であったことは間違いない。

風が吹くと「津波を思い出す」といって保健室で泣く児童がいた。児童のあいだで「津波ごっこ」が始まったときは、正直どのように対応すべきかわからなかった。4月下旬に臨床心理士による教職員対象の研修会を開催し、そのような児童への適切な対応について学んだ。教職員は13名の児童とその家族のために「南畑小学校でできる最高の支援をしよう」という共通の思いで、一致団結してみなさんを迎えた。どの家庭にもある「あたりまえの生活」をしてほしいという想いで、やれることはどんどんやろうと決めていた。

仮設住宅の整備が進み、13人の児童たちは1人また1人と新しい生活場所へと移っていかれたが、本校の職員と児童たちは、この仲間からかけがえのないたくさんの方のことを学ばせていただいた。



家族や親戚も集まりにぎやかに(運動会)



ケーキ作りをする子どもたち(親子レク)



## 学校再開に向けて～心をひとつに～

釜石市立鶴住居小学校 前校長 坂下俊彦

### 1 安否確認と避難所での生活支援

地震発生後、津波襲来を予想し、子どもたちはいったん校舎3階に避難を開始したが、消防団の指示と隣接する釜石東中学校の生徒たちの避難状況から、外に出てより高いところを目指し、何度も場所を変えながら避難し、旧釜石第一中学校に身を寄せた。津波は本校校舎3階の天井付近まで到達し、校舎は壊滅状態になった。

翌日、鶴住居地区から一番遠い甲子小学校へ移動した。11日に早退・欠席だった児童と保護者に引き渡した児童の安否確認、行方不明の職員の搜索を開始した。教職員は、子どもたちと一緒に寝泊まりし、不眠不休で子どもたちのケアと避難者の生活支援（市職員と共同）を行った。児童の引き渡し完了したのは3月19日（土）だった。最後まで迎えに来られなかった保護者は、病院関係者や市職員など、震災の最前線で動いていた方々である。

### 2 学校再開に向けて

#### 3月20日（日）子どもたちのケアと学校再開に向けて

可能な限り早く教育活動を再開するためには、教職員が心をひとつにして、この困難を乗り越えていくしかない。この日から、職員は3つのグループに分かれて、学校再開に向けた取り組みを進めることにした。

グループ	役割分担
本部 (甲子小職員室)	児童の連絡先の確認、電話対応、現在の状況把握、遠方避難者連絡
避難所まわり	担任と担任外がペアとなり避難所をまわり、情報収集、児童を激励
学校周辺搜索	行方不明職員の搜索及び公簿等の発掘

#### 3月28日（月）職員会議

全職員での打合せを甲子小学校図書室で行った。子どもたちや保護者の不安を解消し、生きる力のたくましさや優しさをもった子どもたち、学校に信頼を寄せる保護者の願いに、全力で応えていくことを確認した。当面の教育活動

場所の見通し、卒業証書の交付、今後の予定及び周知方法、子どもたちの学習機会の保障などについて話し合った。

#### 3月31日（木）卒業証書交付式

午前10時から甲子小学校体育館で卒業証書交付式を行った。市教育委員会を通じて報道機関に流したほか、避難所に掲示及び電話連絡等で周知した。卒業証書は、3月11日当日、担任が氏名確認のため教室に持参していたため、「津波から逃れた卒業証書である」と話して、卒業生に手交した。

#### 4月1日（金）年度始め

##### 【重要課題】

子どもたちの心の安定と保護者の不安の払拭

東日本大震災の被害により、平成23年度にむけて準備してきた教育活動を計画通り実施することは困難な状況であったが、いつ新学期がスタートしてもいいように、様々なことを想定して準備を進めた。教職員が心を一つにして明るく取り組んでいる姿を示すことが大切であり、同僚性を発揮するとともに、教師自身の生きる力と教師としての資質が試されたときでもあった。

##### 〔当面の準備〕

- ・教科書、学用品、支援物資、必要な物、不足している物等の確認（ボランティアに物資・学用品のリストの作成を手伝ってもらい、過不足の把握と支援物資を毎日確認）
- ・子どもたちの現在の状況を、旧学年体制で確認（避難所訪問、家庭訪問、他）
- ・進級・進学に向けての保護者の意向確認（鶴住居小学校で学ぶかどうか）
- ・子どもたちの学力保障に向けての取り組み（復習プリントを作成し、避難所を訪問して配布。児童の激励）

#### 4月3日（月）臨床心理士による支援

大阪市教育委員会から2名の臨床心理士が支援に来てくれた。主に、親を亡くした児童に関わっていただいた。ま

た、学校再開後、被災した子どもたちとどのように関わっていったらよいかについて、専門的な立場からアドバイスをいただいた。

#### 4月8日（金）全校登校日

午前10時、児童が登校（甲子小学校）した。周知は教職員が避難所に掲示して行った。担任が、児童の生活環境（住まい、連絡先等）の把握、通学方法の確認、新学期スタートにあたっての不足品の確認、支援ランドセルの配布（下学年より）、課題の配布などを行った。

市教育委員会は、仮設校舎の建設、当面の使用校舎について保護者への説明を行った。



支援物資から自分に合う靴を探す子どもたち

### 3 2校に分散しての学校再開

1～4年生は双葉小学校、5、6年生は小佐野小学校と2校に分散して授業を再開することとなった。市教育委員会と通学用バスの運行路線を検討し、児童の安全確保を図った。また、学校が再開するにあたり、児童にどのように向き合うか、学級開きにおける留意点等について、臨床心理士、指導主事を講師に研修会を実施した。

4月26日（火）始業式、27日（水）に入学式を双葉小学校で実施した。震災前は、55名の入学予定数（2学級編成）だったが、この日入学したのは28名だった。担

任、副担任と2名体制で指導にあたることとし、日常の教育活動、児童の心のケアの他に、保護者のケア（保護者の心配を極力排除する）も行った。

校長は双葉小学校、副校長は小佐野小学校に常駐し、水曜日と金曜日には教職員全員が双葉小学校に集まり、職員集会を行うことを定例化し、分散した学校のスムーズな運営を図った。

通学用バスの都合で1時間目の開始時間に全員がそろわない。或いは教科書と教材・教具が全員分そろった教科から授業を始めるという状況であったが、学校に毎日行くという「当たり前」の繰り返し、子どもたちに安定した生活をもたらし、保護者の不安解消にも繋がると考えた。5月に授業参観及び保護者説明会、6月に双葉小学校校庭で運動会、7月には保護者面談と、月に1回は保護者が学校に来る機会を設け、学校と家庭の連携を密にした。

### 4 学校再開から1カ月

多くの支援（物資・手紙・訪問）をいただきながら、少しずつ正常な教育活動ができる環境を取り戻している。「避難所での生活」「遠くからのバス通学」「交通量の多い通学路」「低中学年と高学年とに分かれての学校再開」「児童数の減少（1、3年生が各1学級に）」など、激動の学校再開から1カ月が経過し、子どもたちは学校で学べることの喜びを感じているように見受けられる。表面上は明るい、日常観察や「心と体の健康観察」から今後明らかになるであろう症状も考えられる。担任を中心に子どもに寄り添いながら、臨床心理士との面談、市のスクールカウンセラーの訪問などを通じて、「子どものケア」を最重点に、学校が一丸となって教育復興に取り組んでいる。



1クラスだけの新入生

# 4

## 児童生徒への支援

### (1) 学用品等の支援

#### 教科書の給与

発災時、平成23年度用の教科書は、小・中学校、高等学校への供給準備のため、すでに各市町村の取次供給所（地元の書店等）に保管されていたことから、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町では店舗や倉庫の浸水または流出のため全ての教科書が失われた。

そこで、県教育委員会は直ちに本県の教科書特約供給所（岩手教科図書株式会社）に、震災前に文部科学省へ提出した教科書需要数データに基づいて、再手配を依頼し、途中、教科書の原料（紙）や輸送車の燃料の不足等の懸念材料はあったものの、教科書発行者、特約供給所、取次供給所の尽力により、全学校の授業再開までに教科書納入を完了することができた。

これらの教科書は、高等学校については県費による無償貸与によって被災生徒に手当てされ（被災生徒以外の高校生は通常どおり購入）、小・中学校については教科書無償給与制度によって全員に給与された。

また、平成22年度用教科書のうち平成23年度も継続して使用する教科書については、災害救助法により対象となる児童生徒に再給与された。（14市町村102校に在籍する2,737人に14,048冊が再給与された。）

#### 学用品の給与（教科書を除く）

県立学校については、災害救助法による無償給与及び県費による無償貸与（平成23年4月5日付け教学第21号）を行ったが、被災した生徒が多い14高等学校に対しては、認定NPO法人国境なき子どもたち（KnK）からの支援によってノート等、不足した学用品の給与ができた。

市町村立小・中学校における学用品の給与に関しては、県教育委員会で作成した「学校再開に向けたガイドライン（初版）」（平成23年3月31日）、「学校再開～復興に向けたガイドライン（第2版）」（平成23年12月）により、主に災害救助法による給与の取扱いについて、市町村教育委員会及び小・中学校に情報提供をした。

また、支援物資として全国から寄せられた学用品は、保管場所を岩手産業文化センターから県立総合教育センター体育館に移し、4月に大学生ボランティア（富士大学、岩手大学）の協力を得て仕分けを行い各市町村教育委員会に配送した。

さらに、被災地域の小・中学校に照会した結果、鉛筆、ボールペンといった筆記用具やノート、スケッチブック等、不足しているとされた学用品については、公益財団法人日本ユニセフ協会の財政支援により手当てすることができた。

その他、学研ホールディングス、コクヨS&T株式会社等、多数の法人、企業、個人から学用品の支援が寄せられ、必要とする児童生徒に手当てされた。

#### 制服の支援

被災により制服が破損、滅失した高校生に対し434セットの制服が、認定NPO法人国境なき子どもたち（KnK）、瀧本株式会社仙台支店、岩手繊維株式会社からの支援により手当てされた。



県内外から多くの支援物資が届けられ、仕分けを行う大学生ボランティア（県立総合教育センター体育館）同センター提供

## 教科書・学用品等の財政的支援（県立学校）

東日本大震災津波により学用品等を流失した生徒たちが、経済的理由により修学困難とならないよう、当面授業に必要な学用品等を支援する必要がある。被災によって教科書等を購入できる店舗がない地域もあり、学校で教科書等を購入し、生徒へ無償貸与することとした。事業の制度設計に当たっては、平成7年阪神・淡路大震災の兵庫県の制度を参考とした。

### 財政的支援の流れ

対象生徒へは現物で無償貸与を原則とし、手順は次のとおり。

- ① 学校が所要額概算を県に報告し、並行して被災生徒に対する調査を実施
- ② 県からの予算令達を受け、学校は教科書等を購入し、生徒に貸与する。
- ③ 学校の実施報告に基づき、県は予算の調整を行う。

### 支援対象となる生徒の基準

次のいずれかに該当する生徒等及び保護者等を対象とした。

- 住居の全壊又は半壊
- 住居の全焼又は半焼
- 保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災、その他これらに類する事由による世帯の収入の著しい減少

### 支援内容

- 教科書、副教材、学用品、問題集、運動着、運動靴、作業着、作業靴、実習用品等
- 模擬試験代
- (独) 日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金（保護者負担分）
- (財) 岩手県学校安全互助会年会費（保護者負担分）

### 財政的支援の負担区分

支援の負担区分は表のとおり、国による災害救助法に基づく無償貸与（国費）及び県による無償貸与（県費）の二本立てである。

予算執行額 89,075 千円

内訳：教育委員会事業 68,635 千円（県費による無償貸与）、復興局事業 20,440 千円（国費による無償貸与）

一人当たり支援額 平均 35,300 円

### 財政的支援の負担区分

項目		区分
教科書等	継続使用教科書	国費による 無償貸与
	継続使用副教材	
	新規購入予定教科書	県費による 無償貸与
	新規購入予定副教材	
学用品	国の上限を超えるもの等 被災援助法に基づく学用品に限る（一人あたり上限4,800円）	国費による 無償貸与

### 支援対象となった生徒数 (人)

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
県立中学校		2					2
県立高等学校	全日制	822	803	780			2,405
	定時制	14	16	9	10		49
	通信制	21					21
	専攻科						0
県立特別支援学校	幼稚部						0
	小学部	1	3	4	2	3	14
	中学部	1	2	6			9
	高等部	12	6	6			24
専攻科	1	1					2
合計							2,526

## (2) 就学への対応と学費の援助

### 県立学校入学料等の免除

東日本大震災津波に被災したことにより生活の基盤を失った生徒について、教育を受ける機会を失うことのないよう、県立学校授業料等条例を改正し、入学選考料、入学料、通信制受講料又は寄宿舎料を免除することができることとした。（現行の制度においては、授業料以外の免除規定がなかったものである。）

なお、入学料の納付期限が、条例により入学許可の日から15日以内と定められていることから、入学料の免除規定を早急に定める必要があり、入学料の免除規定のみを先行して、専決による条例改正を行った。（平成23年4月28日改正）

- 免除要件
  - ・住居の全壊又は半壊
  - ・住居の全焼又は半焼

- ・住宅の流出
- ・世帯の収入の著しい減少(概ね5割を超える減少)

- 免除要件追加(平成23年11月18日改正)
- ・福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、警戒区域内等に在する住居からの立退き

### ■免除実績

年度	区分	課程	単価(円)	免除額(円)	人数	備考
平成23年度	入学選考料	全日制	2,200	41,800	19	転入生
		全日制	2,200	1,185,800	539	平成24年度志願者
		定時制	950	5,700	6	
	入学料	全日制	5,650	4,435,250	785	
		定時制	2,100	18,900	9	
	寄宿舎料	全日制	月額700	102,900	13	
		定時制		17,500	3	
合計			5,807,850	1,374		
平成24年度	入学選考料	全日制	2,200	2,200	1	転入生
		定時制	950	950	1	
		全日制	2,200	886,600	403	平成25年度志願者
		定時制	950	3,800	4	
	入学料	全日制	5,650	3,118,800	552	
		定時制	2,100	23,100	11	
	寄宿舎料	全日制	月額700	103,600	12	
		定時制		6,300	1	
合計			4,145,350	985		

### 奨学金制度の創設 高校奨学事業〔東日本大震災津波特例〕

平成23年11月、東日本大震災津波により被災し、経済的理由により修学が困難となった高等学校等の生徒を支援することを目的に、新たな高校奨学事業〔東日本大震災津波特例〕タイプCを創設した。この事業は、平成23年度から平成26年度までの間、国の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を原資として奨学金を貸与するものである。

奨学金の返還については、奨学金被貸与者の高等学校等卒業後の年間収入見込み額が一定基準額に満たない場合、奨学金全額の返還を一括免除することとして

いる。

大きな被害を受けた沿岸地域における産業の復興や雇用状況の改善には、かなりの年月を必要としており、多くの奨学生が返還免除となることを見込まれる奨学金制度であることから、中学校及び高等学校の教員や生徒、保護者への情報提供を強化するとともに、平成27年度以降についても、本奨学金の存続を国などに求めていくこととしている。

### ■貸与月額 (円)

学校設置者区分	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000	23,000
私立	30,000	35,000

### ■奨学金の貸与状況

(人、千円)

年度	学校設置者区分	自宅通学		自宅外通学		合計	
		人数	貸与額	人数	貸与額	人数	貸与額
平成23年度	国公立	※121.5	26,244	※20.5	5,658	142	31,902
	私立	4	1,440	19	7,980	23	9,420
	合計	125.5	27,684	39.5	13,638	165	41,322
平成24年度	国公立	137	29,592	20	5,520	157	35,112
	私立	4	1,440	25	10,500	29	11,940
	合計	141	31,032	45	16,020	186	47,052

※年度中途の通学区分の変更(自宅外から自宅)により、小数点以下の端数が生じるもの

## 被災児童生徒就学援助事業

東日本大震災津波により経済的理由から就学困難となった児童生徒の就学機会の確保を図るため、市町村が実施する就学援助事業の経費の補助を実施した。  
(平成 23 年 7 月 20 日施行)

- 補助対象となる児童生徒  
東日本大震災津波により被災し、経済的に就学困難となった児童生徒（各市町村が判断）
- 補助率  
10 / 10（財源：国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」）
- 補助対象経費  
学用品費等、医療費、学校給食費

### ■補助実績

(人、千円)

年度	市町村数	学用品費等		医療費		学校給食費		合計		交付額
		人数	事業費	人数	事業費	人数	事業費	人数	事業費	
平成23年度	28市町村	4,429	400,201	38	313	4,422	168,202	4,429	568,716	565,467
	うち沿岸12市町村	3,967	386,186	27	257	3,960	152,510	3,967	538,953	535,724
平成24年度	28市町村	3,998	285,834	110	790	3,994	178,453	3,998	465,077	465,053
	うち沿岸12市町村	3,758	276,514	98	710	3,756	168,240	3,758	445,464	445,455

事業費と交付額の差は、国費支援額超過及び市町村単位で補助対象経費区分毎の千円未満切り捨てによるもの

## 被災幼児就園支援事業

東日本大震災津波により被災した幼児の幼稚園への就園機会の確保を図るため、市町村が実施する幼稚園就園奨励事業の経費の補助を実施した。  
(平成 23 年 7 月 1 日施行)

- 補助対象となる幼児  
東日本大震災津波により被災し、幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
- 補助率  
10 / 10（財源：国の「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」）
- 補助対象経費  
入園料、保育料

### ■補助実績

(人、千円)

年度	市町村数	公立幼稚園		私立幼稚園		合計		交付額
		人数	事業費	人数	事業費	人数	事業費	
平成23年度	17市町村	69	1,764	276	33,857	345	35,621	35,530
	うち沿岸6市町村	48	1,312	162	18,513	210	19,825	19,822
平成24年度	16市町村	34	965	220	29,787	254	30,752	30,746
	うち沿岸5市町村	26	750	123	16,301	149	17,051	17,049

事業費と交付額の差は、市町村毎の千円未満切り捨て等によるもの

### (3) 通学手段確保のための取組

#### 公共交通機関との調整

震災津波の被災により、沿岸地域の公共交通機関、特にJR線及び三陸鉄道の多くが長期不通となった。

このためJR八戸線においては、平成24年3月17日(土)の復旧までJR東日本が代行バスを運行した。

JR山田線及び大船渡線は、並行して運行されている岩手県交通及び岩手県北バスの路線バスがJR線代替バスとなり、JRが駅として指定するバス停の間はJRの定期券又は回数券で乗車が可能となった。

そのうち、JR大船渡線については、平成25年3月2日(土)にBRT(バス高速輸送システム)として運行が開始され、同時に路線バスのJR線代替バスとしての取り扱いは終了した。

三陸鉄道北リアス線の不通区間については、県北バスが連絡するバスを運行し、南リアス線については、県交通が代替バスを運行し、いずれも鉄道運賃より負担が増すことのないように料金設定された。

運行ダイヤの改正等、通学の利便性の向上については、県政策地域部地域振興室交通担当と連携し、交通事業者に要望した。

#### JR代替バスのJR駅指定について

JRが駅として指定するバス停は当初、1つの駅に対して1つのバス停のみであったことから、学校最寄りバス停の指定を求める要望が強く寄せられ、JR盛岡支社に対して要望を行った。

その結果、宮古地区において、平成24年2月1日(水)から県立宮古水産高等学校の最寄りである磯鶏バス停及び県立宮古商業高等学校の最寄りである宮古商業高校前バス停が磯鶏駅に、同2月15日(水)から県立宮古工業高等学校の最寄りである川帳場バス停が津軽石駅に追加指定された(その後、津軽石口バス停に変更)。

#### 代替バスの増便要望等について

代替バスは、鉄道に比較して学校の時程や課外活動に合わせた運行ダイヤになっていなかったことから、バス運行会社に要望した結果、右記の区間において増便やダイヤ改正等が行われた。

平成25年3月末現在において解決していない要望については、政策地域部地域振興室交通担当と連携し、可能な限り通学の利便性が向上するよう調整を図っていくこととする。



被災したJR山田線大槌駅(平成23年4月11日) 県立大槌高等学校提供

■平成 23 年度に解決した要望

学校名等	要望と対応
久慈高等学校 長内校	JR八戸線の不通に伴うJR代行バスのダイヤが昼間部の登校に合わない。 ⇒JRに増便を要望したが対応できなかったため、久慈東高等学校の公用車を使用し、平成24年3月の八戸線復旧まで送迎を実施した。
杜陵高等学校 宮古分室	日曜日に三陸鉄道北リアス線不通区間の連絡バスが連休となるため、日曜日のスクーリングに出席できない生徒がいる。 ⇒NPO法人「国境なき子どもたち」の支援により送迎を実施。平成24年4月1日の北リアス線一部復旧と同時に日曜日の連絡バスの運行が開始されることとなった。
釜石高等学校 定時制	定時制終了時間に合わせた大槌方面へのJR代替バス運行がないため、午後3時頃からの授業開始としている。 ⇒20時30分発の便を増便した。

■平成 24 年3月末時点で解決していなかった要望のうち、平成 24 年度に対応があったもの

学校名等	要望と対応
大船渡高等学校 大船渡東高等学校	高校最寄りバス停がJR盛駅に指定されておらず、JR定期券での乗降ができない（JRに要望を行ったが、両バス停は終着である盛駅を通り越した位置にあり、大船渡線沿線に設置されていないため対応できない旨の回答を受けたもの。） ⇒平成25年3月、BRTの運行開始により、路線バスによるJR線代替輸送は終了した。
大船渡高等学校	JR代替バス登校時のダイヤは7時半からの朝学習に間に合わない。また、最終便のダイヤは課外活動や自習に時間的余裕が持てない。 ⇒平成24年5月～6月及び11月～平成25年3月において、PTAがバスを借り上げて送迎を実施した。平成25年3月、BRTの運行開始により、大幅な増便が行われ、朝学習、課外活動等に余裕のあるダイヤになった。
釜石高等学校	大槌町赤浜方面からのバスと吉浜・唐丹方面からのバスが朝課外に間に合わない。放課後課外(18時終了)に合ったバスも運行されていない。 ⇒朝課外に間に合うようNPO法人「国境なき子どもたち」の支援により送迎を実施（平成24年度）、放課後課外終了に合う時間帯の便（釜石高校18:28発）も運行された。
釜石商工高等学校	部活動の終了時刻を19:00から18:30に早めているが、観音前バス停の発車時刻が18:22であるため、早めに切り上げざるを得ない。そのバスは、釜石駅に18:33に到着し、乗り換えの大槌方面行きバスが18:30発、次が19:40のため乗り継ぎが非常に悪い。観音前バス停19:28発に乗ると釜石駅前の乗り継ぎが不便で大槌方面の生徒の帰宅時間が大幅に遅れる。 ⇒乗り継ぎに配慮したダイヤに改正された。
山田高等学校	JR代替バスが宮古方面から登校時間に早すぎる便の次は間に合わない便しかない。 ⇒登校時間に適合した便を増便した。
釜石祥雲支援学校	震災後、最寄りである国立釜石病院発17:53の便がなくなった。 ⇒学校の要望に合わせて16:01発の便を増便した。

■平成 25 年3月末時点で解決していない要望

学校名等	要望と対応
大槌高等学校	登校時における釜石方面からの便が6:23の後が7:53であり、朝課外(7:30～)に不適當になっている。また、町内バスのダイヤが登下校に不便になっている。 ⇒宮古方面への県北バスの接続を図らなければならないため、調整が難しい状況になっている。町内バスについては、登下校時間に合わせて調整した。

## 仮校舎での授業再開に対応した通学バスの運行

県立高田高等学校が被災し、県立大船渡東高等学校 萱中校舎を仮校舎として再開したこと、また、通学時間帯に陸前高田市と大船渡市を結ぶ公共交通機関が不通となったため、陸前高田市周辺から仮校舎を結ぶ通学バスを運行した。

平成 23 年 4 月 22 日（金）の県立大船渡高等学校始業式に合わせて、陸前高田市矢作町と大船渡高等学校を結ぶ便を先行して運行開始し、5 月 2 日（月）の高田高等学校始業式から各コースを運行開始した。

平成 23 年度の運行は岩手県交通株式会社と基石観光企画有限会社に委託。気仙大橋が流出した陸前高田市気仙町方面のコースについては、気仙大橋流出に伴う迂回ルートの幅員が狭く、大型バスが通行できなかったため、仮橋が架橋される 7 月 10 日（日）まで、5 月 2 日（月）から 18 日（水）の間は県立種市高等学校所有と県立盛岡視覚支援学校所有のマイクロバス計 2 台を移送、5 月 19 日（木）以降は N P O 法人「国境なき子どもたち」から高田高等学校に寄贈されたマイクロバス 2 台を使用し、運行した。

平日、休日及び長期休業時における課外等実施日に運行、平日においては、登校便は午前 7 時台発、下校便は午後 4 時台発及び午後 7 時台発を基本とし、学校行事に合わせて時間や便数の調整を行った。休日は部活動を行う生徒のため、朝、昼、夕方に運行した。長期休業時においては、部活動や課外授業等の時間に合わせて調整した。

大船渡高等学校、大船渡東高等学校、高田高等学校の 3 校が授業再開した後における利用者数は、登校時 447 人、下校時 428 人となった。大船渡高等学校及び大船渡東高等学校の生徒については、被災後しばらくの間、通学時間帯に陸前高田－大船渡間を結ぶ路線バスが運行されなかったことから、利用を認めていたが、平成 23 年 9 月 5 日（月）より運行開始されたことから、同校生徒については路線バスの利用に切り替えを行った。ただし、陸前高田市中心部以遠において公共交通が復旧していない区間があることから、この区間については乗車を可とし、路線バスとの乗り継ぎを図ることができるように調整した。

運行開始時の平日においては大型バス 10 台、マイクロバス 2 台、休日は大型バス 6 台、マイクロバス 2 台で運行、大船渡高等学校及び大船渡東高等学校の生徒が路線バス利用に移行してからは大型バス 8 台、マイクロバス 1 台、休日は大型バス 4 台、マイクロバス 1 台で運行した。

乗降時の混乱や交通渋滞の発生等を回避するため、陸前高田市中心部における乗降場所をサンビレッジ高田のみとしていたが、複数の乗降場所の確保を望む声が多くなったため、平成 24 年 6 月から下校便のみ高田ドライビングスクール入口を加えた。さらに 11 月からは運行ルートを手側から旧市街地側に移し、サンビレッジ高田を廃止のうえ、第一中学校前バス停、鳴石団地前バス停、高田高校第二グラウンド入口、小泉公民館を乗降場所として新たに加えた。

大船渡市末崎町在住の生徒の保護者から、通学バス

### ■当初の運行ルート 2ルート4コース

高田ルート	旧上有住小学校－世田米バス停－道の駅よこた－竹駒駅－サンビレッジ高田－総合営農指導センター－仮校舎
	矢作町ヤマザキショップ－旧下矢作小学校－サンビレッジ高田－総合営農指導センター－仮校舎
	千厩駅前－気仙沼駅前－気仙町内各バス停－サンビレッジ高田－総合営農指導センター－仮校舎
広田ルート	高田高校広田校舎－モビリア入口－小友小学校－総合営農指導センター－仮校舎



総合営農指導センター前での登校時の通学バスへの乗車の様子(平成23年5月2日)

運行の強い要望があり、平成 23 年 10 月から広田ルート  
のバスを大船渡市立末崎中学校まで延伸した。

平成 24 年度においても同内容で運行を継続した。  
なお、平成 25 年 3 月 2 日（土）から大船渡線 B R T  
（バス高速輸送システム）の運行が開始されたことに  
伴い、大船渡高校及び大船渡東高校生徒の乗り継ぎを  
考慮し、乗降場所のうち、旧下矢作小学校を陸前矢作  
駅に、小友小学校を小友駅に変更した。

バス台数については、利用生徒数の見込みに合わせて  
乗り切れるように確保したが、部活動の有無により  
生徒の利用が特定の便に偏る日が生じたり、夏季課外  
実施日に乗り切れなくなり、マイクロバスの追加運行  
をした日があった。学校行事等を予め確認し、それに  
合わせたバスダイヤ及び便数となるよう学校側と調整  
のうえ、予測を立てて調整すること、乗り切れない場  
合が生じた際に、学校所有バス等で応急的に対応でき  
るような体制を確保することが必要である。

### 市町村におけるスクールバスの運行

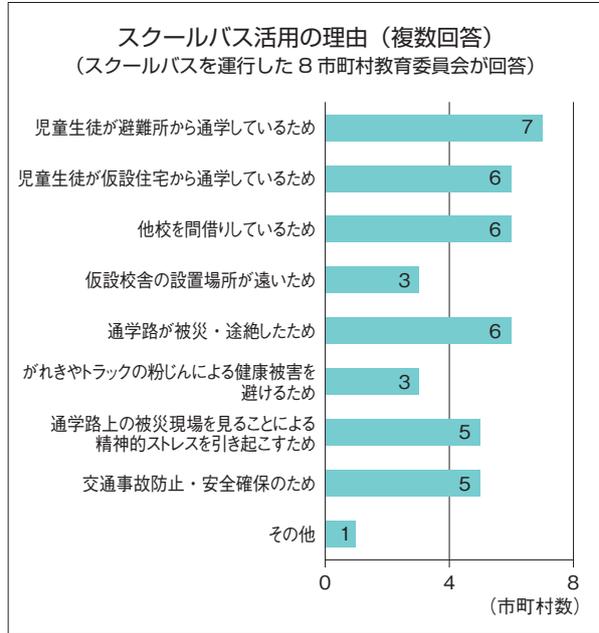
震災津波の影響により児童生徒の通学環境も大きく  
変化した。避難場所や仮設住宅からの通学、学区外に  
建設された仮設校舎や間借り校舎までの遠距離通学等  
のため、沿岸の 8 市町村教育委員会が震災後新たにス  
クールバス等を運行した。

バスは、市町村教育委員会所有のものや民間バス会  
社、外部団体からの支援バスなどを利用した。台数の  
不足は複数校の児童生徒を送迎できるよう運行ルート  
を工夫し、支援バスの納車が遅れた山田町を除く 7 市  
町村で運行対象となる学校の再開日に間に合うよう開  
始できた。

保護者からの要望によりスクールバスの利用対象を  
拡大して 5 カ月間全児童を下校時に輸送したり、児童  
生徒の避難場所や仮設住宅の移動に伴う乗降場所やバ  
ス台数の変更に対応したところがあった一方、  
避難場所や仮設住宅が学区外となる等スクールバスの  
運行ルートから外れる児童生徒が生じたものの個別に  
対応することはできなかったところもあった。バス停  
留所に屋根や囲いがなく、がれき撤去作業中に出る埃  
や悪天候時の対応にも苦慮したことが報告された。

災害発生から学校再開までの短期間で通学手段を確  
保しなければならず、民間業者との協力体制の整備や、  
各方面からの支援終了後の運行経費の確保について課  
題が残った。

## DATA 東日本大震災津波に係る 市町村教育委員会の対応に関する調査 平成 24 年度 岩手県教育委員会実施



4 児童生徒への支援

### ■スクールバスの運行方法

市 町 村	市町村所有	民間事業者	支援団体
大 船 渡 市	○	○	○ 運転は市職員
陸前高田市		○	
釜 石 市	○	○	
大 槌 町	○	○	
宮 古 市		○	
山 田 町	○		○
岩 泉 町	○	○	
洋 野 町	○		



大槌町立小・中学校の仮設校舎前に並ぶスクールバス  
大槌町立大槌中学校提供

## 2 章

### 災害応急対応の取組

震災津波発生時から学校再開まで

## (4) いわて子どもの こころのサポートチームの取組

震災直後は、直ぐにカウンセリングするのではなく、子どもたちを和ませ、避難所でも安心して遊べること等、日常生活へ徐々にシフトしていける環境づくりが必要であった。そのため、避難場所となった学校へ応援派遣される教職員が対応の参考にできるよう「こころのケア資料」や支援者（教職員自身）のケアについての資料を提供した。

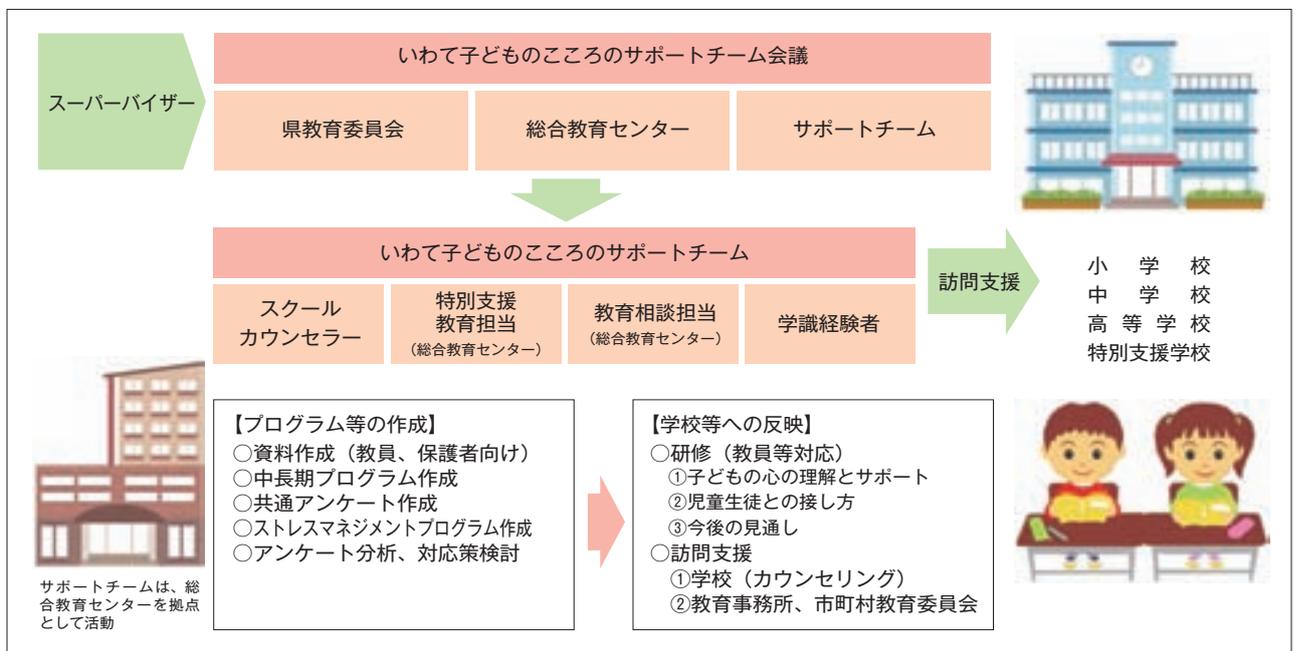
学校再開後の児童生徒の心のサポートは、教員によるものを根幹とするため、こころのサポートチームで

は ▶研修、目的的訪問、緊急支援派遣の実施 ▶中長期の「こころのサポート」プログラム等の作成 ▶教員等向け資料作成及び「こころのファイル」の作成等に取り組んだ。

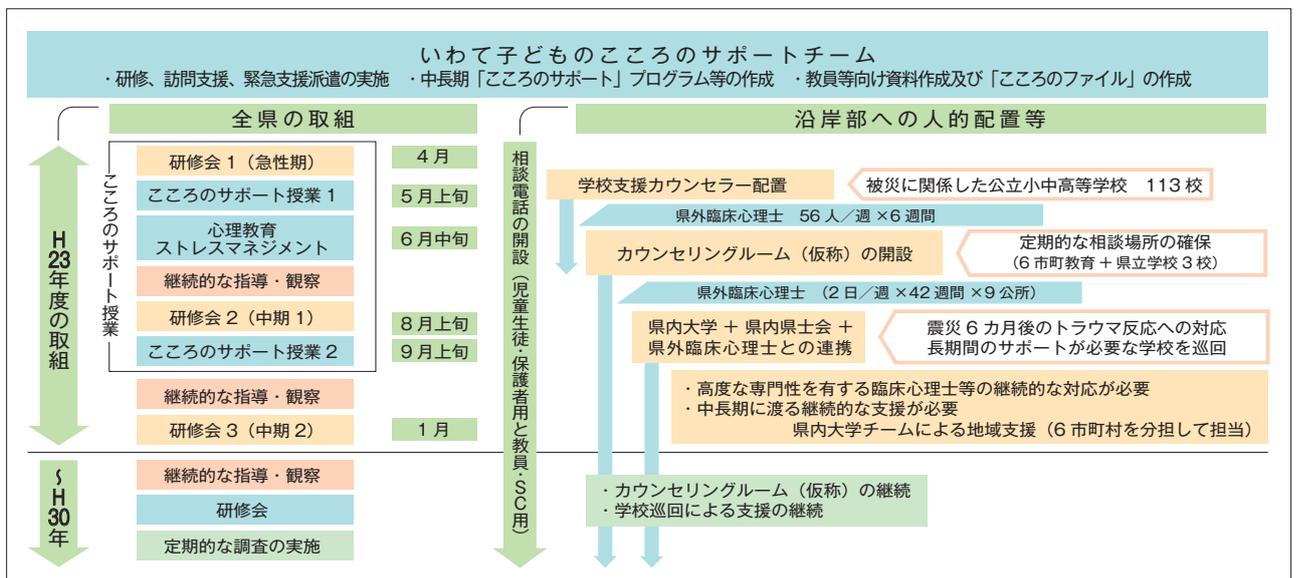
また、文部科学省事業「スクールカウンセラー等活用事業」及び県事業「高校カウンセラー配置事業」に加えて、県外臨床心理士等が、沿岸南部、宮古、県北教育事務所管内の被災に関係した全ての学校に対して、週2～3回教育相談等ができる体制を構築した。

なお、これらの活動については被害の甚大さを鑑み、県として国の補正予算成立を待たずに補正予算を組み、実施したものである。

### ■ いわて子どものこころのサポートの概要



### ■ 取組の流れ



# いわて子どもの こころのサポートプログラム

前いわて子どものこころのサポートチーム

いわてこどもケアセンター 臨床心理士 三浦光子

## 1 がんばれ、がんばれの時期が過ぎて

東日本大震災は、発災から3年目が過ぎた。発災初年度の混乱や戸惑いは落ち着き、心のケアは、次の段階へ移る時期にある。岩手県の教育は、発災直後から子どもたちへの心のサポート（心のケア）に取り組んできた。この2年間で振り返り、これから子どもたちの心のケアについて考えてみたい。

## 2 「いわて子どものこころのサポート」 の取り組み

岩手県教育委員会は、東日本大震災により心にダメージを受けた子どもたちを中長期的に支援するため、2011（平成23年）4月「いわて子どものこころのサポートプログラム」を開始した。これは、阪神淡路大震災など過去の大災害から得た経験と知見をもとに、予防、早期発見、早期支援を目的としたものである。プログラムの特徴は、子どもたちと継続的にかかわる学校が、サポートの中心を担う点である。教員やスクールカウンセラーは、災害後に見られる心身の反応（トラウマ反応）・ストレス反応を理解し、子どもたちの成長や発達の支援を日常的に行う。そして心配な子どもたちを早期に発見し、専門家、専門機関に繋ぐ。このプログラムを進めるため、岩手県教育委員会はスクールカウンセラーなどからなる「こころのサポートチーム」を編成し、チームは教員研修、子どもたちのトラウマ反応・ストレス反応をチェックする「心とからだの健康観察」の作成、「心のサポート授業」の提示などを行ってきた。

### (1) いわて子どものこころのサポートプログラムが 生まれた背景

このプログラムが作成された背景には、震災前からの岩手県が抱える地域の課題があると筆者は考えている。中でも最も深刻な課題が、子どもの問題を相談することができる専門機関の不足である。得に沿岸部は、病

院や専門機関が極端に少ない。そのなかで、深くコミュニティに根を下ろす学校が、震災後子どもたちの心のケアの中心となり、「心とからだの健康観察」を活用しながら、小学校入学から高校卒業までの発達段階を追って長期間見守る仕組みをつくるという発想に至ったと筆者は考えている。

### (2) こころのサポートプログラムの3本柱：教員研修・人的支援・健康観察と心のサポート授業

こころのサポートプログラムは、教員研修、人的支援、「心とからだの健康観察」と「心のサポート授業」の3本の柱からなる。

教員研修は、発災1ヶ月後から開始し、平成23年度は、沿岸部を中心に県内36ヶ所で46回行い、2,602人の教員が参加した。平成24年度は、トラウマとストレスの理解、「心とからだの健康観察」の活用と心のサポート授業など、12種類の研修パッケージを作成し、学校、幼稚園に提供した。校内研修などの小規模な研修会での活用もあり、119回4,235人の教員が参加した。

人的支援は、スクールカウンセラーの継続的な配置である。2011年5月から6月までの6週間は、県外の臨床心理士延べ300名以上が沿岸部被災校に緊急派遣された。その後も、複数の団体の力を借りながら、拠点校での相談を引き継ぎ、2011年9月からは、巡回型カウンセラーが沿岸部の小中学校を支援している。高校へは、岩手県立大学、岩手大学、盛岡大学が、スクールカウンセラーを派遣している。

「心とからだの健康観察」（小学校19項目版、中・高等学校31項目版）は、子どもたちの心身の状態を把握するために作成されたチェックシートである。ストレスやその対処法について学ぶ「心のサポート授業」にあわせて、年1回、全県で実施される。このチェックシートは、震災による心理的影響だけではなく、不登校、対人関係、いじめ、家庭内の葛藤、非行、学習や進路などによるストレスについても活用ができ、「心のサポート授業」

は、教員が工夫することができる。教員の日頃の観察と組み合わせ、総合的に子どもたちの状況を把握する。

### (3) 残された課題

最後に、今の段階で見えてきた課題と今後の展望について述べたい。

1つ目は、震災の影響を受けた子どもたちの反応が初期とは異なることへの理解である。被災後、ずっとがんばり続けてきた心とからだは、時間の経過とともに変化し、復興が進むことで安心・安全な環境が整ってきたときに、これまで抑えてきた反応が出てくることもある。これは、大きなショックの後におきる自然な反応である。さらに、子どもが成長・発達することを考えると、当時は理解できなかったことがわかるようになることで、理不尽な体験に対する怒りや悲しみなど、さまざまな感情が湧くかもしれない。子どもたちは、発達の段階を経るなかで「なぜ？」という疑問を持ち、悩み、そして成長するだろう。そのことを周囲の大人が支える必要がある。今後も研修などを通して、大人が子どもたちのサインを見逃さないようにするとともに、学校教育相談の活性化や体制の整備がますます重要になると思う。

2つ目は、こころのサポートプログラムを震災に限定せず、子どもたちのさまざまな問題行動の予防として十分に活用することである。子どもは身体、感情、思考が発達途上にあり、自分の心とからだに起きていることを理解したり、言葉で表現したりすることができない。また大人のように上手に対処することもできない。問題への対処だけではなく、子どもたちのさまざまな身体症状、反応、問題行動から、背景や発達課題を見つけ出すことが大切である。また、こころのサポートプログラムの活用は、子ども自身がストレスに早期に気づき、助けを求めるサインを出すことを教え、自分でできる対処法を学ぶ重要な機会になるかもしれない。

3つ目は、教育と医療・福祉と連携をより進めることである。治療が必要な子どもへの医療的支援として、県は岩手医科大学に委託し、平成25年5月「いわてこどもケアセンター（児童精神科併設）」を設置した。セン

ターは、沿岸部での定期的な診療や多職種連携のための研修会などを行っている。医療と学校との連携を進めることは、より機能的な役割分担が進むことと、筆者は考える。さらに、被災した家庭にかかるさまざまな負担が子育ての機能を脆弱化させることを考えると、家庭支援としての福祉の役割がより重要になるだろう。

4つ目は教員支援である。こころのサポートプログラムは、教員の専門性を生かし、丁寧な教育活動を行うことを前提としている。発災後から継続して支援をしている教員、自分自身も被災をしながら支援をしている教員、転勤によって生じるさまざまな温度差に苦しむ教員など、教員の疲弊、疲労は子どもたちの支援に直接影響する要因のひとつである。教員へのねぎらいと支援を忘れてはいけないと思う。

## 3 希望

課題、展望は、ひとつひとつ積み上げなければならない目標であるが、筆者は一方で、子どもたちの持つ高いエネルギーと、成長する力を信じている。子どもたちは、常に変化し、成長し続ける存在である。しあわせな体験や遊び、安心できる大人とのゆったりした時間を保障することは、子どもたちの健やかな成長を促すが、それは、物質的な豊かさに限らず、大人のちょっとした工夫の中にあると思う。そしてそういう視点に立てば、私たちができることは、少なくないと思う。健やかに伸びやかに、そのための現場の小さな工夫…それが教育の未来であり、希望だと思っている。

## (5) 学校給食再開への取組

### 学校給食再開状況等

被災市町村の教育委員会は、小・中学校の学校給食を平成23年度の始業に合わせ開始できるよう対応した。その状況は以下のとおりであり、平成23年9月1日（木）には、全ての給食実施校が被災前と同様の状況となった。

従前、家庭からの弁当持参によるミルク給食であった釜石市立中学校、山田町立小学校（1校を除く）・

中学校にあっては、被災後市町が弁当を提供した時期があった。

なお、沿岸部にあって校舎及び給食施設の被害が少なかった洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村及び岩泉町の各教育委員会管内の小・中学校では、通常どおりスタートした。

#### ■学校給食の再開状況

市町村教育委員会名	始業式	学校給食開始状況等
陸前高田市	4月20日（水）	給食センターを災害対策本部及び支援物資保管等で使用のため、8月まで学校給食提供不可。市外業者に依頼し4月20日（水）から全小・中学校へ弁当を提供。9月1日（木）から通常どおり全小・中学校で学校給食を再開。
大船渡市	4月20日（水）	被災した赤崎共同調理場の方は受配校の組み替えを行い、他の共同調理場から供給。4月25日（月）から御飯、牛乳、汁物、おかず2品の市内統一した内容で開始した。
釜石市	4月14日（木）～ 26日（火）	4月20日（水）からパン、牛乳により開始（小学校・中学校）。6月1日（水）から共同調理場再開により小学校は通常給食を開始、学校給食を行っていなかった幼稚園・中学校には市外業者に依頼し弁当を提供（保護者負担なし）。
大槌町	4月20日（水）	4月25日（月）から御飯、汁物、副菜により開始。7月8日（金）まで食材は主に支援物資を利用。7月11日（月）以降は通常の給食となった。
山田町	4月19日（火）～ 25日（月）	学校給食実施校は大浦小学校のみ。4月25日（月）から5月6日（金）まで支援物資を使用して給食を実施。その他の学校は5月6日（金）までは午前授業。大浦小学校は5月9日（月）から1学期終了まで、給食未実施の他の被災地域の学校と同様に町外業者による弁当で対応。なお、豊間根など被災していない地域では通常のとおり弁当持参のミルク給食。2学期から大浦小学校は学校給食を再開。
宮古市	4月25日（月）	4月26日（火）から学校給食開始。



津波で全壊した大船渡市赤崎学校給食共同調理場（平成23年5月30日）



平成23年8月まで災害対策本部として使用された陸前高田市学校給食センター（平成23年4月14日）  
陸前高田市教育委員会提供

## 給食再開に向けた県の支援・取組等

### 情報提供

食材納入業者の被災により食材の安定した確保が難しい市町村立給食センター等に対し、納入業者（弁当納入業者等を含む）等の情報や学校給食再開に向け支援を行う団体の情報を提供した。

文部科学省からは被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金や外国からの給食関連支援物資の提供について、(社)学校給食物資開発流通研究協会からは自然解凍のデザート類の提供についての情報があったほか、公益財団法人日本ユニセフ協会や東日本大震災緊急支援本部からも財政支援等の申し出があり、各市町村に情報提供し、食材提供等を希望する場合は、直接各団体に申し込むよう連絡した。

### 学校給食再開に向けた各種助言及び「学校給食の衛生管理等に関する調査研究(指導者等派遣)」事業の活用について案内(平成23年4月18日付け)

学校給食再開に向けた業務支援を行うための栄養教諭の加配について、その希望を聴取したが、加配を希望する市町村教育委員会はなかった。

また、被災した沿岸市町村に対して学校給食再開支援(学校給食衛生管理基準に基づく点検、給食管理関係業務、学校給食施設内の清掃・消毒、その他学校給食再開に係る業務)のため指導者(県教育委員会食育給食担当;指導主事兼保健体育主事)を派遣できる旨の通知を行った。希望する市町村がなかったことから、7月から10月にかけて、指導主事が被災地域の学校給食の再開状況を確認しながら、震災前と同様の学校給食の提供をするための課題や支援需要について調査した。調査時点において被災した市町村では全て学校給食が再開されており、支障となる課題はないことを確認した。

## (6)被災により昼食等を用意できない生徒への対応

被災により学校に昼食を持参できない生徒及び教職員に対して、災害救助法に基づき昼食の提供を実施した。また、部活動及び課外授業等の諸活動によって、夕食の提供が適当と考えられる生徒についても食事の提供を実施した。

該当する県立学校の担当者は、毎週木曜日の正午までに、翌週以降(月曜日～日曜日)7日分の昼食・夕食数を学校教育室まで報告することとし、これを受け、学校教育室で全体の必要数を集約のうえ、農林水産部流通課に報告、流通課では岩手県生活衛生同業組合中央会を通じ、仕出し業者に弁当を発注、各学校に弁当が配付された。

当初の混乱期においては、学校より申し出のあった人数分の食事を提供していたが、5月の連休明け以降は災害救助法に則り、避難所生活をしている者及び避難所で食事の提供を受けている者に限定して提供した。

一部の学校(釜石商工高等学校ほか)においては、食事提供の対象外となる生徒に対して、PTA予算により食事費用の一部を負担する支援を行った。

当初は、災害救助法に基づいた生徒及び教職員の線引きが定まっていなかったため、必要以上の弁当発注が行われた一方、高校総体に係る各競技会場においては、学校側の求める選手等への昼食提供ができなかった事例も発生した。

実際の配付期間は平成23年4月25日(月)から9月10日(土)まで、下記20校の県立学校を対象として配付した。1日当たりの最大配付個数は932個であった。

#### 【対象校】

- |           |             |
|-----------|-------------|
| ・高田高等学校   | ・宮古工業高等学校   |
| ・大船渡高等学校  | ・宮古商業高等学校   |
| ・大船渡東高等学校 | ・宮古水産高等学校   |
| ・住田高等学校   | ・岩泉高等学校     |
| ・釜石高等学校   | ・久慈高等学校     |
| ・釜石商工高等学校 | ・久慈東高等学校    |
| ・大槌高等学校   | ・久慈工業高等学校   |
| ・山田高等学校   | ・釜石祥雲支援学校   |
| ・宮古高等学校   | ・宮古恵風支援学校   |
| ・宮古北高等学校  | ・杜陵高等学校宮古分室 |

5

教職員への対応と人的体制への取組

(1) 教職員の定期人事異動の見直し

平成23年度定期人事異動の見直し

平成23年3月に当初の人事異動案を内示したが、東日本大震災津波の対応のため、沿岸部の教職員を中心に異動凍結など定期人事異動を見直した。沿岸南部では大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、宮古では旧宮古市、旧田老町、山田町、田野畑村、岩泉町小本地区、そして県北では野田村がその対象となった。定期人事異動を見直したことで、被災した児童生徒のケアや家庭・地域のサポートに教職員が継続してあたることができ、被災地域の復興に大きく寄与した。

■平成23年度定期人事異動の規模等

種別	異動者数(人)	当初内示数(人)	当初内示との比較(人)	比較割合(%)
事務局	207	209	▲2	▲0.9
小・中学校	1,698	1,922	▲224	▲11.6
うち教員	1,509	1,733	▲224	▲13.0
うち校長	17	200	▲30	▲15.1
県立学校	267	674	▲407	▲60.2
うち教員	146	552	▲406	▲73.6
うち校長	35	37	▲2	▲5.4
全体合計	2,172	2,805	▲633	▲22.5

平成22年度全体異動者数：2,781人、前年度比：▲609人（▲20.3%）

平成24年度定期人事異動

平成23年度に凍結した人事異動を可能な限り100%に近い形で進めること、3年後を目処に例年どおりの人事異動規模に戻すよう人事異動を進めた。

- ・東日本大震災津波からの復興への対応等を内容とする方針に基づき、人事配置を実施した。
- ・人事異動規模は、東日本大震災津波対応のため異動規模が大幅に縮小した平成23年度より、

小・中学校教員

- ・被災した児童生徒のケアや家庭・地域のサポート等、人道的な観点を最優先し、原則、沿岸部の被害の大きな地区の教員の異動を凍結した。
- ・沿岸部への異動（関連による異動含む）は、必要最小限の範囲内で配置先を変更した。

県立学校教員

- ・全面的な見直しを行った（退職補充等を除き沿岸部異動を凍結。それに伴い内陸部の異動凍結）。
- ・新採用者を内陸部に重点的に配置した。

事務局・教育機関の事務職員等

- ・基本的には、当初の内示どおり（知事部局と同様の取扱い）。
- ・ただし、被災地域に配置予定の新採用者については、居住環境等を考慮し見直した。
- ・そのうえで、被災地域の体制の状況により、着任期間（服務規程第17条：1週間以内）の延長措置を所属長（校長等）の承認に基づき実施した。

小・中学校、県立学校共に拡大した。

- ・県立学校の人事異動においては、人事異動基準の公正な適用を基本に実施し、沿線部と沿岸・県北部の異動に重点を置くと共に、専門高校と普通科進学校との交流を推進した。

## ■平成23年度と平成24年度の定期人事異動の比較

種別	平成24年度の異動者数(人)	平成23年度の異動者数(人)	平成23年度との比較(人)	比較割合(%)
事務局	202	207	▲5	▲2.4
小・中学校	2,002	1,698	304	17.9
うち教員	1,852	1,509	343	22.7
うち校長	202	170	32	18.8
県立学校	991	267	724	271.2
うち教員	888	146	742	508.2
うち校長	27	35	▲8	▲22.9
全体合計	3,195	2,172	1,023	47.1

## (2) 教員加配定数措置※

### 平成23年度の状況

#### 国(文部科学省)の対応

次の場合に、加配定数により対応することが示された。

- ・教育活動再開のため、被災した児童生徒の実態把握や地域・家庭との連携への対応に教職員定数を必要とする場合
- ・被災児童生徒に対する教育支援や災害復旧のため、一定期間被災県に派遣する教員の代替の教職員定数を必要とする場合
- ・被災した児童生徒が事実上在籍している学校において、学習進度の遅れへの対応や、心のケアを必要とする児童生徒への対応等のため、教職員定数を必要とする場合

#### 経緯

- ① 国からの「東北地方太平洋沖地震に伴う平成23年度の学級編制及び教職員定数の取扱いに係る当面の対応について」(平成23年4月6日付け事務連絡)において、加配定数による対応が認められた。
- ② 上記通知を受け、今後の加配を検討(既に配置されていた加配も含む)し、文部科学省に要望した。(4月28日内示)
- ③ 国から、5月11日、文部科学省初等中等教育局財務課長、課長補佐、定数企画係長が来庁し、定数ヒアリングが実施された。県として、学校再開により生じた新たな課題に対応するための追加加配が必要であることを説明した。

- ④ 国からの「東日本大震災に伴う臨時の教職員配置状況について」(平成23年5月16日付け事務連絡)において、加配定数の追加要望の報告依頼があった。
- ⑤ 各学校の状況及び配置希望を把握したうえで追加加配を検討し、文部科学省に要望した。(6月24日内示)
- ⑥ 文部科学省「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第6回)」に、小中学校人事課長及び宮古市教育委員会学校教育課長が出席し、岩手県の状況について説明した。

#### 加配定数の内示

文部科学省より、以下のとおり加配定数の内示があった。

内示日	校種	内示数(人)	配置の方針(県)
4月28日	小・中学校	134	異動凍結を含む人的支援が喫緊に必要な学校へ配置
	県立学校	21	
6月24日	小・中学校	67	各学校の状況及び配置希望をもとに、さらなる人的支援が必要な学校へ配置
	県立学校	13	

#### 平成23年度の配置状況

配置に当たり、県外からも多数講師としての要望が寄せられたものの、住居確保が困難であることから、原則として県内居住者を採用した。

なお、講師として採用希望登録している者及び教員OB等から講師として配置し、児童生徒の学習指導、校務分掌等の改善、児童生徒の安全指導・生徒指導に当たった。

※学校数、学級数、児童・生徒数に基づいて算定された教職員定数に、文部科学省が必要に応じて上乘せして配置する措置のこと

■小・中学校

地域名	小学校	中学校	計
沿岸被災地域	104人(55校)	64人(32校)	168人(87校)
内陸等	15人(13校)	18人(15校)	33人(28校)
計	119人(68校)	82人(47校)	201人(115校)

■県立学校

地域名	高等学校	特別支援学校	計
沿岸被災地域	26人(13校)	1人(1校)	27人(14校)
内陸等	7人(6校)	0人(0校)	7人(6校)
計	33人(19校)	1人(1校)	34人(20校)

加配による成果

児童生徒の学習指導、生徒指導の充実

- ・震災前の学級を維持し、安定した集団を形成して学習指導を行うことができた。
- ・指導方法工夫改善による指導（TT、少人数）により充実した学習指導を行うことができた。
- ・学習の遅れが見られる児童生徒や被災による転入生等、個別な指導が必要な児童生徒に対応することができた。
- ・心のケアが必要な児童生徒への教育相談、家庭訪問に当たることができた。
- ・問題行動等の顕在化への対応に当たることができた。

学校組織の強化

- ・複数の教員を配置した分掌の編制により、生徒指導や地域連携、外部対応等、指導強化ができた。
- ・教員の事務負担を軽減し、児童生徒と向き合う時間を確保することができた。
- ・主任層の授業時数軽減による学校運営に専念する体制をつくることができた。

学校施設・設備の被害に伴う運営強化

- ・スクールバスの運行や登下校時の安全指導、安全確認に当たることができた。
- ・施設・設備の安全点検・整備、支援物資の仕分け等に当たることができた。

平成24年度の状況

国の平成24年度予算案により、「東日本大震災にかかる教育復興支援加配定数措置」として1,000人が措

置された。

これを受け、文部科学省から「平成24年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る追加資料の提出について」（平成23年12月26日付け事務連絡）が発出され、「東日本大震災にかかる教育復興支援のための教職員配置予定調べ」の提出が求められた。

県は文部科学省に対して、以下のとおり加配要望し、認められた。

■平成24年度の要望数と加配数

校種	対象校数	文部科学省への要望数(人)			文部科学省加配数(人)
		教諭	養護教諭	合計	
小学校	67	118	1	119	119
中学校	38	73	2	75	75
高等学校	14	32	3	35	30
特別支援学校	2	3	0	3	3
合計	121	226	6	232	227

平成24年度の配置状況

■小・中学校

地域名	小学校	中学校	計
沿岸被災地域	109人(54校)	68人(34校)	177人(88校)
内陸等	10人(10校)	7人(4校)	17人(14校)
計	119人(64校)	75人(38校)	194人(102校)

■県立学校

地域名	高等学校	特別支援学校	計
沿岸被災地域	29人(12校)	3人(2校)	32人(14校)
内陸等	1人(1校)	0人(0校)	1人(1校)
計	30人(13校)	3人(2校)	33人(15校)

沿岸部は講師の人数が少なく、講師が住む場所もない状況の中で、講師の確保が難しく、全ての加配を配置するのに時間を要した。

市町村教育委員会、教育事務所と情報共有し、被災地域を中心とした学校の状況把握に努め、引き続き国に対して復興加配の要望を行うと共に、退職者数、統廃合の状況及び国の定数改善等の動向を見通しながら、県全体の定数管理を確実にを行い、被災地域への人的支援を可能な限り厚くしていく必要がある。

### (3) 給与制度等の対応

#### 震災を踏まえた給与・サービス等の対応

震災に伴う県全体の対応として、関係条例・規則の改正が行われた。また、教育委員会として、震災による平時とは異なる状況の中での給与制度上の課題に対応するため、条例規則の範囲内での運用の特例等を定めると共に、個別案件について、人事委員会等と協議のうえ対応した。

#### 職員の退職手当に関する条例等

【施行日:平成23年6月10日】

震災により3カ月間生死が分からない場合、または3カ月以内に死亡が明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、当該行方不明職員等は、地震の発生日（平成23年3月11日）に死亡したものと推定し、退職手当を支給できるようにすると共に、給与について支給しない扱いとした。

#### 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

【施行日:平成23年10月25日】

東日本大震災津波に対処するため死体を取り扱う作業等に従事したときに、手当を支給できることとした。

#### 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等

##### 忌引休暇の特例【施行日:平成23年5月2日】

東日本大震災津波により職員の親族が死亡した場合であって、火葬や葬儀のためやむをえず期間を空けなければならない等の場合については、忌引休暇を二分割して取得できることとした。

#### ボランティア休暇の特例を規定

【施行日:平成23年6月10日】

- ・ボランティア休暇の付与日数の引き上げ：東日本大震災津波に際し、災害救助法が適用された市町村（東京都の市町村を除く）の区域内において、被災者支援をする活動を行う場合 一の年において7日の範囲内
- ・ボランティア休暇の対象となる活動地域：被災地又はその周辺の地域に加え、東日本大震災津波の被災者を受け入れている地域を追加
- ・適用期間は平成23年6月10日から平成23年12月31日まで(平成25年12月31日まで延長)

#### へき地手当等に関する規則

【施行日:平成23年8月1日】

被災したことに伴い、機能を他の学校等に移転して再開した学校について、移転先学校の災害前のへき地等学校の指定の状況を基に指定の見直しを行った。

#### 教育職員免許状等に係る取扱いについて\*

沿岸部の各市町村では庁舎が壊滅的な被害を受け、住民基本台帳のデータが失われたため、戸籍抄本等の発行事務ができない市町村があったことから、一部教育職員免許状授与等の確認事務を省略化するとともに、生活の基盤を失った免許状保有者における再交付等手数料を免除することとした。

その後、沿岸部の市町村で戸籍抄本等の発行が可能となったため、平成23年度末をもって免許状授与等の確認事務の省略化は終了した。

免許状再発行等の申請については、件数が多く、平成23年度は毎月申請があり、手数料減免の終了時期の設定について被災者への配慮が必要であった。予算調製課に終期を定めないことの協議をし、平成24年度も引き続き手数料免除期間の終期を当面の間とした。

#### ■確認事務の省略化及び手数料免除の内容

内容	市町村発行証明	手数料		免除等期間
		手続き方法	手数料額	
授与申請	身分証明書がない場合、本人申請で可	—	—	平成23年3月11日～ 平成24年3月31日
検定申請	同上	—	—	
書換申請	戸籍抄本がない場合、本人申請及び誓約書で可	—	—	
再交付申請	—	免除申請、申立書	1通1,100円	平成23年3月11日～ 当面の間
授与証明申請	—	同上	1通 400円	

\*平成23年3月31日付け教職第1071号通知「平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う教育職員免許状事務の対応について」  
平成24年4月13日付け教職第73号通知「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災された方に対する教育職員免許状の取扱いについて」

■参考：免許状再交付等の申請状況

平成 23 年 3 月 11 日～平成 25 年 3 月 31 日

年 度	再交付申請件数	減免金額（円）	授与証明申請件数	減免金額（円）	件 数 合 計	減免金額合計（円）
平成23年度	287	315,700	27	10,800	314	326,500
平成24年度	95	104,500	15	6,000	110	110,500
合 計	382	420,200	42	16,800	424	437,000

## (4) 教職員の居住環境の確保

住居を被災した教職員は避難所やセミナーハウス、知人宅等での生活を余儀なくされた。被災地域における児童生徒の円滑な教育活動を推進するためには、教職員が一日も早く従前の生活を取り戻し、その安定を図ることが必要不可欠であった。

県教育委員会では、応急的な住宅の確保、公的住宅の供給及び民間賃貸住宅等の供給支援について関係機関と連携し、教職員の居住スペースの確保に取り組み、平成 23 年 9 月末までに住居を被災した職員全員の住居確保が図られた。

## 住宅確保の取組

住居が被災した教職員は 672 人にのぼり、県教育委員会や各教育事務所では、他地区の教員住宅、民間賃貸住宅の情報を収集して、市町村教育委員会を通じて各学校や教職員に情報提供し、住居の確保を支援した。

さらに、県管財課では、仮設住宅の入居状況を踏まえて市町村と調整し、釜石市及び宮古市においては平成 23 年 9 月から被災地に勤務する職員が仮設住宅に入居できるようにした。

### ■教職員の住居の被災状況 (人)

	被災地全職員数	被災した職員数
県立学校	835	197
小・中学校	2,363	475
計	3,198	672

事務局職員で現住居を被災した職員はいなかった。

### ●県立学校

#### 教職員への情報提供

- ・ 県立学校の教職員公舎及び県立高田松原野外活動センターの職員公舎の空舎数の把握及び周知
- ・ 県が実施する災害救助法第 23 条第 1 項に基づく民間賃貸住宅の借り上げ制度の周知
- ・ 空室となっている仮設住宅への入居調整



県立高田高等学校教職員住宅(平成23年3月16日)



県立宮古北高等学校教職員住宅(平成23年3月15日)  
同校提供



岩泉町立小本中学校教職員住宅(平成23年3月15日)  
岩泉町教育委員会提供

## ●小・中学校

### 教職員及び市町村教育委員会への情報提供

- ・県及び県立学校関係の宿舎を借用（確保）したもの、または、隣接する区域における教員住宅及び民間賃貸住宅等の情報について、所管する教育事務所を通じて市町村教育委員会及び教職員に周知
- ・県が実施する災害救助法第23条第1項に基づく民間賃貸住宅の借り上げ制度について市町村教育委員会及び教職員に周知
- ・教職員の仮設住宅への入居調整について、市町村裁量での対応が可能となったことから、教育事務所を通じて市町村教育委員会に情報提供

### 情報提供した施設

県立学校が所管する施設（セミナーハウス、教員住宅）、県立陸中海岸青少年の家、一関地区（旧東磐井地区）教員住宅及び民間賃貸住宅、三陸町北里大学学生寮、大船渡市民間賃貸住宅、宮古市民間賃貸住宅、釜石市民間賃貸住宅

### 施設への入居

- ・教員住宅について、所管する教育事務所で入居希望者を募集
- ・民間賃貸住宅について、不動産業者等への連絡先を教職員に周知（教職員が個別に対応）

## 教職員住宅の応急復旧

東日本大震災津波により教職員住宅もまた大きな被害を受けた。そのため災害復旧工事及び住居を流し失った教職員の住環境を確保するため、既存の教職員住宅の浴室及び風呂釜・トイレ等設備改修や畳の表替え、建具調整、フローリングの張り替え、火災報知設備設置などの改修工事を行った。

沿岸地区及び沿岸地区に隣接する地区の教職員住宅について、平成23年9月末までに42棟83戸（被災住宅の改修を含む。）の工事を完了した。

### 東日本大震災津波に伴う教職員住宅確保のための改修状況

学校名	棟戸	工事費（千円）
千厩高等学校	4棟 6戸	1,252
大東高等学校	3棟 3戸	913
高田高等学校	5棟 10戸	8,527
釜石商工高等学校	4棟 6戸	1,788
住田高等学校	3棟 3戸	756
大槌高等学校	3棟 10戸	4,928
遠野高等学校	2棟 5戸	976
山田高等学校	6棟 11戸	4,620
宮古高等学校	2棟 7戸	18,706
宮古北高等学校	3棟 6戸	3,528
宮古商業高等学校	3棟 6戸	8,169
宮古水産高等学校	4棟 10戸	9,610
計	42棟 83戸	63,773

### 資料：被災前後の沿岸地区県立学校における教職員住宅の入居状況

	平成22年5月1日現在			平成24年5月1日現在			入居率増減
	保有戸数	入居戸数	入居率	保有戸数	入居戸数	入居率	
大船渡地区	122	81	66.4%	84	77	91.7%	+25.3
釜石地区	100	60	60.0%	69	61	88.4%	+28.4
宮古地区	126	82	65.1%	107	103	96.3%	+31.2
その他地区	785	453	57.7%	750	427	56.9%	-0.8

保有戸数の減少数には、津波による流出のほか、老朽解体を含んでいる。



県立宮古高等学校 高浜教職員住宅 被災後(平成23年3月14日) 同校提供



復旧後(平成24年12月25日) 同校提供

平成 24 年度定期人事異動において沿岸地域に勤務することとなる教職員の居住状況の把握並びに、住居確保に係る教育機関との連絡調整及び情報共有を行い、一部片道 40km 以上の遠距離通勤者はいるものの、全員の住居確保を図った。また、遠距離通勤を余儀なくされている教職員の精神的・肉体的な疲労の負担軽減及び安全の配慮に鑑み、個別の状況に応じて仮設住宅または県立学校教員住宅への入居の促進を図った。

しかし、内陸等に一時避難している被災者が沿岸地域に戻るにより仮設住宅への需要が高まっている状況から、教職員の仮設住宅への入居がさらに困難となり、区域内及び近隣市町村における民間賃貸住宅は復旧傾向にあるが、供給するには十分とは言えない。今後も人事異動で沿岸地区に配置する予定となる教職員及び新たに採用される教職員における住宅への配慮が必要である。

## (5) 教職員の健康管理と心のケア

被災地域に勤務する教職員は、心理面、肉体系共に疲労が蓄積していたため、沿岸地区に勤務する職員を中心に、定期健康診断結果に係る相談受付やストレスチェックの実施等、心と体のケアを目的とした事業を行い、心身共に健康で教育活動ができるよう支援した。

内陸に勤務する教職員の中にも、生活の本拠が被災地域にある者、近親者が被災した者等、震災に伴い精神的に不安定な状態に陥っている教職員がいること、また、平成 24 年度は震災に伴う人事異動凍結が解除され、内陸部と沿岸部との人事異動が行われることも考慮し、メンタルヘルスチェックの対象地域を拡大し、全教職員を対象として実施した。また、相談業務に加えて、セルフケアの重要性について各種研修会において周知を図った。

### 被災地における健康巡回相談

#### (心とからだの巡回健康相談事業)

平成 23 年 3 月 24 日(木)～26 日(土)の大船渡、釜石、宮古管内を皮切りに、保健師 2 名が被災地域に出向き教職員の心と体に関する相談業務を実施した。教職員課保健師、地域医療機関等の連携のもと効果的な相談事業を推進すべく「被災地における健康巡回相談実施要領」(平成 23 年 8 月 11 日制定)を制定した。

相談のやりとりから、肩こり、頭痛、耳鳴り、倦怠感、不眠、高血圧等の「身体症状」や、自責感や怒り、物事に過敏になる等の「ストレス反応」が窺えた。

平成 25 年 3 月末現在、震災起因の病気・怪我により 2 週間以上連続する病気休暇を取得した教職員は 14 人で、うち療養中の者は 1 人である。教職員の健康状態は、時間の経過とともに体調も落ち着いてきているが、身内等の死等喪失体験の大きい職員は、震災の影響を長期にわたり引きずる者もあり、回復の度合いには個人差がある。

[相談件数 (被災地域)]

平成 23 年度 1,471 件 平成 24 年度 1,607 件

### 被災地所管教育事務所への臨時看護師の配置 (平成 23 年度緊急雇用創出事業を活用)

被災地域の学校教職員に対する相談業務を充実させるため、平成 23 年 8 月 1 日から看護師経験のある臨時職員を沿岸南部教育事務所に 1 名配置した。(～平成 25 年 3 月 31 日)

[相談件数]

上記「被災地における健康巡回相談」のうち  
平成 23 年度 874 件 平成 24 年度 1,144 件

### 管理・監督者のためのメンタルヘルスセミナー

震災によるストレス反応及び精神症状について理解を深め、部下職員の不調にいち早く気づき専門機関へつなげる体制を構築するとともに、組織内のストレスと心的トラウマの軽減を図る対応を促進するため、管理監督者を対象としたセミナーを開催した。

[平成 23 年度]

[講師]

①兵庫教育大学大学院 学校教育研究科  
教授 岩井 圭司 氏

「震災後の教職員のこころのケア  
—災害対応従事者の業務管理の視点から—」

②大阪府こころの健康総合センター  
相談診療部 部長 亀岡 智美 氏  
「震災による支援者のストレスとケア  
—対応や対処の留意点—」

[実施時期] 平成 23 年 7 月

(久慈市、大船渡市、釜石市、宮古市、盛岡市 計 5 回)

[参集者] 438 人

(沿岸 4 回 257 人 内陸 1 回 181 人)

[平成 24 年度]

[講師]

①岩手医科大学医学部災害・地域精神医学講座  
特命教授 大塚 耕太郎 氏

「心のサインに気づいた時の対応の実際」

- ②兵庫教育大学大学院 学校教育研究科  
教授 岩井 圭司 氏  
ミニレクチャー「バーンアウト（燃え尽き）  
について」・情報交換  
〔実施時期〕平成24年7月・9月  
（大船渡市、釜石市、盛岡市 計3回）  
〔参集者〕255人  
（沿岸2回16人 内陸1回239人）

#### 県立学校長に対するメンタルヘルス対策の周知等

震災から1年を迎えるにあたり、県立学校定期人事異動調整会議に保健師が出向き、年度末における教職員のメンタルヘルス対策について、改めて要点を周知した。

- 〔実施時期〕平成23年12月6日～16日  
〔相談件数〕26校 57件

#### 教職員のためのメンタルヘルスセミナー 「教職員の心のケア研修」

震災後から中長期における心理的ストレスとその対応について理解を図り、ストレスや心的トラウマの軽減等精神的健康を向上させるため、一般教職員を対象としたセミナーを開催した。

- 【平成23年度】  
〔実施時期〕  
平成23年7月～8月（14回）  
平成23年12月～平成24年1月（7回）  
（「児童生徒のこころのサポート研修」と同時開催）  
〔参集者〕1,255人  
（夏季：716人 冬期：539人）  
〔会場〕大槌町立大槌小学校ほか16会場  
【平成24年度】  
〔実施時期〕平成24年8月（4回）  
〔講師〕  
岩手大学附属教育実践総合センター  
准教授 山本 奨 氏  
横浜カメラアホスピタル  
精神科医 白川 美也子 氏  
「教職員等のメンタルヘルスケア～バーンアウト（燃え尽き）予防とストレスマネジメント～」  
〔参集者〕195人  
〔会場〕宮古地区合同庁舎ほか2会場

#### メンタルヘルスチェック

##### （個人のストレス度の把握によるセルフケアの促進）

各自がストレス状態を把握したうえでセルフケアを実践するよう働きかけるため、教職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施した。また、必要に応じて事後指導を受けられる機会を提供した。

- 【平成23年度】  
〔実施時期〕平成23年5月～8月  
（久慈、宮古、釜石、大船渡地区勤務者）  
〔受診者数〕2,557人  
【平成24年度】  
〔実施時期〕平成24年5月～8月  
（全県勤務者）  
〔受診者数〕11,772人

#### 公立学校共済組合直営病院派遣チームによる健康相談

東北中央病院、関東中央病院、東海中央病院、四国中央病院、九州中央病院から臨床心理士・看護師の派遣を受け、被災地域に勤務する教職員の健康相談、メンタルヘルス相談を実施した。

- 【平成23年度】（平成23年度のみ）  
〔実施時期〕平成23年8月  
（宮古、釜石、大船渡地区）  
〔受診者数〕健康相談 73人  
メンタルヘルス相談 28人

#### 被災地域健康相談

医療機関の被災状況を考慮し、各教職員が身体面の変化等を認識し、主体的に健康管理に取り組む契機を提供するため、被災地域の所属に健診機関から保健師を派遣した。

- 【平成23年度】  
〔実施時期〕平成23年10月～1月  
（久慈、宮古、釜石、大船渡地区）  
〔受診所属数〕75校 2教育事務所  
【平成24年度】  
〔実施時期〕平成24年7月～9月  
（久慈、宮古、釜石、大船渡地区）  
〔受診所属数〕54校 3教育事務所

**管理・監督者メンタルヘルス実践セミナー**  
(文部科学省事業の補助事業)

災害起因の心身不調、人事異動に伴う体調不良への対応について、専門医から助言を受けると共に、震災後の体験事例を共有するため、沿岸地区の校長等を対象としたセミナーを開催した。

【平成 23 年度】

〔講師〕

独立行政法人国立病院機構  
久里浜アルコール症センター  
院長 樋口 進 氏  
「復興に向けた心と体の健康管理 ～災害起因の病気、今後の対応～」

〔実施時期〕 平成 24 年 3 月 (釜石市)

〔参集者〕 70 人

【平成 24 年度】

〔講師〕

兵庫教育大学大学院 学校教育研究科  
教授 岩井 圭司 氏  
「環境変化等に伴う教職員への影響～震災以降の個別相談から見えてくる健康障害の実際とハイリスク者への対応～」

〔実施時期〕 平成 24 年 12 月 (盛岡市)

〔参集者〕 243 人



管理・監督者メンタルヘルス実践セミナー(釜石地区合同庁舎/平成24年3月1日)

**(6) 教員研修**

教員研修は各市町村や各学校の実情に応じて、ケースバイケースで柔軟に対応した。

社会体験研修として被災地ボランティアを実施し、がれき撤去作業や、被災市町村教育委員会及び学校の協力を得て講話をいただいたところもあった。

初任者研修：実施。諸事情により研修の実施が難しい場合は、代替措置をとるなど柔軟に対応。

5年・10年研修：教育事務所、市町村教育委員会、及び各学校の実情に応じて、研修の実施を判断。本年度の研修が実施できない場合は、次年度以降に研修するなど柔軟に対応。

授業力向上研修：可能な範囲で研修を受けるよう指示。諸事情により研修が不可能な場合は、教職員課との協議を経て、延長願いを申請するなど指示。上記以外の特別研修、希望研修：学校長と本人の意向を確認のうえ、所定の手続きを経て研修を受けるよう指示。

**「先生おでんせプロジェクト」による教職員への支援**

小川正人・放送大学教授を実行委員長とする「先生おでんせプロジェクト」実行委員会により、「被災地の教員がリフレッシュする研修」という今までにない研修を提供していただき、小・中・高等学校教員及び指導主事の 50 人が招待され、研修に参加した。

学校訪問や講演・講義といった充実した研修内容、首都圏の教育関係者等との情報交換からできたネットワーク、実行委員会の皆様の尽力に復興への気持ちも新たにすることができ、参加者にとって貴重な機会となった。

■参加者 (人)

市町村	小学校	中学校	高等学校	教育委員会	計
大船渡市	5	2	0	1	8
陸前高田市	5	4	1	1	11
住田町	0	0	0	1	1
釜石市	3	3	0	0	6
大槌町	4	1	2	1	8
宮古市	3	2	2	1	8
山田町	2	1	2	1	6
岩泉町	1	1	0	0	2
計	23	14	7	6	50

上記のほか、共催者として県教育委員会から 3 名が参加。

# 沿岸部の先生方を対象とした リフレッシュ研修

先生おでんせプロジェクト —いわての復興教育支援—

文部科学省 国立教育政策研究所 総括研究官 山 森 光 陽

## 1 目的と背景

このプロジェクトは、東日本大震災発災直後に児童生徒を避難させ、以後避難所の開設に中心的役割を果たし、学校再開に尽力し、休みなく被災地の児童生徒に真摯に向き合っている小中学校、高校の先生方に、被災地を離れリフレッシュして研修していただく機会を設けることを目的に実施した。実施に当たっては岩手県の現状の視察や県教委との情報共有を密にし、現地の要望を踏まえて研修内容を立案した。

発災1ヶ月後の4月に物資を運んで入った沿岸部の、天地がひっくり返ってしまったかのような状況。7月に再び入った沿岸部の、人々が生活していた場所であるとは思えないほどの光景。このような状況におかれた先生方に、数日間だけでも被災地を離れていただき、心身のリフレッシュをはかりながらも、少しでも見通しを持って教育活動を展開できるようになることにつながる体験をしていただくことが必要ではないかと感じたことが、このプロジェクト実施のきっかけだった。そこで、右図の学校から各校1名の先生方と、これらの地域の指導主事の先生方計50名をお招きして、2泊3日の研修を実施することとした。

## 2 内容と成果

沿岸部の先生方のリフレッシュが大きな目的だったため、先生方が休暇を取らずに公務に準じた形で参加できるように工夫するとともに、参加者全員に比較的グレードの高いホテルのシングルルームでの宿泊を用意した。そのうえで、「いわての復興教育プログラム」の内容を踏まえ、特に沿岸部の各校で復興教育の取り組みの具体化に役立つと考えられるプログラムを構成した。それぞれの目的、内

■ご参加いただいた先生方の学校



容、成果の一部と考えられるご参加いただいた先生方の感想をまとめたものが右表である。

また、「この研修に参加したことでふるさとの力になりたいという思いがいつそう強くなった」「瓦礫の街から離れて一時的にはあったが癒しのひとときを送ることができた」という感想も寄せられた。さらに、沿岸部の先生方どうしの「縦軸連携」もはかられた。「東京へ向かう新幹線車中の不安げでよそよそしかった50人の中に、研修を終えた時には、晴れやかで和気藹々の『チーム岩手』としての一体感が生み出されました。」という多田英史義務教育課長（当時）が実施報告書に寄せた一文が、この研修の成果を端的に示しているといえよう。

■ 「先生おでんせプロジェクト」 各プログラムの目的・内容・成果

内 容	目 的	内容の詳細	成果（先生方の感想から）
都内学校訪問	・東京都内の学校を訪問して授業を見学し、各校独自の教育課程等についての意見交換を行うことで、震災以前の学校の姿を再確認していただき、通常の教育活動の姿に戻すための見直しをもって教科指導等に取り組めるようになる。	・沿岸部の学校がそれぞれに抱える多様な課題に対するための考え方を知ることができるような実践を行っている都内の小学校4校、中学校3校、高校1校、小中一貫校1校を訪問。 ・教育課程や各校独自の取り組みについて意見交換、授業参観、児童生徒との交流などを実施。	・すし詰め教室、校庭の仮設住宅という“非日常”が私の日常になってしまった。きちんとした授業をみて復興の目標に気づきました。 ・掲示物などを拝見して、本校の課題解決策のヒントまでいただきました。 ・楽しそうに学校生活を送る姿を見て「学校っていいなあ」とあらためて感じる事ができました。
保護者や地域との関係作りに関する講演	・震災以降時間が経過するにつれて困難が生じやすくなると予想される保護者対応を円滑に行えるようになる。	・学校一保護者関係研究の第一人者である小野田正利先生（大阪大学教授）をお迎えし、「モンスターペアレント論を超えて～保護者と向き合う気持ちと教職員の共同性」という演題で講義。	・これまでに考えたこともない父母の見方を教えていただきました。 ・無理難題な要求をする保護者を「モンスターペアレントと呼ぶな」と叫ばれた先生の一言に、我々教師が保護者に接するときの際の大切な気構えを思い出しました。
キャリア教育ワークショップ	・「いわての復興教育」の意義としてあげられている、「自分自身を見つめ、他社や社会とのかかわりを考えるようにすること」につながるキャリア教育の実践を構想できるようになる。	・実行委員に生重幸恵氏（NPO法人スクールアドバイザーネットワーク理事長）による、キャリア教育の教育課程への適切な位置づけについての講義。 ・児童生徒に実社会の持つ迫真性や臨場感に触れる機会を持たせることにつながるような企業提供プログラムの紹介。	・被災地でキャリア教育なんかしばらく無理かなと思っていましたが、ワークショップでの話を聞いて、いろいろ考えて実践してみたくなりました。 ・紹介いただいた企業プログラムの説明を聞き、本校で取り入れることも可能ではないかと感じ、早速来年度から取り入れる検討をしています。
情報交換会	・首都圏の教育関係者が「いわての復興教育」に対する関心を高め、新たな支援実現のためのつながりの形成をはかる。 ・岩手の先生方が県外の人的資源を活用して各校で復興教育に取り組めるようになる。	・「Zeroキッズ」の合唱によるオープニングアクト。 ・文部科学省幹部職員、教育委員会関係者および教員、教育研究者や、学校訪問受け入れ校の校長やPTA役員の参加による情報交換。	・全国各地との懇談で、多くのみなさまの温かい心を受け取りました。震災以来自分たちが生徒や保護者、地域の方々とともに10カ月間がんばってきたことが間違っていなかったと自信を持つことができました。

### 3 その後の展開ほか

このプロジェクトの実施後、この研修で扱った内容のひとつであるキャリア教育については、企業などの外部資源を活用した教育プログラムの実施やコーディネートノウハウ事例集の制作等の取り組みとして継続している。さらにこのプロジェクトに参加した足立区教育委員会と大船渡市との人的交流、学校訪問受け入れ校と沿岸部の学校との交流、実行委員による復興教育推進校の小学校での訪問授業の実施など、このプロジェクトを契機として復興教育を支える取り組みが自発的に行われるようになった。

また、参加した教員の在籍する学校の校長より、参加した教員が以前にも増して積極的な実践に取り組むようにな

り復興教育推進の中心的な役割を担っている、といった報告もいただいた。今後同様の研修が実施されるのなら是非参加したい、という教員の声も寄せられており、このプロジェクトの継続実施についても検討しているところである。

このプロジェクトの実施経費は約400万円だったが、その全てを個人と企業の協賛によった。日本各地の教員、そして教育関係者以外の協賛も多く寄せられた。情報交換会での合唱や学校訪問では、子どもたちによる岩手の先生方に対する温かい歓迎があった。日本全国の教員・教育関係者の仲間からはもちろん、子どもからも、大人からも寄せられた、岩手の先生方への応援が凝縮された3日間の研修となった。

# 6

## 学校施設の応急復旧に向けた取組

### (1) 仮校舎の確保と 応急復旧（県立学校）

津波により壊滅的な被害を受けた高田高等学校及び校舎1階が浸水した宮古工業高等学校について、学校の早期再開に向け、代替施設の整備等について検討を進めた。

高田高等学校は大船渡東高等学校萱中校舎を仮校舎とし、宮古工業高等学校は宮古商業高等学校と宮古水産高等学校の校舎の一部を借用し、再開する方針を決定した。

各学校からの被災状況等の報告をもとに、応急対策の内容、改修等スケジュール、予算措置等について検討を行い、可能なものから復旧に着手した。

### 県立高田高等学校

高田高等学校は3階建て校舎の屋上近くまで水没、校舎が全壊し改築が必要な状態となった。校舎の新築復旧工事が完了するまでの間、現校舎から約20km離れた場所にある大船渡東高等学校萱中校舎（旧大船渡農業高等学校校舎、平成21年3月学校統廃合により閉校）を改修し当面利用することとした。萱中校舎は、平成21年度以降は未利用となっており、仮校舎として使用するためには水道設備や電気設備などのライフラインの改修が急務であった。

当初、自衛隊が萱中校舎を拠点に活動しており、体育館、グラウンド等の学校施設も使用していたことから、平成23年4月末までに校舎から撤収することを依頼し、授業再開に向けて必要な改修（主にライフラインの修理）を実施した。

萱中校舎の使用については、県災害対策本部、大船渡市、自衛隊といった複数の部署が関係していたことから、情報が共有されず、自衛隊の撤収日が明確にならない、仮設住宅の建設候補地になる等、連絡調整が輻輳した。

#### ■補修等応急復旧工事の実施状況

(千円)

被災学校	仮校舎等	期 間	工 事 費	改修内容
高田高等学校	大船渡東高等学校 (萱中校舎)	平成23年4月13日～ 平成23年6月1日	11,549	内部改修、間仕切り等解体・新設、 付帯電気設備工事ほか
		平成23年7月5日～ 平成23年10月17日	30,282	屋上防水改修、外壁等震災復旧、暖房設備調整、 応急耐震補強
宮古工業高等学校	宮古商業高等学校	平成23年5月19日	51	電話回線工事
	宮古水産高等学校	平成23年4月22日～ 平成23年6月10日	1,473	電子計算機室改修、水産生物室間仕切り改修ほか



県立大船渡東高等学校萱中校舎(平成23年3月16日)



校庭には自衛隊が駐留(平成23年3月16日)

## 県立宮古工業高等学校

また、大船渡東高等学校の敷地内にある同窓会館に応急的に高田高等学校職員室を設置し、3月22日(火)から本格的に学校再開に向けた準備を始めた。高田高等学校の教職員は4月中、そこで勤務すると共に、住居を被災した教職員は会館内にある和室を宿泊施設として使用した。

高田高等学校の仮校舎への移転に係る引越作業は、高田高等学校から多くの人数が必要との要請を受け、教職員課総括課長以下職員16人及び県立学校事務職員4人がボランティア休暇を取得し、4月28日(木)に現地での生徒用机等の搬入作業に当たった。

応急改修工事と移転作業を経て、平成23年5月に仮校舎において学校を再開し、5月から7月にかけて、校舎の改修工事(屋根防水、耐震補強、壁クラック補修)を引き続き行い、また、自衛隊が退去した7月以降からは、体育館の改修工事(耐震補強、改修)及びグラウンド補修工事を行い、教育環境の整備・充実に努めた。

宮古工業高等学校では被災した校舎の躯体に問題はなかったが、1階部分の浸水により、管理諸室から書類等が流失する等、学校の中核機能が失われた。また、グラウンドが被災家屋や自動車等のがれきで埋め尽くされ、現施設の改修が必要な状態となった。

がれきの撤去や設備の復旧に相当の時間を要することから、近隣の高等学校と協議し、復旧工事が完了するまでの間、1・3年生は宮古水産高等学校、2年生は宮古商業高等学校の教室を使用して再開することとなり、仮教室として使用する両高等学校の一部教室の改修工事を行った。

宮古工業高等学校の低層階に流入したのがれき等は、生徒、教職員をはじめ、自衛隊、県宮古土木センターの協力により撤去された。

なお、復旧工事が進み、本校舎の使用が可能となった平成23年8月29日(月)から自校で授業を再開した。



津波により屋上近くまで水没した県立高田高等学校校舎  
同校提供



がれきに埋め尽くされた県立宮古工業高等学校グラウンド(平成23年3月13日)  
同校提供



県立高田高等学校の捜索に向かう職員  
同校提供



津波により浸水した県立宮古工業高等学校の職員室  
同校提供

## (2) 安全点検と応急措置 (市町村立学校)

### 応急危険度判定調査\*

教育活動の早期再開に向けて、また、地域住民等の応急避難場所として使用されている建物の安全性の確認等、学校施設の建物の使用可否について判定が必要であることから、文部科学省の応急危険度判定士6名

の派遣を受けて、沿岸6市町小中学校19校（私立幼稚園2園についても併せて実施）において、平成23年3月25日（金）から27日（日）まで応急危険度判定調査が実施された。

【総合判定】 1…使用可能、2…立ち入る際は十分注意、3…立入り危険

#### ■第1班

市町名	学校名	建物区分	総合判定	
大船渡市	大船渡小学校	校舎（5棟）	1, 2	
		体育館	1	
	崎浜小学校	校舎	3	
		体育館	3	
	越喜来中学校	校舎	3	
		体育館	2	
陸前高田市	高田小学校	校舎（2棟）	1, 2	
		体育館	2	
	長部小学校	校舎（2棟）	1	
		体育館	2	
	広田小学校	校舎（2棟）	1	
		体育館	1	
	小友小学校	校舎	1	
		体育館	1	
	米崎中学校	校舎（2棟）	1	
		体育館	2	
	釜石市	釜石中学校	校舎（2棟）	1, 3
			体育館	1
唐丹中学校		校舎	3	
		体育館	3	
大槌町	安渡小学校	校舎（2棟）	1, 3	
		体育館	2	

#### ■第2班

市町名	学校名	建物区分	総合判定
宮古市	宮古小学校	校舎（2棟）	1
		体育館	1
	藤原小学校	校舎（2棟）	2
		体育館	1
	高浜小学校	校舎（2棟）	1, 2
		体育館	1
	津軽石小学校	校舎（2棟）	2
		体育館	1
	田老第一小学校	校舎	1
		体育館	1
第一中学校	校舎	2	
	体育館	2	
山田町	山田北小学校	校舎	1
		体育館	1
	山田中学校	校舎（2棟）	1
		体育館	1

\*地震などの大規模災害により被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊、外壁等の落下及び付属設備の転倒の危険性を判定して、恒久的復旧までの間の被災した建築物の使用等に当たっての危険性を情報提供することにより、被災後の人命に係る二次的災害を防止することを目的とするもの。

## 被災度区分判定調査\*

地震及び津波により被害を受けた建物のうち新築復旧又は補修復旧の判断が困難なものについて、市町村

の希望に基づき7市町20施設において、平成23年5月7日（土）から9日（月）まで、日本建築学会学校建築委員会耐震性能委員会委員（文部科学省委託）による被災度区分判定調査が実施された。

市町名	学校（施設）名	建物区分	判 定
一 関 市	山 目 小 学 校	校舎（5棟）	小破～中破（補修復旧）
	中 里 小 学 校	体育館（一部特別教室棟）	大破（改築）
大 船 渡 市	赤 崎 小 学 校	校舎（2棟）	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
		体育館	中破（補修復旧又は改築） 《津波有》
	越 喜 来 小 学 校	校舎	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
		体育館	中破（補修復旧又は改築） 《津波有》
	赤 崎 中 学 校	校舎	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
		体育館	小破（補修復旧又は改築） 《津波有》
赤崎給食共同調理場		軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》	
陸前高田市	竹 駒 小 学 校	体育館	大破（補修復旧）
	米 崎 中 学 校	体育館	小破（補修復旧）
	横 田 中 学 校	体育館	小破（補修復旧）
釜 石 市	小 佐 野 小 学 校	校舎	小破（補修復旧）
	鵜 住 居 小 学 校	校舎（7棟）	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
		体育館	倒壊（新築） 《津波有》
	唐 丹 小 学 校	校舎	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
		体育館	大破（改築） 《津波有》
	釜 石 東 中 学 校	校舎（6棟）	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
		体育館	倒壊（新築） 《津波有》
唐 丹 中 学 校	校舎	軽微（補修復旧）	
鵜 住 居 幼 稚 園	園舎	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》	
大 槌 町	大 槌 小 学 校	校舎	半壊（改築） 《津波有》
		体育館	小破（補修復旧又は改築） 《津波有》
	大 槌 北 小 学 校	校舎（2棟）	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
		体育館	小破（補修復旧又は改築） 《津波有》
	大 槌 中 学 校	校舎（6棟）	大破～半壊（改築） 《津波有》
		体育館	小破（補修復旧又は改築） 《津波有》
宮 古 市	千 鷄 小 学 校	校舎	軽微（補修復旧又は改築） 《津波有》
岩 泉 町	小 本 中 学 校	屋内水泳プール	半壊（改築） 《津波有》

\*地震等により被害を受けた建築物について、沈下、傾斜及び構造躯体の損傷状況など、主として構造躯体に見られる損傷状況から被災建築物に残存する耐震性能を推定し、その被災度を区分するとともに、継続的に使用するための復旧の要否を判定するもの。



一関市立山目小学校の校舎内部(平成23年3月23日)  
一関市教育委員会提供



釜石市立唐丹小学校の体育館(平成23年5月25日)



大船渡市立赤崎小学校の教室(平成23年5月30日)



大槌町立大槌小学校の校舎(平成23年5月25日)



陸前高田市立高田小学校の体育館(平成23年3月11日)  
陸前高田市教育委員会提供



宮古市立鶯磯小学校の職員室(平成23年3月16日)  
宮古市教育委員会提供



釜石市立鶯住居小学校の体育館(平成23年5月25日)



岩泉町立小本中学校の屋内水泳プール(平成23年5月24日)

## DATA 東日本大震災津波に係る 市町村教育委員会の対応に関する調査 平成24年度 岩手県教育委員会実施

### 学校再開時に復旧しない ライフラインへの対応

全県にわたり停電や断水が発生したが、避難場所になっている小・中学校も多いことからライフラインの復旧が早急に進められた。

内陸部では学校再開日までに復旧したが、沿岸部の一部の学校では再開場所のライフラインが復旧しないまま不便な中で教育活動を再開した。

#### ■再開場所のライフラインが未復旧であった学校数(小・中学校)

市町村名	設置校数	電気	ガス	水道	電話
大船渡市	22				22
陸前高田市	15	4	6	15	14
山田町	12	2		6	12
岩泉町	22				22

#### 電気

- 電気設備の管理を委託している業者から学校再開までに復旧できる業者に復旧工事を依頼した。
- 発電機を配置した。

#### ガス

- 緊急に使用しなければならない状況ではなく、点検・修理を依頼した。

#### 水道

- 支援されたペットボトルの水を各学校から注文を取り、週一回教育委員会の職員が各学校へ運搬した。
- 沢水を汲んだ。

#### 電話

- 個人の携帯電話等で対応した。
- NTTドコモから支援された携帯電話を使用した。
- 各校に災害優先携帯電話を配備した。



避難場所における県外からの給水支援(平成23年3月18日)  
県立高田高等学校提供



給水車駐車場(平成23年5月12日)  
陸前高田市教育委員会提供

## 被災した学校等への対応

盛岡市教育委員会 教育長 千葉 仁 一

### 1 被害の概要

平成 23 年 3 月 11 日の大地震により、盛岡市内の教育施設においても多くの被害が生じた。

学校では、校舎のつなぎ目の破損、校舎内外の壁の亀裂・崩落、壁面モルタル・タイルの落下、天井のはがれや落下、蛍光灯の脱落、床の亀裂、ダムウェーター作動不可、体育館の梁の断裂、ガラスの破損、水道管の破損破裂等多くの被害が発生した。

このうち、数校の学校では、体育館や一部教室を使用することができなくなり、日常の授業に支障をきたした。これらの学校に対しては、応急措置や使用教室の変更、近隣の体育館の借用等の対策を講じ、4 月中には何とか授業ができるようになった。

しかし、厨川中学校は、南校舎 1 階技術室の柱 3 本が座屈、中央階段 1～4 階のエキスパンション付近の床・壁等が破損・落下するなど校舎が大きく損壊し、南校舎全体が使用できなくなった。

### 2 3校での分散授業

厨川中学校の被害の状況から、南校舎 2 棟を使用中止とし、平成 24 年 4 月の新校舎完成まで（厨川中学校は耐震

性が低いため、震災以前から校舎の改築工事を進めていた）、使用可能な北校舎と近隣の小学校 2 校を使い、平成 23 年度から、次のように 3 か所に分かれて授業を行うことにした。

- 1 年生は大新小学校 6 教室、2 年生は青山小学校 6 教室、3 年生及び特別支援学級は北校舎 10 教室で授業を行う。
- 1、2 年生については、保健室、昇降口及び特別教室並びに授業で使用する体育館は、小学校と共に使用する。また、各学校に職員控室を設置する。職員室・校長室は北校舎に配置する。
- 部活動は、現体育館、現屋外グラウンド等を使用する。
- 通学路など、必要な安全確保を行う。

このような方針を決めた後、各小中学校の教職員及び保護者等に説明をした。

北校舎は、職員室や理科室等の特別教室が配置された校舎であり、実験台の撤去、黒板の移設、床の改修等、分散授業実施のために必要な工事を行った。また、柔剣道場を普通教室に、小体育館を音楽室に改修し、仮設トイレや手洗い場も新たに設けた。小学校には、職員控室を設置し、電話やコンセントを増設した。

1、2 年生の学ぶ小学校では、小学校と中学校の時間が異なるため、チャイムを止めることにした。子どもたちは、



対面式で挨拶する厨川中学校の生徒(大新小学校)



小学校普通教室での音楽の授業(青山小学校)

時計を見ながら主体的に行動し、授業に遅れたりすることもなく、支障なく学校生活を送ることができた。被災した厨川中学校の様子を報じた新聞に、「仮設トイレの臭いがひどいですが、沿岸にはもっと厳しい状況の人がいます。勉強できるだけで幸せです」という生徒の話が掲載された。生徒の健気な姿に心を打たれた。同時に、「子どもたちのために、最大限の対策を講じていこう」と決意を新たにした。

### 3 分散授業の解消

厨川中学校は、平成 23 年度末に校舎が完成する予定だったが、震災の影響による資材不足や人手不足のため工期が延びた。このため、新年度になっても分散授業が解消されないことが懸念されたが、何としてもそれだけは避けなければならないとの一心で、分散授業を解消するためのあらゆる方策を検討した。

その結果、使用中の北校舎と新校舎の完成した部分を使用することにより、分散授業を解消することができた。6 月末には新校舎が完成し、すべての生徒が新校舎に入ることができた。

分散授業により、校舎間の移動や部活動の場所の確保など様々な不便をかけたが、関係者の皆さんの協力により、無事 1 年間で過ごすことができた。

### 4 インターハイ水泳競技大会の開催

学校のほか、社会体育館や文化施設等にも大きな被害が生じた。特に、総合プールやアイスアリーナは、8 月開催予定のインターハイ水泳競技の会場、選手控室となっていたが、天井部分の落下や壁の亀裂など被害が大きく、インターハイ開催が危ぶまれた。平成 23 年度のインターハイは、北東北 3 県で開催されることになっており、盛岡市の総合プールでは、競泳と飛込が行われる予定であった。

インターハイそのものの開催については、主催者も大変悩んだと思うが、平成 23 年 4 月 12 日付の文書で「本連盟にとりましても苦渋の決断であります。被災地の方々に高校生のはつらつとした元気な姿を受け取っていただき、それをこれからの生活再建・再興に役立てていただければと考え決断いたしました」と全国高等学校体育連盟会長名で、インターハイ開催を改めて依頼してきた。

盛岡市としても、「大会開催により被災地に感動と勇気を与えたい」との考えのもと、何とか開催をしたいと考えていたので、大会開催に間に合わせるよう全力で修繕を行った。その結果、予定どおり 8 月 17 日から 20 日までの 4 日間の大会を行うことができ、成功裏に終わることができた。

### 5 転入した被災児童・生徒等への対応

震災後、県内外の被災地の多くの子どもたちが盛岡市に転入してきた。平成 23 年 4 月 25 日時点で、盛岡市立の学校への転入生は、幼稚園児 5 名、小学生 104 名、中学生 35 名、高校生 5 名である。受け入れた学校は、幼稚園 2 園、小学校 29 校、中学校 13 校、市立高校 1 校である。子どもたちの多くが、県内の沿岸被災地からの転入であるが、宮城県や福島県等の県外からも 36 名転入している。

学校では、転入した子どもたちに、学校や PTA からの支援、盛岡市や岩手県からの物資支援、災害救助法による支援など、様々な支援を行った。

また、盛岡市では、被災児童・生徒等に対し、保育料や入園料、入学料、入学考査料の免除や就学援助制度による支援を行った。私立幼稚園に対しても、私立幼稚園就園奨励補助金制度を適用して、被災した保護者の負担軽減を図るようにした。

さらに、震災の話題に触れないようにしたり、子どもの悩みや訴えに適切に対応したりするなど、被災した子どもたちの心のケアにも取り組んできた。なお、被災地からの転入生は、平成 24 年 5 月 1 日現在、幼稚園児 1 名、小学生 131 名、中学生 36 名、高校生 6 名である。

### 6 避難所となった学校

この大震災では、市内の小中学校 23 校も避難所となり、3 月 11 日～ 15 日の 5 日間に 1,001 名が避難した。停電のために照明や水道・固定電話等が使用できない中、避難者の受入れ、毛布・飲料水・食料の配布や暖房用燃料の確保など、避難者への支援活動を行った。

# 7

## 国や他の自治体等からの支援

### (1) 国からの支援

文部科学省の政務三役・幹部が被災地域の視察に訪れたほか、県教育委員会へ現地連絡調整員が派遣され、被災状況と支援要望の把握が行われた。また、文部科学省所管の法人等を通じて、さまざまな分野から教育活動への支援策が講じられた。

#### 現地連絡調整職員の派遣

平成 23 年 3 月 25 日（金）から 7 月末までの 4 カ月、文部科学省から県教育委員会に現地連絡調整職員（文部科学省大臣官房付 石崎宏明氏）が派遣され、沿岸市町村の教育委員会、被災した学校の校長などから被害状況や支援ニーズを把握し、災害対策業務について国と連絡調整すると共に、法令の解釈や要望の取りまとめ等について助言がされた。

#### 「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト」の開設

平成 23 年 4 月 1 日（金）から、「支援の要請」と「支援の提案」のマッチングを行う「子どもの学び支援ポータルサイト」が文部科学省のホームページ上に開設された。被災した学校や教育委員会等のニーズと、支援を提供したい全国の団体等の情報が相互に登録でき、支援が速やかに行われた。パソコン、下駄箱、掃除用具等の備品、水泳用具・画材セット等の学用品、ヨット、楽器等部活動具等の物的支援から、義援物資の搬入・仕分けをするボランティア等の人的支援まで、県内ではこのサイトを活用して 69 件の支援を受け、教育環境の整備と教育活動の充実に役立てられた。

#### 「みんなでつくる被災地学校運営支援サイト」の開設

国立教育政策研究所（NIER）では、国立情報学研究所（NII）の協力で、平成 23 年 4 月 8 日（金）に、「みんなでつくる被災地学校運営支援サイト」を開設した。過去の災害被災地の事例における学校運営や学習指導

について情報共有できるサイトで、さまざまな条件下で授業再開しなければならない被災地の学校を支援した。

#### 「東日本大震災特別弔慰金」の創設

文部科学省は平成 23 年 5 月 31 日（火）に、震災時に学校管理下にあつて死亡した児童生徒等 1 人につき 500 万円の弔慰金を支給することを決定した。これまで、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度では、大規模な自然災害による場合には災害共済給付は行わないこととされていたものを、特例的に東日本大震災特別弔慰金として新たな仕組みを設けたもので、平成 23 年 6 月 22 日付け日ス振学災第 72 号により正式に通知があつた。

平成 23 年 7 月から手続きが開始され、県立学校では 4 校 12 人が該当し、特別弔慰金が支給された。

#### 大学入試センター試験への対応

学校法人北里研究所北里大学は、大船渡・高田地区の大学入試センター試験会場であつたが、被災によって大学が会場として使用できない状態となつた。当該地区で試験会場を確保し実施ができなければ、生徒は県央部まで移動して受験することとなり、経費や体調管理等、物心両面で負担となるおそれがあつた。

県教育委員会は、平成 23 年 6 月末に県高等学校長協会と連携し、国への要望書に「会場を沿岸部に設けること」「被災生徒の受験料を免除すること」の 2 点を盛り込んだ。また、7 月上旬、岩手県におけるセンター試験世話大学である国立大学法人岩手大学に対しても事情説明及び要望を行った。この結果、平成 23 年度は北里大学が主管し県立大船渡高等学校で試験を実施すること、また、震災前は釜石地区の生徒は、県央へ移動しての受験であつたが、岩手大学が主管し県立釜石高等学校で試験を実施することが決まつた。加えて、被災生徒の受験料免除も認められた。

試験の実施に当たっては不足する人員を県教育委員会が協力することとなり、それぞれの高等学校の教職員が会場係として協力し、県教育委員会は県立大船渡高等学校で監督補助員として協力した。

平成 24 年度は北里大学が、大船渡会場を主管することはできない旨の意向を示したため、関係機関で協議を行った結果、岩手県立大学が主管して、北里大学、学校法人岩手医科大学、県教育委員会が協力することで実施することとなった。また、釜石高等学校会場は、引き続き岩手大学が主管して実施した。

## (2) 他の自治体等からの支援

甚大な被害を受けた沿岸市町村では、行政機能が一時的に停止したため、各教育委員会では業務の実施体制を回復させる必要があると共に、学校再開に向けた学務事務や学校施設の復旧が急務であった。県内はもとより県外各自治体からも人的・物的支援を受け、徐々に体制を取り戻していった。学校再開後も、授業・実習・行事における実践的な支援を受け、教育活動の充実が図られた。

### 教育環境の整備に係る物的支援

県外自治体から机・椅子などの学校備品の提供があり、教育環境が整備された。県教育委員会を通じて被災校に寄贈された。これらのほかにも多数、市町村や学校に直接支援があった。



岩泉町教育委員会に支援された宮崎県産の木製机・椅子  
(岩泉町立小本中学校)  
岩泉町教育委員会提供

#### 自治体等からの主な物的支援

支援元自治体等	支援先	支援内容
北海道滝川市教育委員会	宮古市教育委員会	金管楽器等19台
青森県弘前市	野田村教育委員会	スクールバス1台等
青森県弘前市教育委員会	陸前高田市教育委員会	スクールシューズ330足、水泳道具一式1,050人分
石川県	岩泉町教育委員会 (岩泉町立小本小学校、小本中学校)	液晶テレビ15台
大阪府寝屋川市	陸前高田市教育委員会	ブルーヒーター100台
長崎県教育委員会 長崎県諫早市教育委員会	大槌町教育委員会 (大槌町立大槌小学校、山田町立船越小学校)	児童用机・椅子 260セット (両校が間借りしていた県立陸中海岸青少年の家に搬入された)
宮崎県	岩泉町教育委員会 (岩泉町立小本中学校)	宮崎県産の木製机と椅子(愛称「あいちゃん」)40セット
埼玉県深谷市	田野畑村教育委員会	ランドセル、学用品一式

(県教育委員会を通じた支援及び平成24年度「東日本大震災津波に係る市町村教育委員会の対応に関する調査」より)

### 職員派遣

県内教職員等の応援派遣に加えて、県外自治体からの職員派遣により人的体制が強化された。また、県外自治体・大学等からカウンセラーや臨床心理士が初期の児童生徒・教職員のメンタルケアに従事したほか、平成24年度には文化庁の斡旋により10道府県から埋蔵文化財調査への協力があった。

#### 教育委員会への職員派遣

自治体等	時期	支援先	内容
埼玉県和光市	平成23年 12月～	大船渡市 教育委員会	事務職4名
東京都	平成23年 4月11日 ～	大槌町 教育委員会	教育庁指導主事 建築職等12名
長野県佐久市	平成23年	大船渡市 教育委員会	土木技師1名
愛知県名古屋市	平成23年 5月12日 ～	陸前高田市 教育委員会	建築職1名 事務職1名
大阪府	平成23年 5月初旬～	大槌町 教育委員会	建築職1名

(県教育委員会を通じた支援及び平成24年度「東日本大震災津波に係る市町村教育委員会の対応に関する調査」より)

■児童生徒のこころのケア(初期対応) 平成23年5月～6月

派遣先	派遣元(人数)
大船渡市	富山県3名 愛知県18名 沖縄県11名 兵庫教育大学15名 跡見女子大学6名
陸前高田市	北海道36名 秋田県6名 長野県12名
住田町	滋賀県5名
釜石市	埼玉県12名 大阪府24名 山口県6名 大分県4名
大槌町	京都府6名 広島県12名 長崎県10名
宮古市	神奈川県41名 新潟県4名 岐阜県10名 静岡県12名 和歌山県6名 岡山県6名 高知県6名
山田町	千葉県12名 兵庫県11名 佐賀県6名
岩泉町	鹿児島県5名
田野畑村	青森県5名
久慈市	香川県4名 熊本県6名 学習院大学6名

■埋蔵文化財調査 平成24年4月1日～平成25年3月31日

派遣元	人数
北海道、青森県、秋田県、群馬県、千葉県、 静岡県、滋賀県、大阪府、熊本県、鹿児島県	各1名 計10名

### 特別支援学校への教員派遣

秋田県教育委員会から沿岸地区特別支援学校への教員派遣による人的支援を行いたい旨の申し出があり、被災地域にある特別支援学校に希望調査した結果、県立気仙光陵支援学校に派遣をお願いすることとした。

被災地域では、教職員の多忙化によるマンパワーの不足、自作教材教具やプリント等の不足、震災で生じた環境の変化による児童生徒のストレス等の課題に直面していた。



秋田県の特別支援学校の教員による音楽の授業(平成23年7月21日)  
県立気仙光陵支援学校提供

秋田県特別支援学校の教員(教諭、実習助手、指導主事等)が、平成23年6月から11月までの期間、延べ12回47人が派遣され、授業・実習の指導補助、学校行事等への支援、震災以降滞っていた学習空白の補完、音楽会や体育的活動、寄宿舎における生活指導等ニーズに応じた支援が行われた。

### 水産実習等の受け入れ

県立高田高等学校では、実習棟がある広田校舎が被災し、実習する場の確保が急務であったが、人事交流で旧県立広田水産高等学校に勤務した経験のある秋田県立男鹿海洋高等学校の教員とのつながりがきっかけとなり、秋田県教育委員会及び男鹿海洋高等学校の協力によって、海洋システム科の生徒が潜水実技や製造実習などの水産教育実習を男鹿海洋高等学校で実施することができた。教育実習は平成24年度も継続して行われた。

また、被災によって実習船「翔洋」が使用できなくなった県立宮古水産高等学校においては、同校教員に北海道大学水産学部の卒業生がいたことなどから、北海道大学の協力によって、海洋技術科の生徒が、イカ釣り、プランクトン採取、海洋観測等の乗船実習を同大学水産学部の実習船「おしよる丸」で平成23年度及び平成24年度に実施した。



秋田県立男鹿海洋高等学校のプールでダイビング実習(平成23年8月6日)  
県立高田高等学校提供



北海道大学水産学部の実習船「おしよる丸」の操舵室見学(平成23年10月3日)  
県立宮古水産高等学校提供

### (3) NPO等諸団体からの支援

学校再開に向け、被災した学校では早急に教育施設設備の整備が必要となり、児童生徒には学校生活に当面必要な学用品や制服等の支援が望まれた。被災から学校再開までの1カ月半の間に、企業、団体、個人等幅広い層から、学用品を中心に数多くの支援が寄せられた。

NPO等諸団体の中には発災直後から沿岸市町村に現地スタッフを派遣し常駐させて活動する団体や、沿岸市町村への利便性が高い内陸市町村に拠点を置いて活動を開始する団体があり、それぞれが持つネットワークや資金力、救援活動のノウハウを生かして、行政では早急に対応できない現場のニーズに沿った教育環境の整備に取り組み、大きな役割を果たしている。

教育活動が徐々に震災前の状態に戻り始めてからは、教材・教具の支援、団体職員の派遣による学習支援、部活動の設備・用具、大会等にかかる費用の支援等、より充実した教育環境を整えるための支援内容に移っていった。

また、下校時に用いる懐中電灯や緊急を知らせるための防犯ブザー等、児童生徒の安全確保のための支援

もあり、県教育委員会学校教育室が被災地域の教育委員会や学校に対してニーズ調査を行い、支援の申し出があったNPO団体等に調査結果を提供する方法をとることが多かった。

【支援団体一覧は P278 に掲載】

### 沿岸漁業共同実習船の建造

沿岸漁業共同実習船「翔洋」（平成6年建造139t）は、県立宮古水産高等学校、県立久慈東高等学校、県立高田高等学校の水産実習等において共同利用されていた。

発災時、「翔洋」は宮城県石巻港において定期点検中であったが、津波により陸上へ擱座し救助不能であったことから、平成23年7月26日に船骸撤去した。

このため、新たな共同実習船の建造について検討を進めていたところ、公益財団法人日本財団から、公益財団法人岩手漁業担い手育成基金を通じて建造経費等の支援を受けることとなった。

新たな共同実習船の建造に向けて、平成24年度から設計に着手し、平成25年度に着工、平成26年度の竣工を目指している。

#### ■主な支援内容

支援団体	支援内容
財団法人みずほ教育福祉財団	小・中学校理科実験用具
公益財団法人ケア・インターナショナルジャパン	県立宮古水産高等学校に実習機器（カッター船2隻）寄贈
公益財団法人日本財団	船舶、船外機ほか
IPPO IPPO NIPPON プロジェクト	実習機材（冷凍冷蔵庫、水上バイク、空気調和実習装置、小型貨物自動車、和船、船外機ブルドーザ、電動介護リフト、数値制御工作機等）
公益財団法人国際開発救援財団（FIDR）	中学校・高等学校へ部活動用具や設備等の支援 大会や遠征に係る費用等の部活動支援
公益財団法人日本ユニセフ協会	学用品の提供、中総体・高総体参加の支援（移動費・宿泊費）、LED懐中電灯
認定NPO法人国境なき子どもたち（KnK）	通学用・部活動用バスの運行支援、浄化水槽の設置、校庭の整備・復旧、教職員住宅4棟の修復、制服や運動着、部活動の備品やユニフォーム、職員室用の机、いす、ロッカー等の物的支援、LED懐中電灯
日本赤十字社	LED懐中電灯
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（SCJ）	仮設トイレの設置、給食・補食の支援、通学バス、部活動バスの支援、防犯ブザー、LED懐中電灯
特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン	制服等の支援（大槌町、野田村、田野畑村の小・中・高等学校）
公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）	釜石市教育委員会、大槌町教育委員会へ職員派遣（授業補助、校務支援）
独立行政法人国際協力機構（JICA）	職員派遣（宮古市、山田町、陸前高田市）

## 有効・有益な外部支援について

NPO・NGO等諸団体からの外部支援において、有効・有益であった支援や、有効・有益であると考えられる支援について、以下のような回答があった。

### 【発災から一週間程度の外部支援】

- 避難場所となった学校での宿泊を伴う人的支援
- 避難者対応や教職員の負担軽減のための人的支援
- 種々な作業に対応する「人手」
- 避難所対応や被災により身動きがとれない各学校の被害状況等の調査、市町村教育委員会への報告、資料のまとめ等
- 被災現場に寄り添う姿勢(現場に入り、共に考え行動すること)
- 被災した子どもたちに対する支援(遊びの場、道具、相手をする人)
- 施設・設備の復旧に係る支援

### 【学校再開に向けた教育環境の整備に係る外部支援】

- 施設被災の修理あるいは整備のための予算的支援と工事の発注そのもの(職員の忙殺状態、施工業者の対応困難状態)への支援
- 仮設トイレの設置や合併浄化槽の整備、屋上の受水槽へ送るためのポンプの設置等
- 学校再開に当たっての課題について、学校と教育委員会間の伝達と課題解決のための協議(連絡手段がない時期)
- 被災児童、生徒の制服や体操着、給食着、水着支援
- 被災学校の教職員(職員室)用の機器類や仮校舎への備品支援
- 通学手段を確保するためのスクールバス
- 弁当の確保(避難所では昼食を作れないため)
- 教職員や児童生徒に対する支援として家族まで含めた、通常生活確保への支援
- 臨床心理士資格を有するスクールカウンセラー等の専門職の配置(自治体レベルでの対応が困難なため、国や全国組織による支援が有効)



認定NPO法人国境なき子どもたちから県立宮古高等学校ヨット部に支援された救助艇(平成24年3月)  
同法人提供



ユニセフの支援で陸前高田市立高田小学校に設置された浄化槽  
陸前高田市教育委員会提供

## 岩手県高等学校教職員組合の 取り組み

岩手県高等学校教職員組合 執行委員長 上田 高

### <不眠不休の組合員>

震災当日は、場所により雪が舞う厳しい寒さの中、生きるための懸命の避難や救出作業が行われ、ある高校は避難場所となり、千人を超える避難者をわずかに十数人の教職員で受け入れ、不眠不休で世話にあたった。避難所となった学校では、避難所運営の傍ら生徒の安否確認、学校再開に向けた作業と休む間もなく奮闘し、震災からわずか2ヶ月後の5月に全ての学校で授業を再開させ、その後の復旧・復興業務と日常教育活動という過酷な勤務に耐えた。

### <緊急支援行動>

岩手県高等学校教職員組合（以下、高教組）は、震災直後から被災教職員と被災生徒の支援行動に取り組んだ。情報収集と日教組など各方面への支援要請と、毛布、米、飲料などの緊急支援物資の調達を行い、15日から避難所となった学校を中心に連日の支援物資輸送と被災状況の確認、教職員の安否確認に当たった。毎日、高教組の被災地情報を県教育委員会へ伝えるとともに、県から必要な情報を得て支援が行き届いていない学校等への支援など効果的な活動を行うことができた。また、休職中の教職員については組合ルートで所在と安否確認を行った。

### <被災した教職員と生徒への支援>

被災者支援のため、県内各分会に緊急カンパと支援物資提供を呼びかけ、震災2週間後には約500万円のカンパと多くの物資が寄せられ、震災当初の緊急物資輸送を円滑に行うことができた。また、県内外からの義援金と高教組特別会計から約6千万円を拠出し、様々な支援活動を行った。住居を失った組合員に対しては、被災10日後から被災見舞金を現金で直接手渡し、組合員以外の支援を目的に各分会に対し分会特別支援金を給付した。被災生徒支援としては、保護者を亡くした生徒に対し1人10万円の特別奨学金を150人に支給。また、これらの支援活動には、高教組退職OBの組織である「高退連」や現業員の組合である「高現組」などからも多大な協力をいただいた。

### <全国の教員仲間からの支援>

全国の教員組合から多くの義援金や支援物資が届けられた。被災生徒に対しても辞書などが全国から寄せられた。兵庫県立舞子高校環境防災科長の諏訪清二氏からは、高教



県立高田高等学校へ支援物資(平成23年3月15日)

組主催の学習会等において阪神淡路大震災で得られた多くの貴重なアドバイスを頂戴した。また、連合や日教組のボランティア活動に多くの仲間が駆けつけ、宮古工業高校の引っ越し作業をはじめ、多くの支援をいただいた。その他、長崎から「高校生平和大使」を被災地からとの依頼があり、高田高校の生徒が国連の場で平和大使として被災地報告を行う活動の支援を行った。

### <認定NPO法人KnKとの連携>

新年度に入り被災した生徒等の制服支援について、認定NPO法人KnK（国境なき子どもたち）への橋渡しを行い、行政やユニセフで支援できなかった制服支援を行うことができた。また、KnKは一時、高校会館に現地事務所を設置し、高教組と定期的に情報交換を行い、分会から支援要請のあった通学・部活動支援など様々な要望に取り組んでいただいた。

### <終わりに>

多くの犠牲者が出た未曾有の大災害であったが、高教組としては組織の力を最大限発揮し、全国からの支援を受け、被災教職員、被災生徒等への支援を行うことができた。行政では対応できないことや、緊急を要することなどに対応でき、「組織」の持つ力強さを実感した。終わりに県教育委員会との緊密な情報共有などにより、被災者支援活動に多くの連携がとれたことに対し、関係者に感謝したい。

## さんそ（想像・組織・創造）が問われている

岩手県教職員組合 中央執行委員長 豊 巻 浩 也

3月11日、岩手教育会館内で、大きな長い地震を体験した。向かいの盛岡城跡公園に避難した後も大きな余震が続いた。沿岸地域を大津波が襲っていることをワンセグで知り、「ただならぬこと」が起きている不安にかられた。翌日の午前中に久慈市を見て回った。久慈湾の新港防潮堤も大津波は越えた。「どぶ臭い泥」をもくもくとかき集める人、歩道に乗り上げた学校生協の配達車両、製氷所に散乱した魚箱や魚網。停電と断水の中、人々は生活用品を求めてマーケットに、水を求めて給水所に、ガソリンを求めてスタンドに長い列を作った。久慈中学校の昇降口には、「卒業式延期」を伝える貼り紙があった。

翌週の岩手県教職員組合（以下、岩教組）書記局。不通だった外線電話が鳴り始め、問い合わせが続いた。現地の情報がない中で、「震災関係受付メモ」に内容と対応を記録した。まず必要なことは、教職員・児童生徒の「安否確認」だ。県教委の資料の「全員無事」という記載にほっとした。が、非常勤職員、特別支援教育支援員や育休者など、当日、学校にいなかった人の安否確認が必要だった。本人や知人、帰省先に電話をかけて、県学事関係職員録でチェックをした。被災地は携帯電話等による通信が不通のために、現地に入っただけの情報収集が求められた。岩教組は、「緊急車両」登録を6台分行い、ガソリンを苦労して入手し、二人一組での日帰り現地調査を行った。また、高教組とともに「震災対策会議」を設置し、情報の共有や県教委、日教組への対応、学校生協や教職員共済との連携を毎日行った。初動の参考となったのは、阪神淡路大震災や中越地震の記録。電話でいただく励ましの言葉や届けられる支援物資とともに、これらの知恵に勇気づけられ活動を進めた。

組織内に「支援物資提供のお願い」を发出し、岩手教育会館口ビーや県内各地の教育会館を集まった物資の集積所とした。それを見た市民の方々からも、たくさんの救援物資が届けられた。緊急車両で沿岸地区の避難所に食料や生活必需品を配達するとともに、学校を回りながら、必要な物資は何か、不安なこと、知りたいことを聞いて来た。これらのことは、毎夜の打ち合わせで確認され、翌日の配達に生かした。被災された方々を元気づけるために、物資と

ともに配布したのが、復興支援のための情報誌「がんばろう SANRIKU!!」(A4版)だ。第1号は3月18日に発行し、組合も安否確認や物資支援を行っていることを知らせた。その後、翌年の3月まで（通算40号）発行し、その時々に必要な情報と被災地からの「変わっていく要求」を記事とし、被災地に届けた。

4月に岩教組、高教組は、被災校へ電動アシスト自転車を贈った。坂道の多い学区内での家庭訪問や避難所間の連絡に役立ててほしいという願いからだ。ユニセフの「Back to School」（被災地の子どもたちへの学用品提供）では、学年に応じた学用品の選定と配達を行い、子どもたちの笑顔に出会った。人的支援として、盛岡市教委と連携し、宮古管内被災小中学校へ貸し切りバス1台分のスタッフを5回にわたり派遣した。また、連合、日教組、各県教組のボランティアを全国連帯で実施した。組織は力である。

岩手教育会館では共済部事業を行っている。県内の小中学校児童生徒から一人年額20円、教職員から一人年額200円の資金拠出をお願いしている。1933年の昭和三陸大津波のあと帝国教育会岩手県支部が発足させた弔慰金、見舞金の互助制度である。東日本大震災では、児童生徒、教職員8,662人に総額1億8,680万円の死亡弔慰金、救援見舞金を給付した。80年前の大災害により始まった互助の精神は継承され、今回の震災で多くのお見舞いが給付された。また、保護者を亡くした327人の小中学生に災害遺児奨学助成金を給付した。

生命を育んできた豊かな海も、時として凶暴な姿を見せる。三陸沿岸では、津波から生活を守るためのたたかいはくりひろげられてきた。毎年、地域や学校では避難訓練を行い、自然と共存するための知恵を学び、災害から身を守るために「ことが起きたときにどのように行動すればいいのか」確認しあっている。問われ続ける「生きる力」である。



## 認定 NPO 法人 国境なき子どもたちの取り組み

認定 NPO 法人国境なき子どもたち (KnK) は「世界の恵まれない青少年を支援すること」、そして「日本の一般市民、とりわけ若い世代の人々に対し教育啓発すること」を使命とし、1997年に日本で設立された。2011年3月11日に発生した東日本大震災を受け、①教育分野における物資支援、②スポーツや文化などの課外活動支援、③子どもの居場所づくり支援、④コミュニティセンターの再建・修復支援に取り組んだ。

震災発生後に岩手県庁や沿岸部各市町村の行政機関への聞き取り調査を行なった結果、多くの学校が被災し、新学期を控え困難に直面していることが明らかとなった。KnK では一日も早く子どもたちが日常生活を取り戻せるよう、主に小学校から高校を対象とし、学校への支援を開始した。2011年4月から9月までは、学校への物資提供を中心に支援活動を実施した。教育委員会や学校と協力し、体操着や制服、運動靴、通学カバンなどの学用品、黒板、給食用食器などの学校備品、机や椅子、通信機器などの教師用備品を岩手県内の計83校に提供した。また、子どもたちの安全な通学を確保すべく沿岸部の市町村にスクールバス計22台を提供した。合わせて、子どもたちを取り巻く教育環境を少しでも復旧させるべく、小学校の校庭整備や合併浄化槽の設置、教職員住宅の改修など、関連設備の整備支援にも取り組んだ。

様々な支援が小学校や中学校に集中するなか、県教育委員会、県高等学校教職員組合および各高校からの相談を受け、沿岸部および一部内陸の高校への支援要望に対する聞き取り調査を行った。各校からの支援要望に基づき、高校生活を送るために欠かせない制服や進学を後押しするセンター試験の交通費など、計13校に様々な支援を行った。さらに災害により日常機能が回復していない状況でも子どもたちが子どもらしい時間を過ごせる場や機会を確保すべきであると考え、部活動のユニフォーム、ボートや救助艇などを含む部活動備品や文化祭実施時のシャトルバスなども積極的に支援した。また、通信制高校や定時制高校の生徒らが震災によってさらに困難な状況に置かれていること

も判明し、スクーリングのための交通手段の提供や給食費の補助を行うことで教育機会の確保に貢献できた。

多くの建物が破壊され、校庭や空き地には仮設住宅が建ち、遊ぶスペースが限られてしまった子どもたちが放課後に遊んだり落ち着いて勉強することができるよう、路線バスを改造し、椅子と机、本棚を設置したバス、移動型子どもセンター「走る! KnK 子どもセンター」を2011年12月より開始した。また、震災により失われたコミュニティセンターの存在が、復興に向けた心の拠り所となると考え、岩手県釜石市、山田町および大船渡市からの要望のもと、コミュニティセンターや自治会館の再建・修復支援にも着手した。子どもを含め、地域の人々が集い、震災前の交流を取り戻すことができるよう、行政や支援企業との協力のもと再建・修復に向けて、調整を進めている。

岩手県における KnK の活動は、県教育委員会および各市町村の教育委員会や学校、先生方、高等学校教職員組合の皆さまのご協力なくして実施することは不可能でした。私どもを温かく迎えて下さり、共に活動する機会を頂けたことに深く感謝申し上げます。



移動型子どもセンター「走る!KnK子どもセンター」  
(陸前高田市/平成24年4月)



## 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン の取り組み

セーブ・ザ・チルドレンは、子ども支援に関して世界最大規模の国際 NGO である。1919年に英国で創立され、90年以上にわたって活動を続けている。世界30か国に拠点を置き、約120の国と地域で生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」に基づくアプローチによる事業実地と提言活動を行っている。もともとセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（以下 SCJ）は、東京本部と大阪事務所のみであったが、東日本大震災の緊急復興支援活動の実施にあたり、宮城県仙台市、岩手県遠野市、福島県会津若松市にも事務所を開設した。

2011年3月11日の東日本大震災発生直後、SCJは被災地に入り、子どもの保護を最優先に、現地の状況を調査し、ニーズに沿った支援を展開してきた。SCJが最初に行った支援活動は「こどもひろば」の設置であった。「こどもひろば」とは、被災した子どもたちのために避難所に設置する安心・安全な空間の事である。粘土やお絵かき、ボール遊び、トランプなど子どもたちが被災前に行っていた遊びを通じて、子どもらしくいられる時間を取り戻すことを目的とし、震災発生5日後には、宮城県仙台市に最初の「こどもひろば」を開設し、更に発生から1か月後までに、宮城県と岩手県の7地域で合計19か所を開設した。また「こどもひろば」における子どもや大人との交流を通じ、本格的なニーズ調査を実施し「教育」「子どもの保護」「子どもにやさしい地域づくり」を3本柱とする本格的な支援体制を確立した。更に、民間団体ならではの強みを生かし、個別の子どもたちや保護者の声に耳を傾けながら、「東日本大震災復興支援事業」として5カ年計画を構築していった。これまでに岩手、宮城、福島3県において支援した子どもの数は6万人以上に上る。

教育環境の復旧・復興に関する取り組みに関して、SCJは被災地の生徒・学校に安全で健康的、適切な学習環境を提供すること、また学業の継続が困難な子どもたちが学業を継続できるよう、その機会を提供することを目指している。こうした目的を達成するために、SCJは被災地での多様な支援活動を包括的に行ってきた。例えば、(a) お弁当・給食補助食の支援、(b) 仮設トイレの設置、(c) 学用品・学校備品の配布、(d) 通学が困難になった生徒や学校の体育館が避難所となり、グラウンドには仮設住宅が建設され部活動が困難になった生徒への交通手段の支援、(e) 学習機会が少なくなった子どもたちへ、オンライン上で学習をサポートするオンライン・自習室の実地、



陸前高田市立第一中学校部活動のためのバス支援（平成23年9月28日）

(f) 防災用品の配布、(g) 奨学金支援、(h) 校庭遊具の設置などである。

中でも、岩手県陸前高田市で行われた「バス支援」について触れたい。これは、部活動を再開するにあたり、移動のためのバスを提供し、子どもたちへ交通手段の支援を行ったものである。特筆すべきは、このバス支援では、行政と学校、SCJの連携により、スムーズな支援活動とその移行が行われたということである。陸前高田市では市内の運動場の大部分が被災したり仮設住宅が建設されたりしたため、市内に残った運動施設や、大船渡市・住田町・一関市など内陸にある運動施設への移動が不可欠となっていた。しかし、部活動は課外活動のため、震災直後の混乱期では教育行政による資金捻出も難しかったことから教育委員会からSCJに支援要請があった。ところが、個々の学校同士の公平性を保ってバスを配車するのはSCJにとっては難しい作業であったため、校長会の先生方や教育委員会の方々を中心となって安全に、公平な配車スケジュールを計画してくれた。その結果、2011年度無事にバス支援を実施することができた。その後、このバス支援は地元陸前高田市により国の復興交付金事業を受けて予算化され、自治体で自立した運営がなされている。このようにSCJのような支援団体が緊急時に対応した活動を、地方行政や地域の団体に引き継いでもらうことによって、地域のニーズに沿った支援が継続的に行われていくことが理想的な形だと思われる。

SCJは今後も子どもたちとともに、行政や学校、保護者・地域の方々、その他の関連団体との密接な協働によって、地域に根付くような継続的な支援活動が形成されることを目指していく所存である。